

官報

号外 平成十年十月六日

○第百四十三回 衆議院會議録 第十六号

平成十年十月六日(火曜日)

議事日程 第十二号

平成十年十月六日

正午開議

- 第一 国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)
- 第二 国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)
- 第三 国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(郵政産業労働組合関係)
- 第四 国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係「定員内職員」)
- 第五 国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員及び定期作業員」)
- 第六 国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係「定員内職員」)
- 第七 国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員及び定期作業員」)

- 第八 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案(第百四十二回国会、内閣提出)
- 第九 国有林野事業の改革のための特別措置法案(第百四十二回国会、内閣提出)
- 第十 国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案(第百四十二回国会、内閣提出)
- 第十一 森林法等の一部を改正する法律案(第百四十二回国会、内閣提出)
- 第十二 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に関し承認を求めるの件(第百四十二回国会、内閣提出)
- 第十三 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案(第百四十二回国会、内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)
- 日程第二 国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)
- 日程第三 国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(郵政産業労働組合関係)

午後零時一分開議

○議長(伊藤家一郎君) これより会議を開きます。

- 日程第四 国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係「定員内職員」)
- 日程第五 国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員及び定期作業員」)
- 日程第六 国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係「定員内職員」)
- 日程第七 国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員及び定期作業員」)
- 日程第八 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案(第百四十二回国会、内閣提出)
- 日程第九 国有林野事業の改革のための特別措置法案(第百四十二回国会、内閣提出)
- 日程第十 国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案(第百四十二回国会、内閣提出)
- 日程第十一 森林法等の一部を改正する法律案(第百四十二回国会、内閣提出)
- 日程第十二 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に関し承認を求めるの件(第百四十二回国会、内閣提出)
- 日程第十三 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案(第百四十二回国会、内閣提出)
- 議長(伊藤家一郎君) 日程第一ないし第七に掲げました国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件七件を一括して議題といたします。
- 委員長(報告を求めます。労働委員長若田順介君。
- 国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)外六件及び各件の報告書

(本号末尾に掲載)

〔岩田順介君登壇〕

○岩田順介君 たいいま議題となりました国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)外六件について、労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本各件は、平成十年八月二十四日、中央労働委員会が関係各労働組合の要求に係る平成十年度新賃金に関する紛争について行った裁定の実施が、予算上可能であるとは断定できないので、国会の議決を求めようとするものであります。

本各件は、去る八月二十八日付託となり、昨日日利労働大臣から提案理由の説明を聴取した後、採決の結果、本各件はいずれも全会一致をもって中央労働委員会の裁定のとおり実施することを承認すべきものと議決した次第であります。以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 七件を一括して採決いたします。

委員長の報告は、七件とも中央労働委員会の裁定のとおり実施することを承認すべきものと決したものであります。七件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、七件とも委員長報告のとおり決しました。

日程第八 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案(第四百四十二回国会、内閣提出)

日程第九 国有林野事業の改革のための特別措置法案(第四百四十二回国会、内閣提出)

日程第十 国有林野事業の改革のための関係

法律の整備に関する法律案(第四百四十二回国会、内閣提出)

日程第十一 森林法等の一部を改正する法律案(第四百四十二回国会、内閣提出)

日程第十二 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に關し承認を求めるの件(第四百四十二回国会、内閣提出)

日程第十三 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に關する法律案(第四百四十二回国会、内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第八、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案、日程第九、国有林野事業の改革のための特別措置法案、日程第十、国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案、日程第十一、森林法等の一部を改正する法律案、日程第十二、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に關し承認を求めるの件、日程第十三、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に關する法律案、右六件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革等に関する特別委員長大原一三君。

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案及び同報告書

国有林野事業の改革のための特別措置法案及び同報告書

国有林野事業の改革のための関係法律の整備に關する法律案及び同報告書

森林法等の一部を改正する法律案及び同報告書
地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に關し承認を求めるの件及び同報告書

一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に關する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

〔大原一三君登壇〕

○大原一三君 たいいま議題となりました六案件につきまして、本特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に關する法律案は、清算事業団債務等の抜本的な処理を図ることが緊急の課題となっていることにかんがみ、政府による同事業団の債務の承継等の措置を講じようとするものであります。

次に、国有林野事業の改革のための特別措置法案は、国有林野事業の危機的な財務状況にかんがみ、同事業の抜本的な改革の趣旨を明らかにするとともに、累積債務の一般会計への帰属等の措置を講じようとするものであります。

次に、国有林野事業の改革のための関係法律の整備に關する法律案は、国有林野の管理経営の目標を明らかにするとともに、森林保全経費等について一般会計から国有林野事業特別会計への繰り入れ等の措置を講じようとするものであります。

次に、森林法等の一部を改正する法律案は、森林の有する公益的機能を重視し、地域の実情に即したきめ細かな森林整備を推進するための措置を講じようとするものであります。

次に、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に關し承認を求めるの件は、管林局等を森林管理局に再編することに伴い、二つの森林管理局の管轄区域が拡大することから、国会の承認を求めようとするものであります。

次に、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に關する法律案は、清算事業団及び国有林野事業債務の一般会計

への承継等に伴い負担が増加することにかんがみ、郵便貯金特別会計からの繰り入れの特例措置及びたばこ特別税の創設等の措置を講じようとするものであります。

以上の各案件は、前国会に提出され、五月七日の本会議において本特別委員会が設置され、引き続き趣旨説明と質疑が行われました。

本特別委員会におきましては、同月十五日政府から提案理由の説明を聴取いたしました。質疑は行われず、継続審査となつていたものであります。

今国会におきましては、八月三十一日質疑に入り、参考人から意見を聴取するなど、慎重かつ熱心に審査を行いました。

次いで、昨日、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に關する法律案に対し、自由民主党、自由党及び社会民主党・市民連合から提出された、清算事業団が負担することとされてた移換金負担のうち、J.R.の負担分を二分の一に軽減することなどを内容とする修正案、民主党及び平和・改革から提出された、清算事業団が負担することとされてた移換金負担については、日本鉄道建設公団が負担することなどを内容とする修正案、日本共産党から提出された、J.R.等の負担の見直しなどを内容とする修正案、並びに、国有林野事業の改革のための特別措置法案、国有林野事業の改革のための関係法律の整備に關する法律案及び一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に關する法律案に対し、自由民主党から提出された、施行期日を改める等の修正案について、それぞれ趣旨説明を聴取いたしました。

次いで、各案件及び各修正案を一括して質疑を行い、質疑終了後、討論を行い、採決いたしました結果、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に關する法律案に対する日本共産党提出の修正案並びに民主党及び平和・改革共同提出の修正案はいずれも賛成少数をもって否決され、本案は自由

断っておくが、これは政治の話ではなく、債務処理という経済の話である。本来JRが負担すべ

二十二・七兆は清算事業団負担として、最終的には国が責任を持って処理することとされました。

の低下を招き、民営化株式への信頼を損なうこととなり、今後の本州三社の株式売却、三島・貨物

最後に、国有林野三法案関係についてであります。

今日の国有林野事業の破綻原因は明白であります。外材輸入などで経営の行き詰まった事業の見直しを政府が先送りし、いつまでも独立採算制の国営企業方式にこだわりの、高金利の財投資金を投入し続けたことが、今日の三・八兆円にも上る累積債務につながっているのです。

○議長(伊藤宗一郎君) 佐藤敬夫君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○佐藤敬夫君(続) このような本質的な部分には手をつけず、経営改善と称して、専ら職員削減を進めてきたのがこれまでの政策であります。

そして、今回の法案も、表面上は公益的機能への転換と言いつつ、基本的には、従来の政策の延長にすぎないと言わざるを得ません。もし、本気で公益的機能へ転換するのであれば、国有財産法上の位置づけは、当然、現在の企業用財産から公共用財産と変更すべきであります。

また、事業特会に一兆円減額というのも、抜本改革への姿勢を疑います。政府は、過去、何度も長期改善計画を立てては失敗してきました。ところが、今回も、五十年かけて一兆円もの債務を償還しながら経営を黒字転換させるという長期見通しを提示しているのです。一体このような見通しをだれが信用すると思っているのでしょうか。林野庁みずから国有林野事業の破綻を認めているにもかかわらず、一兆円もの債務を背負わせての事業再建など無謀と言わねばなりません。

○議長(伊藤宗一郎君) 佐藤敬夫君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○佐藤敬夫君(続) 以上が、国有林野改革法案に反対する主な理由であります。

国家百年の計に照らし、日本の民主主義を守るためにも、議員各位が良識ある判断を下されることを強く期待して、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 杉山憲夫君。

(杉山憲夫君登壇)

○杉山憲夫君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました各案件につきまして、修正案を含め、賛成の意を表するものであります。

以下、その理由を簡単に申し述べます。

まず、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案についてであります。

日本国有鉄道清算事業団の債務の本格的処理は、もはや先送りの許されない問題であり、緊急に実施すべき重要課題であります。加えて、現在既に、この問題については、法案が期限内に成立しないことに伴い発生する事業団の債務償還等の支払いのために、資金運用部が事業団の日々のつなぎ資金を融通するという異例の事態を招いております。このような異例の事態を一刻も早く是正するためにも、事業団の債務は一刻も早く処理しなければならないという国家的、国民的見地に立って、本法律案は一日も早く成立させなければなりません。

また、同法律案に対する修正案は、基本的に、JR社員分の厚生年金移換金についてはJRと国民とで負担を分かち合うこととし、JR負担を政府案の二分の一に軽減しようとするものであります。この修正により、年金統合後における年金に関するJRの企業負担は、JRが平成九年四月の年金統合前まで行ってきた負担と同程度であり、JRにとって負担増にはならないものであります。この点からも適切なものであります。

次に、国有林野事業の改革のための特別措置法案及び国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案についてであります。

国有林野事業は現在危機的な財務状況に直面しており、国民共通の財産である国有林野を将来にわたって適切に管理し、国土の保全その他公益的機能の維持増進などの国有林野事業の使命を十全に果たしていくためには、一刻も早く抜本的改革を図ることが急務となっております。

これら法律案及びその修正案は、国有林野事業

のこのような状況を踏まえ、公益的機能を重視した管理経営に転換するとともに、雇用問題及び労使関係に十分配慮しつつ、組織、要員の徹底した合理化、縮減を図り、累積債務の本格的処理を行うなど、抜本的改革を実施するための措置を講ずることとするものであり、私どももいたしましては、まさに時宜を得たものと考えらるものであります。

次に、一般会計における債務の承継に伴い必要となる財源の確保に係る特別措置に関する法律案及びその修正案につきましては、極めて厳しい財政状況のもと、国鉄長期債務及び国有林野累積債務の抜本的処理の一環として長期債務等を承継することに伴い一般会計の負担が増加することに対応するため、可能な限りの財源捻出努力を行いつつ、ぎりぎりの財源措置を講じたものであり、現下の経済、財政状況を踏まえた適切な対応であると考えます。

最後に、これらの問題が国会として一刻の猶予も許されない緊急の課題であることを重ねて申し上げまして、私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 宮地正介君。

(宮地正介君登壇)

○宮地正介君 私は、平和・改革を代表し、ただいま議題となりました各案件中、森林法等の一部を改正する法律案に賛成、いわゆる国鉄清算事業団債務処理法案外四件に反対の討論を行います。

まず、反対の理由の第一は、JRの追加負担は、立法院を軽視し、民主主義のルールを踏みにじる暴挙であるからであります。

厚生年金への統合による鉄道共済年金の移換金は、既に決着済みであります。国鉄清算事業団が引き継ぐ移換金債務七千七百億円については、平成八年三月八日の閣議において、最終的には国において処理すると決定したのであります。

さらに、国鉄改革法等施行法第三十八条の二では、「政令で定めるところにより、清算事業団が

負担する。」と規定されているのであります。この「政令で定めるところ」とは、まさに七千七百億円の移換金のことを指しているものであります。

この法律案は、平成八年五月から六月にかけて衆参両院で審議され、この審議の中で、まさか後々にJR各社に対し新たに三千六百億円の追加負担がなされるとはだれも考えていなかったものであります。要するに、平成八年六月七日の国鉄改革法等施行法の成立をもって、移換金七千七百億円の問題は既に決着済みなのです。

ところが、昨年十二月十七日の政府の財政構造改革会議で今回の債務処理スキームが政治決着され、新たにJR各社に対する三千六百億円の追加負担が突如として出てくるのであります。この政治決着されて以後、国鉄改革法等施行法第三十八条の二の精神がゆがめられ、平成八年三月八日の閣議決定がほごにされるだけでなく、平成八年当時における国会の審議も軽視されることになるのです。すなわち、新法である国鉄清算事業団債務処理法案第九條において、鉄道公団に四百億円、JR各社に三千六百億円と負担が二分化されるのであります。

昨年十二月十七日以降、政府答弁は、国において処理するとは、国が負担するということではない、国が責任を持って処理の仕方を決めることであると、清算事業団が負担するとは国が負担するということではないなど、明らかに論弁ともとれる内容に変質されたのであります。こんな不条理なことはありませぬ。日本の民主主義の崩壊につながりかねません。今こそ、立法院である国会の見識が問われているのであります。単なる財政上のJR負担の軽減とは根本的に違っているのであります。民主主義の根幹にかかわる問題なのであります。

参考人陳述で慶応大学の小林節教授は、JRへの追加負担は私有財産権を保障する憲法第二十九条二項、三項の上からも憲法違反の疑いがあると指摘しております。政府は、直ちに国鉄清算事業

団債務処理法案第九條のJR追加負担の削除を行
い、法案の修正を決定すべきであります。

反対の第二の理由は、自由主義経済の中、政府
がアンフェアなことをJR各社に押しつけること
により、国際金融市場からの信用を失うおそれ
があることとあります。

現在、世界は、日本が経済金融危機をどう乗り
越えていくかを注目しております。国際金融市場
は、東京金融市場の動向を注視しているものであり
ます。そうした中、今回の処理スキームで、民営
化したJRやJTに対し、理不尽なJR追加負担
やたばこ特別税の創設が行われれば、国際金融市
場での信用が失墜し、金融危機に追い打ちをかけ
るような結果になることが懸念されるのでありま
す。

この債務処理が実施された場合、世界の投資家
から、日本政府は民営化した企業に対し不条理な
干渉をするのかという悪い印象を与えてしまうこ
とになり、我が国の株式市場に対する信用を失う
ことになるわけであります。この法案が成立した
と同時にJRやJTの株価が下落したとき、政府
はどう責任をとるつもりなのか。今日の、官から
民への時代の流れに全く逆行していると言わざる
を得ないのであります。

反対の第三の理由は、財源確保に問題があるこ
うなこととあります。

なぜ、国鉄清算事業団や国有林野事業の国の経
営破綻のツケをたばこや郵便貯金に負わせようと
するのか、国民には全く理解ができないのであり
ます。なぜ、たばこ喫煙者三千四百万人が負担し
なければならぬのか。さらに、郵便貯金特別会
計の剰余金は、本来、貯金者に還元されなければ
ならないにもかかわらず、国鉄清算事業団の長期
債務の利払い分に充てられているのであります。

これはまさに、取りやすいところから取るとい
う安易な政治決着の代物であります。このよう
に、今回の政府の債務処理には多くの問題があ
ることを認めます。

り、到底容認することはできません。(拍手)
なお、国有林野事業二法案及び承認案件につ
きましては、人員削減や機構改革のリストに問題
があり、反対を表明するものであります。
以上、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 二見伸明君。

(二見伸明君登壇)
○二見伸明君 私は、自由党を代表して、ただ
いま議題となりました六案件について、それぞれ賛
成の立場で討論を行います。

国鉄の債務は既に約二十八兆円に上っており、
これを放置することは、我が国の経済社会にとつ
て重大な問題であります。これは、言うまでもな
く、これを放置し続けてきた政府の怠慢によるも
のであり、政府の責任はまさに重大であります。
私は、このような状態を一刻も早く改善しな
ければならないと考えるものであります。

以下、賛成の理由を申し述べます。
第一に、国鉄債務を累積させてきた利子問題を
速やかに解決する必要があるということでありま
す。

このままこの問題を放置しておけば、いたずら
に利子が利子を生み、二十一世紀には累積債務は
三十兆円を突破し、国民にそのしわ寄せがいくこ
とは明らかであります。そのためには、関係者に
十分な御理解をいただいた上で、たばこや郵便貯
金に負担を求めることもやむを得ない措置であると考
えるものであります。

第二に、今回の国会審議で最も問題となった、
JR社員年金に關するJR負担の問題について
であります。

今回、国鉄清算事業団が抱える厚生年金移換金
の負担のうち、JRの社員分三千六百億円につ
いては、これをJRの負担とするか、それとも、他
の野党の言うように、鉄道公団に全額負担させ、
結果として、関係のない一般国民の負担とするか
が大きな問題となったのであります。
私も自由党は、この問題を最終的に解決する

ためには、国とJRがともに問題解決のために歩
み寄り、JR社員の年金のため、双方が負担を分
かち合う以外にないと考え、政府案の第九條を改
正する修正案を提案したのであります。

この際指摘しておきたいことは、すべてをJR
に負担させるという政府案では、JRの経営、特
に、経営體質の弱い北海道、九州、四国の三島會
社とJR貨物は赤字から抜け出せなくなるおそれ
があるということとあります。

国鉄債務の処理は、もはや一刻の猶予も許され
ません。党派を超えて早期に成立を図ることが政
治に課せられた責任であるということとありま
す。

政府案に対して、他の野党から、JR負担分
を、すべて鉄道公団を通し、国民負担に修正すべ
きであるという強い意見があったことも承知して
おります。また、郵便貯金やたばこを財源にすること
に反対する意見のあることも承知をしております。
しかし、それは、結果的には国民に負担を強
いる甚だ無責任な考えと言わざるを得ません。財
源の明示もなく、ただ単に反対することは、まさ
に無責任と言わざるを得ません。

しかも、それは、債務処理問題を結果として先
送りすることにほかなりません。今国会で、修正
された法案を成立させ、可及的速やかに債務処理
を実行に移すことが、政党政派を超えた政治に託
された責任であると改めて強く指摘したいのであ
ります。(拍手)

第三に、国有林野事業についても、国鉄債務同
様早期に債務の処理を行わなければなりません
が、その処理方法は、国有林野事業が可能な限り
の自助努力を行う方策を探る必要があります。し
たがって、政府案は、国有林野事業が自己改革を
行いながら累積債務を処理していくためには、や
むを得ない方策だと思っております。

ただ、国有林野事業特別会計で処理していく約
一兆円について、その基礎となる国有林野事業の
収支見通しの算定基準が不確実な前提を条件とし

ているため、状況が変われば、今後適切に処理が
行われていけない可能性も十分にあります。その
ために、今後一定期間を経過した後に、国有林野
事業の経営形態、要員計画等の見直しを行い、必
要に応じて所要の措置を講ずることが必要である
と考えるものであります。

最後に、難しいからといって問題を先送りする
ことが、結局は国民に余計な負担を押しつけるこ
とになるということと申し述べて、賛成の討論と
いたします。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 平賀高成君。

(平賀高成君登壇)
○平賀高成君 私は、日本共産党を代表して、反
対の討論を行います。

政府は、国鉄の分割・民営化に際して、長期債
務問題の解決を図ることを最大の課題としてきま
した。また、政府は、国鉄職員を一人も路頭に迷
わせないと明言してきました。それにもかかわら
ず、一千四百七十七名問題がまだに解決を見てい
ないことは極めて遺憾なことであり、政府が責任を
持つて解決をするべきです。

長期債務の国民負担は、十三・八兆円とされて
いたものが、減るところか、二十七・八兆円にな
り、国民負担を二倍に膨らませた政府の責任は極
めて重大です。

債務法案は当面の利払いについて対応するもの
であり、元本返済の財源には全く裏づけがなく、
長期債務の抜本的処理とはほど遠いものでありま
す。しかも、利払いの財源は、旧国鉄とは全く関
係のない郵便貯金特別会計からの繰り入れやたば
こ税の増税分を充てるものです。これは、政府の
無策によって膨らませてきた借金ツケをほとん
ど国民に負担させるものであり、絶対に認めるわ
けにはいきません。(拍手)

国鉄分割・民営化のときに、JRは鉄道事業に
必要な土地として、国鉄の優良資産を明治、大正
時代の遺産で承継しました。JR本州三社は、こ
の土地を活用して、駅ビルなど関連事業に進出し

たり、簿価で手に入れた土地を時価で売却して大もうけをしています。

JR本州三社から既存の新幹線譲渡の要望を受け、リース料に一兆円を上乗せしただけで、年間総売上額一兆七千億円に上る既存の新幹線を売却したのであります。こうした本州JR三社への優遇措置を改め、応分の負担をさせることは当然であります。

今求められているのは、我が党が提案しているように、道路特定財源を初め、港湾、空港など交通関係の特別会計を一元化した総合交通特別会計を創設し、公共事業の浪費をなくし、JR本州三社への負担分もあわせるなど、新たな国民負担なしの抜本的処理策を真剣に検討することです。

国有林野事業の累積債務が三兆八千億円に膨らんだ原因は、独立採算を押しつけたまま木材の輸入自由化を進め、赤字対策に財投資金を投入してきた責任は、自民党政府にあることは明らかです。

国有林野事業の改革二法案は、木材生産からの撤退と民間委託を進め、職員は三分の一規模に削減し、営林局は半減化され、二百二十九の営林署は九十八の森林管理署に統廃合されるものです。これは、関係地方自治体が強く反対しているように、国有林野事業の事実上の機能停止と言わざるを得ません。

さらに、一兆円の償還債務を引き継ぐ国有林野事業は、木材生産から撤退する中で、収入源は資産売却しかなく、国有林野の切り売りが続き、一層の荒廃を招くことにつながります。人減らしや営林署の統廃合をやめ、国が国有林に全面的に責任を持つ原則を今こそ確立するべきです。

以上で、反対討論を終わります。(拍手)
○議長(伊藤宗一郎君) これにて討論は結局いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第八につき採決いたします。
この採決は記名投票をもって行います。

本議会の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。

議長閉鎖。

氏名点呼を命じます。

(参事氏名を点呼)

○議長(伊藤宗一郎君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。

開票。——議長閉鎖。

投票を計算させます。

(参事投票を計算)

○議長(伊藤宗一郎君) 投票の結果を事務総長から報告させます。

(事務総長報告)

投票総数 四百八十七

可とする者(白票) 三百一

否とする者(青票) 百六十五

○議長(伊藤宗一郎君) 右の結果、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。(拍手)

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案を委員長報告のとおり決するを可とする議員の氏名

安倍 晋三君 相沢 英之君
逢沢 一郎君 愛知 和男君
赤城 徳彦君 浅野 勝人君
麻生 太郎君 甘利 明君
荒井 広幸君 井奥 貞雄君
伊藤 公介君 伊藤 達也君
伊吹 文明君 飯島 忠義君

池田 行彦君	石川 要三君	河野 洋平君	河本 三郎君
石崎 岳君	石破 茂君	高村 正彦君	佐田 玄一郎君
石原 伸晃君	稲垣 実男君	佐藤 孝行君	佐藤 静雄君
稲葉 大和君	今井 宏君	佐藤 信二君	佐藤 剛男君
今村 雅弘君	岩下 栄一君	坂井 隆雄君	斎藤 斗志二君
岩永 肇一君	植竹 繁雄君	坂井 新君	
白井日出男君	江口 一雄君	櫻内 義雄君	桜田 義孝君
江渡 聡徳君	江藤 隆美君	笹川 義君	自見 三郎君
衛藤 征士郎君	衛藤 晟一君	実川 幸夫君	島村 宜伸君
遠藤 武彦君	遠藤 利明君	下地 幹郎君	白川 勝彦君
小川 元君	小里 貞利君	新藤 義孝君	杉浦 正健君
小澤 潔君	小野 晋也君	杉山 憲夫君	鈴木 俊一君
小野寺五典君	小渕 恵三君	鈴木 恒夫君	鈴木 宗男君
越智 通雄君	大石 秀政君	砂田 圭佑君	関谷 勝嗣君
大島 理森君	大野 松茂君	園田 修光君	田中 和徳君
大野 功統君	大原 一三君	田中 昭一君	田中 眞紀子君
大村 秀章君	太田 誠一君	田邊 國男君	田野 源太郎君
奥田 幹生君	奥野 誠亮君	田村 憲久君	高市 早苗君
奥山 茂彦君	加藤 紘一君	滝 修君	高橋 一郎君
加藤 卓二君	嘉数 知賢君	竹本 直一君	竹下 登君
柿澤 弘治君	粕谷 茂君	橋 康太郎君	武部 勤君
金子 一義君	金田 英行君	谷 洋一君	棚橋 泰文君
亀井 久興君	亀井 善之君	谷 畑 孝君	谷川 和穂君
鴨下 一郎君	川崎 二郎君	近岡 理一郎君	玉沢 徳一郎君
河井 克行君	河村 建夫君	津島 雄二君	中馬 弘毅君
瓦 力君	木村 隆秀君	東家 嘉幸君	戸井田 徹君
木村 義雄君	岸田 文雄君	中尾 栄一君	虎島 和夫君
岸本 光造君	北村 直人君	中川 秀直君	中川 昭一君
久間 章生君	久野 統一郎君	中曾根 康弘君	中島 洋次郎君
鯨岡 兵輔君	熊谷 市雄君	倉成 正和君	中谷 元君
熊代 昭彦君	栗原 裕康君	小泉 純一郎君	中山 太郎君
栗原 博久君	栗本 慎一郎君	小杉 隆君	中山 成彬君
小坂 憲次君	小林 多門君	長勢 甚遠君	仲村 正治君
小林 興起君	古賀 誠君	西川 公也君	丹羽 雄哉君
古賀 誠君		額賀 福志郎君	根本 匠君

能勢 和子君	野田 聖子君	山崎 拓君	山下 徳夫君	否とする議員の氏名	福岡 宗也君	藤田 幸久君
野田 実君	野中 広務君	山中 貞則君	山本 公一君	安住 淳君	藤村 修君	古川 元久君
野呂田芳成君	葉梨 信行君	山本 幸三君	山本 有一君	伊藤 英成君	細川 律夫君	堀込 征雄君
萩野 浩基君	萩山 教嚴君	与謝野 馨君	横内 正明君	家西 悟君	池端 清一君	前原 誠司君
橋本龍太郎君	蓮実 進君	吉川 貴盛君	米田 建三君	石井 紘基君	石井 一君	松崎 公昭君
浜田 靖一君	林 幹雄君	渡辺 具能君	渡辺 博道君	石毛 鑌子君	石橋 大吉君	松本 惟子君
林 義郎君	原 健三郎君	渡辺 喜美君	綿貫 民輔君	岩田 順介君	上田 清司君	山花 貞夫君
原田昇左右君	原田 義昭君	安倍 基雄君	青木 宏之君	上原 康助君	生方 幸夫君	山本 譲司君
松田 仁君	平沼 赳夫君	東 祥三君	井上 喜一君	枝野 幸男君	小沢 鋭仁君	横路 孝弘君
平林 鴻三君	深谷 隆司君	石垣 一夫君	一川 保夫君	大畠 章宏君	岡田 克也君	吉田 公一君
福田 康夫君	福永 信彦君	江崎 鐵磨君	小沢 一郎君	奥田 建君	鹿野 道彦君	青山 二三君
藤井 孝男君	藤本 孝雄君	岡島 正之君	加藤 六月君	海江田万里君	鍵田 節哉君	赤松 正雄君
二田 孝治君	船田 元君	久保 哲司君	小池百合子君	金田 誠一君	川内 博史君	池坊 保子君
古屋 圭司君	保利 耕輔君	権藤 恒夫君	佐々木洋平君	川端 達夫君	神田 厚君	石田 勝之君
穂積 良行君	細田 博之君	佐藤 茂樹君	塩田 晋君	菅 直人君	北橋 健治君	市川 雄一君
堀内 光雄君	堀之内久男君	菅原喜重郎君	鈴木 淑夫君	北村 哲男君	北脇 保之君	漆原 良夫君
牧野 隆守君	増田 敏男君	武山百合子君	達増 拓也君	熊谷 弘君	桑原 豊君	遠藤 和良君
町村 情孝君	松岡 利勝君	谷口 隆義君	中井 治君	玄葉光一郎君	小平 忠正君	大口 善徳君
松下 忠洋君	松永 光君	中西 啓介君	中村 鋭一君	小林 守君	木幡 弘道君	太田 昭宏君
松本 和那君	三ツ林弥太郎君	二階 俊博君	西 博義君	古賀 一成君	五島 正規君	長内 順一君
三塚 博君	御法川英文君	西川太一郎君	西田 猛君	今田 保典君	近藤 昭一君	河上 覃雄君
宮越 光寛君	宮澤 喜一君	西野 陽君	西村 章三君	佐々木秀典君	佐藤 謙一郎君	木村 太郎君
宮路 和明君	宮下 創平君	西村 眞悟君	野田 毅君	佐藤 敬夫君	坂上 富男君	旭道山和泰君
宮島 大典君	宮本 一三君	二見 伸明君	松浪健四郎君	島 聡君	島津 尚純君	倉田 栄喜君
武藤 嘉文君	村井 仁君	三沢 淳君	吉田 幸弘君	城島 正光君	末松 義規君	坂口 力君
村岡 兼造君	村上誠一郎君	米津 等史君	鰐淵 俊之君	仙谷 由人君	田中 慶秋君	田端 正広君
村田敬次郎君	村田 吉隆君	秋葉 忠利君	伊藤 茂君	田中 甲君	高木 義明君	中野 清君
村山 達雄君	目片 信君	北沢 清功君	辻元 清美君	玉置 一弥君	辻 一彦君	西川 知雄君
持永 和見君	望月 義夫君	土井たか子君	中川 智子君	土肥 隆一君	中川 正春君	平田 米男君
茂木 敏充君	森 英介君	中西 續介君	島山健治郎君	中桐 伸五君	中沢 健次君	福留 泰蔵君
森 喜朗君	森田 健作君	濱田 健一君	深田 肇君	中野 寛成君	永井 英慈君	前田 正君
森田 一君	森山 眞弓君	保坂 展人君	前島 秀行君	羽田 孜君	葉山 峻君	丸谷 佳織君
八代 英太君	矢上 雅義君	横光 克彦君	栗屋 敏信君	畑 英次郎君	鉢呂 吉雄君	若松 謙雄君
谷津 義男君	保岡 興治君	岩浅 嘉仁君	左藤 恵君	嶋山 邦夫君	嶋山由紀夫君	大森 猛君
柳沢 伯夫君	柳本 卓治君	坂本 剛二君	笹山 登生君	原口 一博君	日野 市朗君	木島日出夫君
山口 俊一君	山口 泰明君	土屋 品子君	中村喜四郎君	肥田美代子君	平野 博文君	佐々木憲昭君
						佐々木陸海君

志位 和夫君
辻 第一君
中路 雅弘君
中林よし子君
東中 光雄君
不破 哲三君
古堅 実吉君
矢島 恒夫君
吉井 英勝君
河村たかし君
中田 宏君
渡部 恒三君

瀬古由起子君
寺前 巖君
中島 武敏君
春名 真章君
平賀 高成君
藤本 洋子君
松本 善明君
山原健二郎君
海部 俊樹君
笹木 竜三君
武村 正義君

○議長(伊藤宗一郎君) 次に、日程第九、第十及び第十三の三案を一括して採決いたします。

三案の委員長報告の報告はいずれも修正であり、三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、三案とも委員長報告のとおり修正採決いたしました。

次に、日程第十一につき採決いたします。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第十二につき採決いたします。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時一分散会

出席閣僚大臣

大蔵 大臣 宮澤 喜一君
農林水産大臣 中川 昭一君
運輸 大臣 川崎 二郎君
労働 大臣 甘利 明君

○議長報告

(通知書受領)

一、去る二日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

地球温暖化対策の推進に関する法律

(報告書受領)

一、去る二日、内閣を経由して郵政大臣野田聖子君から、郵便法第二十七条の四第四項の規定に基づき平成九年度郵便事業の損益計算等に関する報告書を受領した。

(要求書受領)

一、去る二日、内閣から、科学技術会議議員に前田勝之助君を任命したので、科学技術会議設置法第七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二日、内閣から、宇宙開発委員会委員に澤田茂生君を任命したので、宇宙開発委員会設置法第七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二日、内閣から、国会等移転審議会委員に新井明君、石井進君、石井威望君、石井幹子君、石原信雄君、宇野收君、海老沢勝二君、下河辺淳君、寺田千代乃君、中村桂子君、中村英夫君、野崎幸雄君、濱中昭一郎君、堀江湛君、牧野洋一君、澤上恵君、宮島洋君、森旦君及び鷲尾悦也君を任命したので、国会等の移転に

関する法律第十五条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二日、内閣から、公害健康被害補償不服審査委員会に伊藤卓雄君及び加藤信世君を任命したので、公害健康被害の補償等に関する法律第百十三條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二日、内閣から、中央更生保護審査委員会に深澤道子君を任命したので、犯罪者予防更生法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二日、内閣から、公安審査委員会委員に大川隆康君及び山崎恵美子君を任命したので、公安審査委員会設置法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二日、内閣から、運輸審議会委員に大堀太千男君、佐々木建成君及び瀧田あゆみ君を任命したので、運輸省設置法第九条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二日、内閣から、電波監理審議会委員に岩男寿美子君を任命したので、電波法第九十九條の三第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二日、内閣から、日本放送協会経営委員会委員に須田寛君、宮崎満君及び八島俊章君を任命したので、放送法第十六條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二日、内閣から、労働保険審査会委員に藤村誠君を任命したので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二日、内閣から、中央労働委員会委員に磯部力君、今野浩一郎君、岡部晃三君、落合誠

一君、小野旭君、菊池信男君、菅野和夫君、諏訪康雄君、谷口隆志君、西田典之君、花見忠君、横溝正子君及び若菜允子君を任命したので、労働組合法第十九條の三第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(議決通知)

一、去る二日、本院は、科学技術会議議員に前田勝之助君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二日、本院は、宇宙開発委員会委員に澤田茂生君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二日、本院は、国会等移転審議会委員に新井明君、石井進君、石井威望君、石井幹子君、石原信雄君、宇野收君、海老沢勝二君、下河辺淳君、寺田千代乃君、中村桂子君、中村英夫君、野崎幸雄君、濱中昭一郎君、堀江湛君、牧野洋一君、澤上恵君、宮島洋君、森旦君及び鷲尾悦也君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二日、本院は、公害健康被害補償不服審査委員会委員に伊藤卓雄君及び加藤信世君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二日、本院は、中央更生保護審査委員会委員に深澤道子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二日、本院は、公安審査委員会委員に大川隆康君及び山崎恵美子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二日、本院は、運輸審議会委員に大堀太千男君、佐々木建成君及び瀧田あゆみ君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二日、本院は、電波監理審議会委員に岩男寿美子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二日、本院は、日本放送協会経営委員会委員に須田寛君、宮崎満君及び八島俊章君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二日、本院は、労働保険審査会委員に藤村誠君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二日、本院は、中央労働委員会委員に磯部力君、今野浩一郎君、岡部晃三君、落合誠

一、去る二日、本院は、労働保険審査会委員に藤村誠君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二日、本院は、中央労働委員会委員に磯部力君、今野浩一郎君、岡部晃三君、落合誠一君、小野旭君、菊池信男君、菅野和夫君、諏訪康雄君、谷口隆志君、西田典之君、花見忠君、横溝正子君及び若菜允子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(議席変更)

一、去る二日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

二五八 中谷 元君
三二二 武部 勲君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

補欠

上原 康助君 葉山 峻君
山中 輝子君 木村 太郎君
葉山 峻君 上原 康助君
木村 太郎君 山中 輝子君

環境委員

辞任

補欠

中村 鋭一君 西田 猛君
土井たか子君 中川 智子君
西田 猛君 中村 鋭一君
中川 智子君 土井たか子君

議院運営委員

辞任

補欠

江崎 鐵磨君 佐々木洋平君
佐々木洋平君 江崎 鐵磨君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
金融安定化に関する特別委員

辞任

補欠

江渡 聡徳君 大石 秀政君
大島 理森君 杉浦 正健君
大石 秀政君 江渡 聡徳君

一、昨五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革等に関する特別委員

辞任

補欠

岡部 英男君 御法川英文君
久野統一郎君 佐田玄一郎君
阪上 善秀君 中谷 元君
下村 博文君 小坂 憲次君
山本 公一君 望月 義夫君
西川太一郎君 二見 伸明君
佐田玄一郎君 久野統一郎君
小坂 憲次君 下村 博文君
中谷 元君 阪上 善秀君
御法川英文君 岡部 英男君
望月 義夫君 山本 公一君
二見 伸明君 西川太一郎君

辞任

補欠

久野統一郎君 佐田玄一郎君
阪上 善秀君 中谷 元君
下村 博文君 小坂 憲次君
山本 公一君 望月 義夫君
西川太一郎君 二見 伸明君
佐田玄一郎君 久野統一郎君
小坂 憲次君 下村 博文君
中谷 元君 阪上 善秀君
御法川英文君 岡部 英男君
望月 義夫君 山本 公一君
二見 伸明君 西川太一郎君

辞任

補欠

久野統一郎君 佐田玄一郎君
阪上 善秀君 中谷 元君
下村 博文君 小坂 憲次君
山本 公一君 望月 義夫君
西川太一郎君 二見 伸明君
佐田玄一郎君 久野統一郎君
小坂 憲次君 下村 博文君
中谷 元君 阪上 善秀君
御法川英文君 岡部 英男君
望月 義夫君 山本 公一君
二見 伸明君 西川太一郎君

辞任

補欠

久野統一郎君 佐田玄一郎君
阪上 善秀君 中谷 元君
下村 博文君 小坂 憲次君
山本 公一君 望月 義夫君
西川太一郎君 二見 伸明君
佐田玄一郎君 久野統一郎君
小坂 憲次君 下村 博文君
中谷 元君 阪上 善秀君
御法川英文君 岡部 英男君
望月 義夫君 山本 公一君
二見 伸明君 西川太一郎君

辞任

補欠

久野統一郎君 佐田玄一郎君
阪上 善秀君 中谷 元君
下村 博文君 小坂 憲次君
山本 公一君 望月 義夫君
西川太一郎君 二見 伸明君
佐田玄一郎君 久野統一郎君
小坂 憲次君 下村 博文君
中谷 元君 阪上 善秀君
御法川英文君 岡部 英男君
望月 義夫君 山本 公一君
二見 伸明君 西川太一郎君

辞任

補欠

久野統一郎君 佐田玄一郎君
阪上 善秀君 中谷 元君
下村 博文君 小坂 憲次君
山本 公一君 望月 義夫君
西川太一郎君 二見 伸明君
佐田玄一郎君 久野統一郎君
小坂 憲次君 下村 博文君
中谷 元君 阪上 善秀君
御法川英文君 岡部 英男君
望月 義夫君 山本 公一君
二見 伸明君 西川太一郎君

辞任

補欠

久野統一郎君 佐田玄一郎君
阪上 善秀君 中谷 元君
下村 博文君 小坂 憲次君
山本 公一君 望月 義夫君
西川太一郎君 二見 伸明君
佐田玄一郎君 久野統一郎君
小坂 憲次君 下村 博文君
中谷 元君 阪上 善秀君
御法川英文君 岡部 英男君
望月 義夫君 山本 公一君
二見 伸明君 西川太一郎君

辞任

補欠

久野統一郎君 佐田玄一郎君
阪上 善秀君 中谷 元君
下村 博文君 小坂 憲次君
山本 公一君 望月 義夫君
西川太一郎君 二見 伸明君
佐田玄一郎君 久野統一郎君
小坂 憲次君 下村 博文君
中谷 元君 阪上 善秀君
御法川英文君 岡部 英男君
望月 義夫君 山本 公一君
二見 伸明君 西川太一郎君

辞任

補欠

久野統一郎君 佐田玄一郎君
阪上 善秀君 中谷 元君
下村 博文君 小坂 憲次君
山本 公一君 望月 義夫君
西川太一郎君 二見 伸明君
佐田玄一郎君 久野統一郎君
小坂 憲次君 下村 博文君
中谷 元君 阪上 善秀君
御法川英文君 岡部 英男君
望月 義夫君 山本 公一君
二見 伸明君 西川太一郎君

金融機能の正常化に関する特別措置法案
預金保険法の一部を改正する法律案
金融監督委員会設置法案
金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律を廃止する法律案

(議案付託)

一、昨五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

(議案付託)

一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

以上二件 内閣委員会 付託

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

以上二件 法務委員会 付託

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

安全保障委員会 付託

(議案送付)

一、去る二日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

債権管理回収業に関する特別措置法案
金融機関等が有する根拠当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案

競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案

特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案

金融再生委員会設置法案

預金保険法の一部を改正する法律案

金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

整備に関する法律案
金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案

(議案通知書受領)

一、去る二日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
地球温暖化対策の推進に関する法律案(第四百十二回国会内閣提出 本院継続審査)

(答弁通知書受領)

一、去る二日、内閣から、衆議院議員坂上富男君提出死刑制度等内閣の姿勢に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十年十一月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

(答弁通知書受領)

一、去る二日、内閣から、衆議院議員坂上富男君提出新潟県国立療養所犀潟病院精神科患者窒息死事件等精神保健福祉法違反事件に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十年十月十九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

(答弁通知書受領)

一、去る二日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
地球温暖化対策の推進に関する法律案(第四百十二回国会内閣提出 本院継続審査)

(答弁通知書受領)

一、去る二日、内閣から、衆議院議員坂上富男君提出死刑制度等内閣の姿勢に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十年十一月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

(答弁通知書受領)

一、去る二日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
地球温暖化対策の推進に関する法律案(第四百十二回国会内閣提出 本院継続審査)

(答弁通知書受領)

一、去る二日、内閣から、衆議院議員坂上富男君提出死刑制度等内閣の姿勢に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十年十一月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

(答弁通知書受領)

一、去る二日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
地球温暖化対策の推進に関する法律案(第四百十二回国会内閣提出 本院継続審査)

(答弁通知書受領)

一、去る二日、内閣から、衆議院議員坂上富男君提出死刑制度等内閣の姿勢に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十年十一月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

(答弁通知書受領)

一、去る二日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
地球温暖化対策の推進に関する法律案(第四百十二回国会内閣提出 本院継続審査)

〔別紙〕
平成10年6月24日
平成10年仲裁裁定(国)第1号
(全通信労働組合関係)

仲裁裁定書
中央労働委員会
平成10年仲裁裁定(国)第1号

仲裁裁定書
中央労働委員会
平成10年仲裁裁定(国)第1号
東京都文京区後楽1丁目2番7号
全通信労働組合
中央執行委員長 高頭 進
東京都千代田区霞が関1丁目3番2号
郵政大臣 自見庄三郎

平成10年4月13日全通信労働組合(以下「組合」という。)から調停申請があり、5月13日、中央労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の平成10年度新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会(以下「委員会」という。)は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

郵政省所属の国営企業労働関係法上の職員(昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。)の基準内賃金を、平成10年4月1日以降、1人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の0.51%相当額に570円を加えた額2,070円の原賃をもって引き上げること。

理 由

1 今次の賃金紛争は、組合が基準内賃金1人平均13,000円の引上げと標準労働者(高卒35歳・勤続17年)の基準内賃金を298,000円にすることを要求したのに対し、当局が1人当たり基準内賃金の引上げ額を588円(定期昇給分を含め6,323円)とする旨回答したが、交渉は決裂し、組合の申請により調停に係属した。調停段階においては、4月17日に調停委員長見解として「0.51%+570円」の賃金引上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成することについて労使委員の同意が得られず、調停は不調となり、5月13日、中央労働委員会の決議によって紛争の処理は仲裁に移された。

2 委員会は、長年にわたり定着している民間賃金準拠を基本に、国営企業の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な事項である生計費の動向、国家公務員給与との関係並びに民間賃金水準との比較及び今期の民間における賃金引上げの状況のほか、経営状況と賃金との関係などについて、労使の主張を含め検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数(総勘行統計局調べ、全国)によってみると、その平成9年度平均の上昇率は2.0%であり、本年3月の対前年同月上昇率は2.2%であった。

(2) 国家公務員給与との関係については、昨年、人事院勧告に基づき1.02%程度の給与改定が実施されたことに留意した。

なお、労働者側は、人事院勧告による賃上げ率と仲裁裁定による賃上げ率は、長年にわたり人事院勧告の賃上げ率が上回り格差が累積しているなどとして、その解消を主張したのに対し、使用者側は、国営企業の職員と国家公務員では、給与の決定方式等が異なり、直ちに格差があると判断することは困難であるが、概ね均衡が図られていると判断しているなどと主張した。委員会は、これについて種々の角度から検討した結果、格別の措置を必要としないものと認めた。

(3) 民間賃金との関係については、労働者側は、官民格差は依然として存在しており、その解消を図るため、中期的視点に立って改善措置を講じるよう主張した。これに対し、使用者側は、賃金水準については、民間の賃金と概ね均衡がとれているものと考えていると主張した。

委員会は、民間の賃金水準との比較については、昨年と同様に、企業規模100人以上を対象とし、性、学歴、年齢別のラスパイス方式により、平成9年度賃金構造基本統計調査などを用いて、1人平均賃金額の比較を行ったところ、昨年の賃金引上げ後の状況において格別の措置を必要とするほどの差は無いものと認めた。

(4) 今期の民間における賃金引上げの状況については、労働者側は、個別賃金方式への移行が、年々、増加していること等の状況にあり、平均賃上げ状況を正確に把握するとともに、個別賃上げ状況も考慮するよう主張した。

委員会は、紛争の解決が要請されている現在の時点で具体的な数値が把握できる民間主要企業の動向を慎重に検討した結果、その賃上げ率の加重平均は、定期昇給分を含め2.6%台の前半になるものと推定した。また、中小企業の賃金引上げの動向などについても検討した。

(5) 委員会は、以上のほか、国営企業の経営状況についても検討を行ったが、それぞれの経営状況には相違が認められるものの、これを賃金に反映させることについては、業績手当等によって調整する方法があり、国営企業の事業の性格、基本的賃金の役割などを考慮すれば、基本的賃金の引上げについて格差を設けることは適当でないと考えた。

委員会は、国営企業の職員の基準内賃金については、民間賃金の動向を基本に、以上のような諸条件を総合的に勘案して決定することが妥当であると判断した。

したがって、委員会は、同様の判断に基づいて示された調停段階における調停委員長見解の内容を特に変える必要はないものと認め、主文のとおり裁定した。

なお、組合の標準労働者(高卒35歳・勤続17年)の基準内賃金の引上げ要求については、配分の問題をとして処理し、団体交渉及び調停の経緯をふまえ、引き続き労使において検討することを期待する。

4 主文の原賃の配分については、労使間の協議によって決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

5 委員会は、特にこの際、労使双方に対し、郵政事業の社会的機能及び国民経済上の役割の重要性を十分認識し、今後とも労使関係の安定に努めるとともに、一層の企業経営の合理化、経費の削減及び生産性の向上のために格段の努力を払い、もって広く国民一般の期待に応えるよう強く要望する。

6 委員会は、関係政府機関が早期に所要の措置を講じ、本裁定が速やかに完全実施されるよう要望する。

平成10年6月24日

中央労働委員会

全通信平成10年度新賃金仲裁委員会

委員長 山口 俊夫
委員 神代 和俊
委員 山口浩一郎
委員 谷口 隆志
委員 今野浩一郎

事 由

一 平成十年二月二十四日全通信労働組合(以下「組合」という。)は、平成十年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を郵政省に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、平成十年四月十三日組合の申請により中央労働委員会の調停段階に入り、更に同年五月十三日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、同年六月二十四日仲裁裁定(平成十年(国)第一号)を行った。

二 右裁定の実施については、現状においては、予算上可能であるとは断定できないので、本裁定は、国営企業労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められる。

理 由

平成十年六月二十四日中央労働委員会が、全通信労働組合の要求に係る平成十年度新賃金に関する紛争について行った裁定は、国営企業労働関係法第十六条第一項に該当すると認められるので、同条第二項の規定により、国会の議決を求める必要があるからである。

国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係(内閣提出)に関する報告書)

一 本件の目的及び要旨

本件は、平成十年六月二十四日中央労働委員会が全通信労働組合の要求に係る平成十年度新

【別紙】

平成10年6月24日

平成10年仲裁裁定(国)第2号

(全日本郵政労働組合関係)

中 裁 裁 定 書

中央労働委員会

平成10年仲裁裁定(国)第2号

平成十年十月六日 衆議院会議録第十六号

国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)及び同報告書 国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)及び同報告書

裁 定

関係当事者
東京都渋谷区千駄ヶ谷1丁目20番6号
全日本郵政労働組合
中央執行委員長 井澤 信雄
東京都千代田区霞が関1丁目3番2号
郵政大臣 白根貞三郎

平成10年4月13日全日本郵政労働組合(以下「組合」という。)から調停申請があり、5月13日、中央労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の平成10年度新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会(以下「委員会」という。)は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

郵政省所屬の国営企業労働関係法上の職員(昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。)の基準内賃金を、平成10年4月1日以降、1人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の0.51%相当額に570円を加えた額2,070円の原資をもって引き上げること。

理 由

1 今次の賃金紛争は、組合が基準内賃金1人平均8,000円(定期昇給分を除く)の引上げを要求したのに対し、当方が1人当たり基準内賃金の引上げ額を588円(定期昇給分を含め、8,328円)とする旨回答したが、交渉は決裂し、組合の申請により調停に係属した。調停段階においては、4月17日に調停委員見解として「0.51%+570円」の賃金引上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成することについて労働委員の同意が得られず、調停は不調となり、5月13日、中央労働委員会が仲裁により紛争の処理は仲裁に移された。

2 委員会、長年にわたり定着している民間賃金水準を基本に、国営企業の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な事項である生計費の動向、国家公務員給与との関係並びに民間賃金水準との比較及び今期の民間における賃金引上げの状況のほか、経営状況と賃金の関係などについて、労使の主張を含め検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数(総務庁統計局調べ、全国)によってみると、その平成9年度平均の上昇率は2.0%であり、本年3月の対前年同月上昇率は2.2%であった。

(2) 国家公務員給与との関係については、昨年、人事院勧告に基づき1.02%程度の給与改定が実施されたことに留意した。

(3) 民間賃金との関係については、労働者側は、官民格差は依然として存在しており、その解消を図るため、中期的視点に立って改善措置を講じるよう主張した。これに対し、使用者側は、賃金水準については、民間の賃金と概ね均衡がとれているものと考え、と主張した。

委員会、民間の賃金水準との比較については、昨年と同様に、企業規模100人以上を対象とし、性、学歴、年齢別のラスパイルズ方式により、平成9年度賃金構造基本統計調査などを用いて、1人平均賃金額の比較を行ったところ、昨年の賃金引上げ後の状況において格別の措置を必要とするほどの差は無いものと認めた。

(4) 今期の民間における賃金引上げの状況については、労働者側は、個別賃金方式への移行が、年々、増加していること等の状況にあり、平均賃金引上げ状況を正確に把握するとともに、個別賃金上

平成十年十月六日 衆議院會議録第十八号

国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)及び同報告書 国営企業労働関係法第十八条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(郵政産業労働組合関係)及び同報告書

一一

げ状況も考慮するよう主張した。

委員会は、紛争の解決が要請されている現在の時点で具体的な数値が把握できる民間出展企業の動向を慎重に検討した結果、その賃上げ率の加重平均は、定期昇給分を含め2.6%台の前半になるものと推定した。また、中小企業の賃金引上げの動向などについても検討した。

(5) 委員会は、以上のほか、国営企業の経営状況についても検討を行ったが、それぞれの経営状況には相違が認められるものの、これを賃金に反映させることについては、業績手当等によって調整する方法があり、国営企業の事業の性格、基本的賃金の役割などを考慮すれば、基本的賃金の引上げについて格差を設けることは適当ではないと考えた。

3 委員会は、国営企業の職員の基準内賃金については、民間賃金の動向を基本に、以上のような諸条件を総合的に勘案して決定することが妥当であると判断した。

したがって、委員会は、同様の判断に基づいて示された調停段階における調停委員の見解の内容を特に変える必要はないものと認め、本文のとおり裁定した。

4 本文の原案の配分については、労使間の協議によって決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要請する。

5 委員会は、特にこの際、労使双方に対し、郵政事業の社会的機能及び国民経済上の役割の重要性を十分認識し、今後とも労使関係の安定に努めるとともに、一層の企業経営の合理化、経費の削減及び生産性の向上のために格段の努力を払い、もって広く国民一般の期待に応えるよう強く要請する。

6 委員会は、関係政府機関が早期に所要の措置を講じ、本裁定が速やかに完全実施されるよう要請する。

平成十年 6月24日

中央労働委員会

全郵政平成10年度新賃金仲裁委員会

委員長 山口 俊夫
委員 岸代 和俊
委員 風 山 浩一 郎
委員 風 谷 口 隆 志
委員 風 今野 浩一 郎

事由

一 平成十年二月十九日全日本郵政労働組合以下「組合」という。は、平成十年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を郵政省に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、平成十年四月十三日組合の申請により中央労働委員会の調停段階に入り、更に同年五月十三日同委員会の決議により仲裁手続に移行

理由

平成十年六月二十四日中央労働委員会が、全日本郵政労働組合の要求に係る平成十年度新賃金に関する紛争について行った裁定は、国営企業労働関係法第十六条第一項に該当すると認められるので、同条第二項の規定により、国会の議決を求める必要があるからである。

国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵政労働組合関係(内閣提出)に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

本件は、平成十年六月二十四日中央労働委員会が全日本郵政労働組合の要求に係る平成十年度新賃金に関する紛争について行った裁定の実施が、予算上可能であるとは断定できないので、国営企業労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めようとするものである。

二 本件の議決理由
郵便等の事業の経理の事情その他諸般の事情

(別紙)

平成10年 6月24日

平成10年度新賃金(国)第9号

(郵政産業労働組合関係)

平成10年度新賃金(国)第9号

裁 定

中央労働委員会

東京郵便区上池袋2丁目34番2号
郵政産業労働組合
中央執行委員長 中村 敏彦
東京都千代田区麹町1丁目3番2号
郵政大臣 白見庄三郎

平成10年 4月14日郵政産業労働組合(以下「組合」という。)から調停申請があり、5月13日、中央労働

を勘案した結果、本件は、中央労働委員会の裁定のとおり実施することを承認すべきものと議決した。
右報告する。
平成十年十月五日
労働委員長 岩田 順介
衆議院議長 伊藤 宗一郎 殿

国営企業労働関係法第十八条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(郵政産業労働組合関係)
右
国会に提出する。
平成十年七月三十日
内閣総理大臣 橋本 龍太郎

国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(郵政産業労働組合関係)
中央労働委員会の別紙裁定について、国営企業労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求める。

勸業委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の平成10年度新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会(以下「委員会」という。)は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

郵政省所属の国営企業労働関係法上の職員(昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。)の基準内賃金を、平成10年4月1日以降、1人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の0.51%相当額に570円を加えた額2,070円の原資をもって引き上げること。

理 由

1 今次の賃金紛争は、組合が35歳・標準労働者の基準内賃金を46,500円引き上げすることを要求したのに対し、当局が1人当たり基準内賃金の引上げ額を588円(定期昇給分を含め6,928円)とする旨回答したが、交渉は決裂し、組合の申請により調停に係属した。調停段階においては、4月17日に調停委員長見解として「0.51%+570円」の賃金引上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成することについて労使委員の同意が得られず、調停は不調となり、5月13日、中央労働委員会会の決議によって紛争の処理は仲裁に移された。

2 委員会は、長年にわたり定着している民間賃金増進を基本に、国営企業の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な事項である生計費の動向、国家公務員給与との関係並びに民間賃金水準との比較及び今期の民間における賃金引上げの状況のほか、経営状況と賃金の関係などについて、労使の主張を含め検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数(総務庁統計局調べ、全国)によってみると、その平成9年度平均の上昇率は2.0%であり、本年3月の対前年同月上昇率は2.2%であった。

(2) 国家公務員給与との関係については、昨年、人事院勧告に基づき1.02%程度の給与改定が実施されたことに留意した。

なお、労働者側は、35歳・標準労働者他各年齢ポイントの基準内賃金で、国家公務員との間に大きな格差があるとして、その是正を主張したのに対し、使用者側は、概ね均衡が図られていると判断しているなど主張した。委員会は、これについて種々の角度から検討した結果、格別の措置を必要としないものと認めた。

(3) 民間賃金との関係については、労働者側は、民間標準とされている国家公務員との間に格差が存在していることは民間労働者との格差の存在を意味しているとして、その格差を是正するよう主張した。これに対し、使用者側は、賃金水準については、民間の賃金と概ね均衡が図られていると判断している、と主張した。委員会は、民間の賃金水準との比較については、昨年と同様に、企業規模100人以上を対象とし、性、学歴、年齢別のラスパイン方式により、平成9年賃金構造基本統計調査などを用いて、1人平均賃金額の比較を行ったところ、昨年の賃金引上げ後の状況において格別の措置を必要とするほどの差は無いものと認めた。

(4) 委員会は、今期の民間における賃金引上げの状況については、紛争の解決が要請されている現在の時点で具体的な数値が把握できる民間主要企業の動向を慎重に検討した結果、その賃上げ率の加重平均は、定期昇給分を含め2.6%台の前半になるものと推定した。また、中小企業の賃金引上げの動向などについても検討した。

(5) 委員会は、以上のほか、国営企業の経営状況についても検討を行ったが、それぞれの経営状況には相違が認められるものの、これを賃金に反映させることについては、業績手当等によって調

整する方法があり、国営企業の事業の性格、基本的賃金の役割などを考慮すれば、基本的賃金の引上げについて格差を設けることは適当でないと考えた。

3 委員会は、国営企業の職員の基準内賃金については、民間賃金の動向を基本に、以上のような諸条件を総合的に勘案して決定することが妥当であると判断した。

したがって、委員会は、同様の判断に基づいて示された調停段階における調停委員長見解の内容を特に変える必要はないものと認め、主文のとおり裁定した。

4 いわゆる標準労働者方式による賃金引上げに関する問題については、主文では触れなかったが、配分の問題として処理することとし、引き続き労使において検討することを要請する。

5 主文の原資の配分については、労使間の協議によって決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要請する。

6 委員会は、特にこの際、労使双方に対し、郵政事業の社会的機能及び国民経済上の役割の重要性を十分認識し、今後とも労使関係の安定に努めるとともに、一層の企業経営の合理化、経費の節減及び生産性の向上のために格段の努力を払い、もって広く国民一般の期待に応えるよう強く要請する。

7 委員会は、関係政府機関が早期に所要の措置を講じ、本裁定が速やかに完全実施されるよう要請する。

平成10年6月24日

中央労働委員会

郵政労平成10年度新賃金仲裁委員会

- | | |
|-----|--------|
| 委員長 | 山口 俊夫 |
| 委員 | 神代 和俊 |
| 委員 | 山口 浩一郎 |
| 委員 | 谷口 隆志 |
| 委員 | 今野 浩一郎 |

事 由

1 平成十一年四月二十四日郵政産業労働組合(以下「組合」という。)は、平成十一年四月一日以後の賃金引上げに関する要求を郵政省に提出し、提出後、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事案となり、平成十一年四月十四日組合の申請により中央労働委員会の調停段階に入り、更に同年五月十三日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会が、同年六月二十四日仲裁裁定(平成十一年(調九第百九)を)を出した。

趣 意

平成十一年六月二十四日中央労働委員会が、郵政産業労働組合の要求に係る平成十一年度新賃金に関する紛争について行った裁定は、国営企業労働関係法第十六条第一項に該当すると認められるので、同条第二項の規定により、国営企業の議決を要する必要があるからである。

平成十年十月六日 衆議院會議録第十六号 国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係「定員内職員」及び「同職」)

国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(郵政産業労働組合関係「内閣提出」に関する報告書)

一 本件の目的及び要旨

本件は、平成十年六月二十四日中央労働委員会が郵政産業労働組合の要求に係る平成十年度新賃金に関する紛争について行った裁定の実施が、予算上可能であるとは断定できないので、国営企業労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めようとするものである。

二 本件の議決理由

郵便等の事業の経理その他諸般の事情を勘案した結果、本件は、中央労働委員会の裁定のとおり実施することを承認すべきものと議決した。

平成十年十月五日

労働委員長 岩田 順介
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係「定員内職員」)

右
国会に提出する。

平成十年七月三十日
内閣総理大臣 橋本龍太郎

国営企業労働関係法第十六条第一項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係「定員内職員」)
中央労働委員会の別紙議定に基づき、国営企業労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求める。

【別紙】
平成10年6月24日
平成10年仲裁裁定(国)第3号
(全林野労働組合関係)

仲裁 裁定 書
中央労働委員会
平成10年仲裁裁定(国)第3号

関係当事者
東京都文京区大塚3丁目28番7号
全林野労働組合
中央執行委員長 吾妻 實
東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
林野庁長官 高橋 敏

平成10年4月13日全林野労働組合(以下「組合」という。)から調停申請があり、5月13日、中央労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の平成10年度新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会(以下「委員会」という。)は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文
林野庁所属の国営企業労働関係法上の職員(昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。)のうち定員内職員の基準内賃金を、平成10年4月1日以降、1人当たり、同日現在における

る上記職員の基準内賃金の0.51%相当額に570円を加えた額2,281円の原因をもって引き上げること。

理 由

1 今次の賃金紛争は、組合が標準労働者(高卒正採用・35歳・勤続17年・専任長等)の基準内賃金を308,300円とし、これを基準に俸給表を改善することを要求したのに対し、当局が1人当たり基準内賃金の引上げ額を671円(定期昇給分を含め6,510円)とする旨回答したが、交渉は決裂し、組合の申請により調停に係属した。調停段階においては、4月17日に調停委員長見解として「0.51%+570円」の賃金引上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成することについて労使委員の同意が得られず、調停は不調となり、5月13日、中央労働委員会の決議によって紛争の処理は仲裁に移された。

2 委員会は、長年にわたり定着している民間賃金準拠を基本に、国営企業の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な事項である生計費の動向、国家公務員給与との関係並びに民間賃金水準との比較及び今期の民間における賃金引上げの状況のほか、経営状況と賃金の関係などについて、労使の主張を含め検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数(総務庁統計局調べ、全国)によってみると、その平成9年度平均の上昇率は2.0%であり、本年3月の対前年同月上昇率は2.2%であった。

(2) 国家公務員給与との関係については、昨年、人事院勧告に基づき1.02%程度の給与改定が実施されたことに留意した。

なお、労働者側は、人事院勧告による賃上げ率と仲裁裁定による賃上げ率は、長年にわたり人事院勧告の賃上げ率が上回り格差が累積しているなどとして、その解消を主張したのに対し、使用者側は、国営企業の職員と国家公務員では、給与の決定方式等が異なり、直ちに格差があると判断することは困難であるなどと主張した。委員会は、これについて種々の角度から検討した結果、格別の措置を必要としないものと認めた。

(3) 民間賃金との関係については、労働者側は、官民格差は依然として存在しており、その解消を図るため、中期的視点に立って改善措置を講じるよう主張した。これに対し、使用者側は、賃金水準については、民間の賃金と概ね均衡がとれているものと考え、と主張した。

委員会は、民間の賃金水準との比較については、昨年と同様に、企業規模100人以上を対象とし、性、学歴、年齢別のラスパベリス方式により、平成9年度賃金構造基本統計調査などを用いて、1人平均賃金額の比較を行ったところ、昨年の賃金引上げ後の状況において格別の措置を必要とするほどの差は無いものと認めた。

(4) 今期の民間における賃金引上げの状況については、労働者側は、個別賃金方式への移行が、年々増加していること等の状況にあり、平均賃上げ状況を正確に把握するとともに、個別賃上げ状況も考慮するよう主張した。

委員会は、紛争の解決が要請されている現在の時点で具体的な数値が把握できる民間主要企業の動向を慎重に検討した結果、その賃上げ率の加重平均は、定期昇給分を含め2.6%台の前半になるものと推定した。また、中小企業の賃金引上げの動向などについても検討した。

(5) 委員会は、以上のほか、国営企業の経営状況についても検討を行ったが、それぞれの経営状況には相違が認められるものの、これを賃金に反映させることについては、業績手当等によって調整する方法があり、国営企業の事業の性格、基本的賃金の役割などを考慮すれば、基本的賃金の

引上げについて格差を設けることは適当でないと考えた。

3 委員会、国営企業の職員の基準内賃金については、民間賃金の動向を基本に、以上のような諸条件を総合的に勘案して決定することが妥当であると判断した。

したがって、委員会は、同様の判断に基づいて示された調停段階における調停委員の見解の内容を特に改める必要はないものと認め、本文のとおり決定した。

4 いわゆる標準労働者方式による賃金引上げに関する問題については、本文では触れなかったが、配分の問題として処理することとし、引き続き労使において検討することを期待する。

5 本文の原案の配分については、労使間の協議によって決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要請する。

6 委員会は、特にこの際、労使双方に対し、国営林野事業の社会的機能及び国民経済上の役割の重要性並びに企業経営の新しい現状を十分認識し、労使関係の安定に努めるとともに、徹底した経営の改善合理化のために格段の努力を払い、もって広く国民一般の期待に応えるよう強く要請する。

7 委員会は、関係政府機関が早期に所要の措置を講じ、本裁定が速やかに完全実施されるよう要請する。

平成10年6月24日

中央労働委員会

全林野平成10年度新賃金仲裁委員会

委員長 山口 俊夫
委員 榎代 和俊
委員 山口浩一郎
委員 谷口 隆祐
委員 今野浩一郎

事 由

一 平成十年二月二十七日全林野労働組合(以下「組合」という。)は、平成十年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を林野庁に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、平成十年四月十三日組合の申請により中央労働委員会の調停段階に入り、更に同年五月十三日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、同年六月二十四日仲裁裁定(平成十年(国)第三号)を行った。

二 右裁定の実施については、国営林野事業の改革のための特別措置法案及び国営林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案が国会において審議中であり、現段階においては、予算上可能であるとは断定できないので、本裁

定は、国営企業労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められる。

理 由

平成十年六月二十四日中央労働委員会が、全林野労働組合の要求に係る平成十年新賃金に関する紛争について行った裁定は、国営企業労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められるので、同条第二項の規定により、国会の議決を求める必要があるからである。

国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合代表「定員内職員」)(以下「提出件」)に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

本件は、平成十年六月二十四日中央労働委員会が全林野労働組合の要求に係る平成十年新賃金に関する紛争について行った裁定の実施が、予算上可能であるとは断定できないので、国営企業労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めることとするものである。

国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合代表「基幹作業職員、常用作業員及び定期作業員」)
右
国会に提出する。
平成十年七月三十日
内閣総理大臣 橋本龍太郎

二 本件の議決理由
国営林野事業の経理の事情その他の諸般の事情を勘案した結果、本件は、中央労働委員会の裁定のとおり実施することを確認すべきものと議決した。

平成十年十月五日
労働委員長 岩田 順介
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

中央労働委員会の別紙裁定について、国営企業労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求める。

【別紙】

平成10年6月24日
平成10年仲裁裁定(国)第4号
(全林野労働組合関係一基一)

平成10年仲裁裁定(国)第4号

仲裁委員会
中央労働委員会

裁定
関係当事者

東京都文京区大塚3丁目28番7号
全林野労働組合
中央執行委員長 西澤 實
東京都千代田区豊が岡1丁目2番1号
林野庁長官 高橋 毅

平成10年4月13日全林野労働組合(以下「組合」という。)から調停申請があり、5月13日、中央労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の平成10年度新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会(以下「委員会」という。)は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

林野庁所属の国営企業労働関係法上の職員のうち基幹作業職員、常用作業員及び定期作業員の基準内賃金を、平成10年4月1日以降、1人当たり、月額2,219円の原賃をもって引き上げること。

由

1 今次の賃金紛争は、組合が標準労働者(基幹作業職員1般・35歳・勤続17年)の基準内賃金を289,100円とし、これを基準に基本給及び基本賃金額表を改善することを要求したのに対し、当局が1人当たり基準内賃金の引上げ額を月額67円(基幹作業職員以外の者については日給制による。)とする旨回答したが、交渉は決裂し、組合の申請により調停に所属した。調停段階においては、4月17日に調停委員長見解として月額2,219円の賃金引上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成することについて労使委員の同意が得られず、調停は不調となり、5月13日、中央労働委員会の決議によって紛争の処理は仲裁に移された。

2 委員会は、長年にわたり定着している民間資金準拠を基本に、国营企業の職員の資金を決定する際考慮すべき重要な事項である生計費の動向、国家公務員給与との関係並びに民間資金水準との比較及び今期の民間における資金引上げの状況のほか、経営状況と資金の関係などについて、労使の主張を含め検討を加えた。この結果、主文に掲げる職員の資金引上げについては、その雇用の形態等にしたがって調整した基準内資金に基づき、定員内職員に係る資金引上げ額の原資の算定方法と同一の方法により算定した原資をもって行うことが妥当であると判断した。

したがって、委員会は、同様の判断に基づいて示された調停段階における調停委員長見解の内容を特に変える必要はないものと認め、本文のとおり裁定した。

3 いわゆる標準労働者方式による賃金引上げに関する問題については、主文では触れなかったが、配分の問題として処理することとし、引き続き労使において検討することを期待する。

4 本文の原質の配分については、労使間の協議によって決定することとし、その協議を早期に完了し、本協定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

5 委員会は、特にこの際、労使双方に対し、国有林野事業の社会的機能及び国民経済上の役割の重要性並びに企業経営の厳しい現状を十分認識し、労使関係の安定に努めるとともに、徹底した経営

の改善合理化のために格段の努力を払い、もって広く国民一般の期待に応えるよう強く要望する。

6 委員会は、関係政府機関が早期に所要の措置を講じ、本裁定が速やかに完全実施されるよう要請する。

平成10年6月24日

中央労働委員会

全林野平成10年度基幹作業職員等

新質金仲裁委員會

委員長	山口 俊夫
委員	神代 和俊
委員	山口浩一郎
委員	谷口 隆志
委員	今野浩一郎

事由

一、平成十年二月二十七日全林野労働組合以下「組合」という。は、平成十年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を林野庁に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、平成十年四月十三日組合の申請により中央労働委员会の調停段階に入り、更に同年五月十三日同委员会の決議により仲裁手続に移行し、同委员会は、同年六月二十四日仲裁裁定（平成十年（国）第四号）を行った。

二 右裁定の実施については、国有林野事業の改革のための特別措置法案及び国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案が国会において審議中であり、現段階においては、予算上可能であるとは断定できないので、本裁定は、国営企業労働関係法第十八条第一項に該当するものと認められる。

理由

平成十年六月二十四日中央労働委員会が、全林野労働組合の要求に係る平成十年度新賃金に関する紛争について行った裁定は、国営企業労働関係法第十八条第一項に該当すると認められるので、同条第二項の規定により、国会の議決を求める必要があるからである。

国营企業労働関係法第十八条第二項の規定
 に基づき、国会の議決を求める件（全林
 野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業
 員及び定期作業員」）（内閣提出）に関する報
 告書

〔別紙〕

平成10年6月24日

平成10年仲裁裁定(国)第5号

(日本杯賽方總組台関係)

仲 裁 定 審
中央労働委員会

一 本件の目的及び要旨

本件は、平成十年六月二十四日中央労働委員
会が全長野労働組合の要求に係る平成十年度新
賃金に関する紛争について行つた裁定の実施
が、予算上可能であるとは断定できないので、
国営企業労働関係法第十八条第二項の規定によ
り、国会の議決を求めようとするものである。

二 本件の議決理由
国有林野事業の經理の事情その他諸般の事情を勘案した結果、本件は、中央労働委員會の裁定のとおり実施することを承認すべきものと議決した。
右報告する。

平成十年十月五日

衆議院議長 伊藤宗一郎

0.00 0.05 0.10 0.15 0.20 0.25 0.30 0.35 0.40 0.45 0.50 0.55 0.60 0.65 0.70 0.75 0.80 0.85 0.90 0.95 1.00

國營企業労働關係法第十六條第二項の規定に
基づき、国会の議決を求めるの件（日本林業
労働組合關係「定員内職員」）

右
国会に提出する。

平成十年七月二十日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

国営企業労働関係法第十八条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係「定員内職員」)

中央労働委員会の別紙裁定について、国営企業労働関係法第十八条第二項の規定により、国会の議決を求める。

平成10年仲裁裁定(国)第5号

裁

定

関係当事者

東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

日本林業労働組合

中央執行委員長 池上 功

東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

林野庁長官 高橋 勲

平成10年4月13日日本林業労働組合(以下「組合」という。)から調停申請があり、5月13日、中央労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の平成10年度新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会(以下「委員会」という。)は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

林野庁所属の国営企業労働関係法上の職員(昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。)のうち定員内職員の基準内賃金を、平成10年4月1日以降、1人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の0.51%相当額に570円を加えた額2,281円の原賃をもって引き上げること。

理 由

1 今次の賃金紛争は、組合が標準労働者(高卒Ⅲ種採用・普通職・35歳・勤続17年)の基準内賃金(扶養手当を除く)を288,200円とすることなどを要求したのに対し、当局が1人当たり基準内賃金の引上げ額を671円(定期昇給分を含め6,510円)とする旨回答したが、交渉は決裂し、組合の申請により調停に係属した。調停段階においては、4月17日に調停委員長見解として「0.51%+570円」の賃金引上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成することについて労働委員会の同意が得られず、調停は不調となり、5月13日、中央労働委員会の決議によって紛争の処理は仲裁に移された。

2 委員会は、長年にわたり定着している民間賃金増減を基本に、国営企業の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な事項である生計費の動向、国家公務員給与との関係並びに民間賃金水準との比較及び今期の民間における賃金引上げの状況のほか、経営状況と賃金との関係などについて、労使の主張を含め検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数(総務庁統計局調べ、全国)によってみると、その平成9年度平均の上昇率は2.0%であり、本年3月の対前年同月上昇率は2.2%であった。

(2) 国家公務員給与との関係については、昨年、人事院勧告に基づき1.02%程度の給与改定が実施されたことに留意した。

なお、労働者側は、人事院勧告による賃上げ率と仲裁裁定による賃上げ率は、長年にわたり人事院勧告の賃上げ率が上回り格差が累積しているなどとして、その解消を主張したのに対し、使用者側は、国営企業の職員と国家公務員では、給与の決定方式等が異なり、直ちに格差があると判断することは困難であるなどと主張した。委員会は、これについて種々の角度から検討した結果、格別の措置を必要としないものと認めた。

(3) 民間賃金との関係については、労働者側は、官民格差は依然として存在しており、その解消を図るため、中期的視点に立って改善措置を講じるよう主張した。これに対し、使用者側は、賃金

水準については、民間の賃金と概ね均衡がとれているものと考え、と主張した。

委員会は、民間の賃金水準との比較については、昨年と同様に、企業規模100人以上を対象とし、性、学歴、年齢別のラスパイル方式により、平成9年度賃金構造基本統計調査などを用いて、1人平均賃金額の比較を行ったところ、昨年の賃金引上げ後の状況において格別の措置を必要とするほどの差は無いものと認めた。

(4) 今期の民間における賃金引上げの状況については、労働者側は、個別賃金方式への移行が、年々、増加していること等の状況にあり、平均賃上げ状況を正確に把握するとともに、個別賃上げ状況も考慮するよう主張した。

委員会は、紛争の解決が要請されている現在の時点で具体的な数値が把握できる民間主要企業の動向を慎重に検討した結果、その賃上げ率の加重平均は、定期昇給分を含め2.6%台の前半になるものと推定した。また、中小企業の賃金引上げの動向などについても検討した。

(5) 委員会は、以上のほか、国営企業の経営状況についても検討を行ったが、それぞれの経営状況には相違が認められるものの、これを賃金に反映させることについては、業績手当等によって調整する方法があり、国営企業の事業の性格、基本的賃金の役割などを考慮すれば、基本的賃金の引上げについて格差を設けることは適当でないと考えた。

委員会は、国営企業の職員の基準内賃金については、民間賃金の動向を基本に、以上のような諸条件を総合的に勘案して決定することが妥当であると判断した。

したがって、委員会は、同様の判断に基づいて示された調停段階における調停委員長見解の内容を特に変える必要はないものと認め、主文のとおり裁定した。

4 配分の問題として処理することとし、引き続き労使において検討することを期待する。

なお、労働者側は、扶養手当の改善についても調整を求めたが、委員会は、これは基準内賃金に該当するものであり、配分上の問題として処理することが妥当であると判断した。

5 主文の原賃の配分については、労使間の協議によって決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

6 委員会は、特にこの際、労使双方に対し、国営林業事業の社会的機能及び国民経済上の役割の重要性並びに企業経営の厳しい現状を十分認識し、労使関係の安定に努めるとともに、徹底した経営の改善合理化のために格段の努力を払い、もって広く国民一般の期待に応えるよう強く要望する。

7 委員会は、関係政府機関が早期に所要の措置を講じ、本裁定が速やかに完全実施されるよう要請する。

平成10年6月24日

中央労働委員会

日林労平成10年度新賃金仲裁委員会

委員長 山口 俊夫
委員 神代 和俊
委員 山口浩一郎
委員 谷口 隆志
委員 今野浩一郎

平成十年十月十六日 衆議院會議録第十六号

国家企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件(日本林業労働組合関係「定員内職員の任用」と「同組合員」の議決)及び同報告書 国家企業労働関係法第十六条第二項

一八

事 由

一 平成十年二月二十五日日本林業労働組合(以下「組合」という)は、平成十年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を林野庁に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、平成十年四月十三日組合の申請により中央労働委員会の調停段階に入り、更に同年五月十三日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、同年六月二十四日仲裁裁定(平成十年(国)第五号)を行った。

二 右裁定の実施については、国有林野事業の改革のための特別措置法案及び国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案が国会において審議中であり、現段階においては、予算上可能であるとは断定できないので、本裁定は、国家企業労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められる。

理 由

平成十年六月二十四日中央労働委員会が、日本林業労働組合の要求に係る平成十年度新賃金に関する紛争について行った裁定は、国家企業労働関係法第十六条第一項に該当すると認められるので、同条第二項の規定により、国会の議決を求める必要があるからである。

国家企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件(日本林業労働組合関係「定員内職員の任用」と「同組合員」に関する報告書) 本件の目的及び要旨

(別紙)
平成10年6月24日
平成10年仲裁裁定(国)第6号
(日本林業労働組合関係一基一)

仲 裁 裁 定 書
中央労働委員会

本件は、平成十年六月二十四日中央労働委員会が日本林業労働組合の要求に係る平成十年度新賃金に関する紛争について行った裁定の実施が、予算上可能であるとは断定できないので、国家企業労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めようとするものである。

二 本件の議決理由
国有林野事業の経理の事情その他諸般の事情を勘案した結果、本件は、中央労働委員会の裁定のとおり実施することを承認すべきものと議決した。

平成十年十月五日
労働委員長 岩田 順介
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

国家企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件(日本林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員及び定期作業員」)
右
国会に提出する。
平成十年七月三十日
内閣総理大臣 橋本龍太郎

国家企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件(日本林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員及び定期作業員」)
中央労働委員会の別紙裁定に基づき、国家企業労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求める。

平成10年仲裁裁定(国)第6号

裁 定

受 託 者
東京千代田区霞が関1丁目2番1号
日本林業労働組合
中央執行委員長 池上 功
東京千代田区霞が関1丁目2番1号
林野庁長官 高橋 敏

平成10年4月13日日本林業労働組合(以下「組合」という)から調停申請があり、5月13日、中央労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の平成10年度新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会(以下「委員会」という)は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

林野庁所属の国家企業労働関係法上の職員のうち基幹作業職員、常用作業員及び定期作業員の基準内賃金を、平成10年4月1日以後、1人当たり、月額2,219円の原賃をもつて引き上げること。

理 由

1 今次の賃金紛争は、組合が標準労働者(基幹作業職員1級・35歳・勤続17年)の基準内賃金(扶養手当を除く)を261,100円とすることなどを要求したのに対し、当局が1人当たり基準内賃金の引上げ額を月額647円(基幹作業職員以外の者については日給制による。)とする旨回答したが、交渉は決裂し、組合の申請により調停に係属した。調停段階においては、4月17日に調停委員長見解として月額2,219円の賃金引上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成することについて労使委員の同意が得られず、調停は不調となり、5月13日、中央労働委員会の決議によって紛争の処理は仲裁に移された。

2 委員会では、長年にわたり定着している民間賃金標準を基本に、国家企業労働関係法の賃金を決定する際考慮すべき重要な事項である生計費の動向、国家公務員給与との関係並びに民間賃金水準との比較及び今期の民間における賃金引上げの状況のほか、経営状況と賃金の関係などについて、労使の主張を含め検討を加えた。この結果、主文に掲げる職員の賃金引上げについては、その雇用の形態にしたがって調整した基準内賃金に基づき、定員内職員に係る賃金引上げ額の算定方法と同一の方法により算定した原賃をもつて行うことが妥当であると判断した。

したがって、委員会は、同様の判断に基づいて示された調停段階における調停委員長見解の内容を特に変える必要はないものと認め、主文のとおり裁定した。

3 いわゆる標準労働者方式による賃金引上げに関する問題については、主文では触れなかったが、配分の問題として処理することとし、引き続き労使において検討することを期待する。

なお、労働者側は、扶養手当の改善についても調整を求めたが、委員会は、これは基準内賃金に該当するものであり、配分上の問題として処理することが妥当であると判断した。

4 主文の原賃の配分については、労使間の協議によって決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

5 委員会は、特にこの際、労使双方に対し、国有林野事業の社会的機能及び国民経済上の役割の重要性並びに企業経営の厳しい現状を十分認識し、労使関係の安定に努めるとともに、徹底した経営

制執行その他これらに準ずる事由による移転の登録を除く。を請求することができない。

3 日本国有鉄道清算事業団債券及び鉄道債券であつて前条第一項の規定による承継の際現に社債等登録法の規定による登録を受けているものについては、当該承継の時に、当該登録に係る登録機関は、当該登録の抹消を行うとともに、当該登録を受けている事項を日本銀行に通知するものとする。

4 日本銀行は、前項の通知を受けたときは、当該通知を受けた事項の登録を行うものとする。

5 前項の規定による登録は、国債に関する法律の規定による登録とみなす。

(無利子貸付金に係る債務の免除)

第四条 政府は、平成十年九月二十八日までに、事業団の次に掲げる政府に対する債務を免除するものとする。

一 日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律(昭和六十一年法律第七十六号)第二条第二項の規定による貸付金に係る債務

二 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律(平成九年法律第七十三号)第二条第二項の規定による貸付金に係る債務

三 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律第四条の政令で定める債務

四 前三号に掲げるもののほか、政府が無利子で貸し付けた長期の資金に係る債務

(国債整理基金特別会計法の適用に関する特例)
第五条 次に掲げる債務に係る借入金については、国債整理基金特別会計法明治三十九年法律第六号)第二条第四項の規定は、適用しない。

一 第二条第一項の規定により政府が承継する同項第一号から第四号までに掲げる債務

二 日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律第二条第一項の規定により政府が承継した債務

三 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律(平成二年法律第四十五号)第二条第二項の規定により政府が承継した債務

(一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入れ)

第六条 政府は、前条第二号及び第三号に掲げる債務並びに日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律第三条第一項の特定債務に係る債務の償還を確実に行うため、国債整理基金特別会計法の規定による繰入れを適切に行うものとする。

第三章 年金の給付に要する費用等の処理
(日本国有鉄道の役員又は職員であつた者等に係る恩給に要する費用の負担)

第七条 附則第二十五条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十一年法律第九十三号)以下「改正前施行法」という。第三十七条の規定により事業団が負担することとされていた費用については、附則第二条第一項の規定により事業団の土地その他の資産を承継する日本鉄道建設公団(以下「公団」という。)が負担する。

(日本鉄道共済組合等が支給する年金の給付に要する費用等の負担)

第八条 改正前施行法第三十八条第一項の規定により事業団が負担することとされていた費用については、政令で定めるところにより、公団が負担する。

2 改正前施行法第三十八条第二項の規定により

事業団が負担することとされていた費用については、公団が負担する。この場合においては、厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)以下「平成八年厚生年金等改正法」という。附則第五十四条第四項中「会社等」とあるのは、「会社等(存続組合である日本鉄道共済組合又は附則第四十八条第一項に規定する指定基金で日本鉄道共済組合に係るものが支給する年金たる給付に係るものについて、日本鉄道建設公団)とする。

第九条 改正前施行法第三十八条の二の規定により事業団が負担することとされていた額のうち、昭和六十二年三月三十一日において改正前施行法第八十九条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)附則第十四条の三第二項の国鉄共済組合の組合員(同法の長期給付に関する規定の適用を受けるものに限る。)であつた者であつて昭和六十二年四月一日において平成八年厚生年金等改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(以下「平成八年改正前の共済法」という。)(第八十八条第二項の日本鉄道共済組合の組合員(改正前施行法第八十九条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受けるものに限る。))となつた者(同日において承継法人(新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律(平成三年法律第四十五号)附則第十九条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法第十一條第二項の承継法人をいう。以下同じ。)に使用される者(役員を含む。))となつた者に限る。に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額については承継法人(運輸施設整備事業団及び当該承継法人に係る平成八年改正前の共済法第一百一十一条の六第一項の指定法人を含む。)が、それ以外の額については公団が、それぞれ、政令で定めるところにより負担する。

(国家公務員等共済組合連合会を組織する組合の組合員等となつた者に係る年金の給付に要する費用の負担)

第十条 改正前施行法第三十九条の規定により事業団が負担することとされていた費用については、大蔵大臣及び運輸大臣が定めるところにより、公団が負担する。

(地方公務員共済組合の組合員となつた者に係る年金の給付に要する費用の負担)

第十一条 改正前施行法第四十条の規定により事業団が負担することとされていた費用については、自治大臣及び運輸大臣が定めるところにより、公団が負担する。

(公団が負担する費用等の支払の確実かつ円滑な実施)

第十二条 国は、第七条から前条までの規定により公団が負担する費用等の支払の確実かつ円滑な実施を図るものとし、このため、第二十六条の規定による公団に対する補助金の交付その他の必要な措置を講ずるものとする。

第四章 公団の業務に関する特例等
(公団の業務に関する特例)

第十三条 公団は、当分の間、日本鉄道建設公団法(昭和三十一年法律第三号)以下「公団法」という。第十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一 第七条から第十一条までの規定により負担することとされる費用等の支払を行うこと。

二 前号の業務その他の業務の遂行に必要な資金に充てるために附則第二条第一項の規定により承継する土地その他の資産の処分を行うこと。

三 前号の業務を効果的に推進するため附則第二条第一項の規定により承継する土地に係る宅地の造成及びこれに関連する施設の整備並びに当該宅地及び施設の管理及び譲渡を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、附則第二條第一項の規定により承継する権利及び義務の行使及び履行のために必要な業務を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 公団は、前項の規定により同項に規定する業務を行う間、公団法第十九条第一項及び第二項並びに前項に規定する業務のほか、同項第二号の業務を効果的に推進するため特に必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、資金の貸付けを行うことができる。

3 公団は、第一項の規定により同項に規定する業務を行う間、公団法第十九条第一項及び第二項並びに前項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、宅地の造成及びこれに関連する施設の整備並びに当該宅地及び施設の管理及び譲渡に関する業務(第一項第三号の業務に関連して行うものに限る。)を行うことができる。

4 公団は、前二項に規定する業務を行おうとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(役員及び職員)の秘密保持義務

第十四条 公団の役員若しくは前条第一項第二号及び第三号の業務(以下「資産処分業務」という。)に従事する職員又はこれらの職にあつた者は、資産処分業務に係る職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(資産処分審議会の設置)

第十五条 公団は、第十三条第一項の規定により資産処分業務が行われる間、資産処分審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の権限)

第十六条 公団の総裁は、次に掲げる場合には、審議会の意見を聴かなければならない。

一 資産処分業務に関する基本的な方針を定めようとするとき。

二 資産処分業務に係る業務方法書を作成し、又は変更しようとするとき。

三 運輸省令で定める重要な資産に係る資産処分業務を行おうとするとき。

分業務を行おうとするとき。

2 審議会は、前項に掲げる場合のほか、公団の総裁の諮問に応じ、資産処分業務に関する重要事項を審議する。

(審議会の組織)

第十七条 審議会は、委員七人以内をもって組織する。

2 審議会に会長一人を置き、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理する。

4 審議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

(委員の任命)

第十八条 委員は、資産処分業務に關し学識経験を有する者のうちから、運輸大臣の認可を受けて、公団の総裁が任命する。

(委員の任期)

第十九条 委員の任期は、二年とする。

2 委員は、再任されることができる。

(準用規定)

第二十条 第十四条、第二十八条の規定により読み替へて適用する公団法第十二条及び公団法第十三条の規定は、委員について準用する。

(投資)

第二十一条 公団は、運輸大臣の認可を受けて、公団の委託により第十三条第一項から第三項までに規定する業務(以下「特例業務」という。)の一部を行う事業及び特例業務と密接に関連する事業で特例業務の円滑な遂行に資するものに投資することができる。

2 前項の規定により公団が投資することができる事業の範囲は、政令で定める。

(業務の委託)

第二十二条 公団は、運輸大臣の認可を受けて定める基準に従って特例業務の一部を委託することができる。

(土地の処分の方法等)

第二十三条 公団は、附則第二條第一項の規定により承継する土地の譲渡、貸付けその他の処分に関する契約を締結しようとする場合には、その処分の公正かつ適切な実施を確保するため、一般競争入札の方法に準じた方法その他の運輸省令で定める方法によらなければならない。

より承継する土地の譲渡、貸付けその他の処分

第二十四条 公団は、次に掲げる鉄道施設を地域における輸送の確保のために鉄道事業者に対し譲渡する場合には、政令で定める日までの間、これを無償で行うことができる。

(鉄道施設の無償譲渡及び貸付け)

一 公団が附則第二條第一項の規定により承継する旧事業団法附則第十三条第一項各号に掲げる鉄道施設

二 この法律の施行の際現に公団が所有する旧事業団法附則第九條第一項に規定する鉄道施設であつて当該鉄道施設が鉄道事業の用に供されることとなつたもの

2 公団は、前項の規定による譲渡を行うまでの間は、同項各号に掲げる鉄道施設を鉄道事業者に対し無償で貸し付けることができる。

3 第一項の規定による鉄道施設の譲渡の時に、公団の資本金のうち当該鉄道施設の建設に係る部分として運輸大臣が定める金額については、公団に対する政府からの出資はなかったものとし、公団は、その額により資本金を減少するものとする。

4 運輸大臣は、前項の規定により金額を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(承継法人に対する公団が承継する土地の無償貸付け)

第二十五条 公団は、附則第二條第一項の規定により承継する土地であつて改正前施行法第三十一条の規定により事業団が承継法人(改正前施行法第二十一条第二項の承認を受けた計画に従い当該経営の分離に係る一般自動車運送事業に相当する道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業を営む株式会社を含む。附則第一

二十六条第二項において同じ。)に対し無償で貸し付けていたものを、当該承継法人の事業の用に供する施設の公団の土地からの移転が終了するまでの間、当該承継法人に対し引き続き無償で貸し付けることができる。

(補助金)

第二十六条 政府は、予算の範囲内において、公団に対し、公団による特例業務の確実かつ円滑な実施のために必要な補助金を交付するものとする。

(特別の勘定)

第二十七条 公団は、特例業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

2 公団は、前項に規定する特別の勘定において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、公団法第二十八条第一項の規定にかかわらず、積立金として整理しなければならない。

3 公団は、第一項に規定する特別の勘定において、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(公団法の特例)

第二十八条 第十三条第一項から第三項までの規定により特例業務が行われる場合には、公団法第八條中「七人」とあるのは「九人」と、公団法第九條第三項中「総裁及び副総裁を」とあるのは「公団を代表し、総裁及び副総裁を」と、公団法第十二條第四号中「販売」とあるのは「販売、土地の売買」と、公団法第十五條中又は副総裁」とあるのは「副総裁又は理事」と、公団法第十六條中「及び副総裁は、公団の理事及び」とあるのは「副総裁及び理事は、公団の」と、「業務」とあるのは「業務又は日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律

第一号。以下債務等処理法という。第二

十一條第一項の特例業務」と、公団法第二十九條の二「債券」とあるのは長期借入金及び債券と、公団法第三十二條中「場合」とあるのは「場合、債務等処理法第三十三條第一項の規定により同項第二号及び第三号の業務を行う場合並びに債務等処理法第三十四條第一項に規定する場合」と、公団法第三十四條、第三十五條第二項及び第三十六條第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び債務等処理法」と、公団法第三十九條第一号中「又は第三十二條」とあるのは「若しくは第三十二條又は債務等処理法第三十三條第四項若しくは第三十一條第一項」と、同条第四号中「又は第三十四條」とあるのは「若しくは第三十四條又は債務等処理法第三十六條第一項第三号若しくは第三十三條」と、公団法第四十二條第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は債務等処理法」と、同条第三号中「第九條第一項及び第二項」とあるのは「第九條第一項及び第二項並びに債務等処理法第三十三條第一項から第三項まで」とする。

(罰則)
第二十九條 第十四條(第二十條において準用する場合を含む。)の規定に違反して、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に處する。

第五章 雜則
(事業団の職員の再就職の機会の確保等に関する措置)
第三十條 事業団は、附則第二條第一項の規定による解散までの間に於いて、その職員について再就職の機会の確保及び再就職の援助等を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、事業団が講ずる前項の措置に關し、就職のあつせんその他の援助に努めなければならない。

(国会に対する報告)
第三十一條 政府は、毎年、国会に對し、この法律に定める施策の実施の状況を報告しなければならない。

附則

(施行期日)
第一條 この法律は、平成十年十月一日から施行する。ただし、第三條第二項、第四條及び第三十條の規定は、公布の日から施行する。

(事業団の解散等)
第二條 事業団は、この法律の施行の時に於いて解散するものとし、第二條第一項の規定により政府が承継する債務以外の事業団の一切の権利及び義務は、事業団の解散の時に於いて公団が承継する。

2 事業団の平成十年四月一日に始まる事業年度は、事業団の解散の日の前日に終わるものとする。

3 事業団の平成十年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

4 事業団の解散の時に於いて、その時に於ける事業団の資本金に相当する金額については、政府からの出資は、なかったものとする。

5 第一項の規定により公団が権利及び義務を承継するときは、事業団の平成十年四月一日に始まる事業年度終了の日における貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額に第二條第一項の規定により政府が承継する同項各号に掲げる債務の額の合計額を加えて得た金額は、第二十七條第一項に規定する特別の勘定に於いて、同条第二項の積立金として整理しなければならない。

6 公団は、本州四国連絡橋公団に對し、改正前改革法第二十五條第一項及び旧事業団法附則第十一條第一項に規定する本州四国連絡橋公団の債務の償還に係る業務に要する費用の額に相当する金額を支払うものとする。

7 改正前改革法第二十五條第一項及び旧事業団法附則第十一條第一項の規定により事業団が本州四国連絡橋公団に對して負担した債務のうち第一項の規定により承継するものの償還及び当該債務に係る利子の支払並びに前項に規定する費用の範囲その他の同項の規定による支払に關し必要な事項は、政令で定める。

8 第一項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)
第三條 公団が前條第一項の規定により承継する鉄道建設債務に係る債務について政府がした改正前施行法第三十四條の規定により従前の条件により存続するものとされた保証契約は、その承継後においても、当該鉄道建設債務に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

2 改正前施行法第三十八條第二項の規定は、前條第一項の規定による事業団の解散の際現にその職員として在職する者(改正前施行法第三十六條第一項の規定の適用を受けた者に限る。)で引き続き公団の職員となつたものが公団を退職する場合における退職手当の支給について準用する。この場合において、改正前施行法第三十六條第二項中「清算事業団」とあるのは、「日本鉄道建設公団」と読み替へるものとする。

3 前條第一項の規定による事業団の解散の日の前日に事業団の職員として在職する者(改正前施行法第三十八條第一項の規定の適用を受けた者に限る。)が、引き続き公団の職員となり、かつ、引き続き公団の職員として在職した後引き続き公団公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第二條第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の日本国有鉄道の職員としての在職期間、事業団の職員としての在職期間及び公団の職員としての在職期間を同一項に規定する職員としての引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が事業団又は公団を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

(権利及び義務の承継に伴う租税関係法令の適用に關する経過措置)

第四條 公団が附則第二條第一項の規定により承継する登記に係る登記権利者としての地位に基づき日本国有鉄道又は事業団を登記名義人とするために受ける登記については、登録免許税を課さない。

2 公団が附則第二條第一項の規定により権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車取得に對しては、不動産取得税若しくは土地の取得に對して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

3 公団が附則第二條第一項の規定により承継し、かつ、引き続き保有する土地のうち、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十八号)第五百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において日本国有鉄道又は事業団が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

(公団等に対する厚生年金保険法等の規定の適用)
第五條 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)附則第十九條第二項から第四項までの規定の適用については、公団の事業所又は事務所のうち特例業務を行う事業所又は事務所のうち「特例業務等」というものを平成八年改正前の共済法第二條第一項第七号ハに掲げる法人の事業所又は事務所とみなす。

2 公団の特例業務等のうち厚生年金保険法第六條第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものに使用される同法による被保険者の同法による保険料率については、特例業務等を平成八年改正前の共済法第二條第一項第八号に規定する法人の事業所又は事務所とみなして、平成八年厚生年金等改正法附則第十八條第二項の規定を適用する。この場合において、同項において準用する同条第一項ただし書中「施行日の前日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者(施行日の前日以前の日から引き続き当該事業所又は事務所を使用される者に限る。)」とあるのは、「施行日の前日以

前日から日本鉄道建設公団(以下この項において「公団」という。)が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第二十号)第二十一条第一項の特例業務(以下この項において「特例業務」という。)を開始する日の前日まで引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者(施行日の前日以前の日から公団が特例業務を開始する日の前日まで引き続き日本国有鉄道清算事業団の事業所又は事務所に使用される者に限る。)であつて、公団が特例業務を開始する日において特例業務を行う事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六十一条又は第三項に規定する適用事業所であるものを使用される同法による被保険者であるものとする。

3 公団については、平成八年改正前の共済法第二十一条第一項第八号に規定する旅客鉄道会社等とみなして、平成八年厚生年金等改正法附則第五十四条第一項から第五項までの規定を適用する。

4 平成八年厚生年金等改正法附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成八年改正前の共済法第八十二条第二項の規定の適用については、同項中「日本国有鉄道清算事業団の理事長」とあるのは、「日本鉄道建設公団が当該公団を代表する者」として大蔵大臣に届け出た者とする。

(日本国有鉄道清算事業団法の廃止)
第六条 日本国有鉄道清算事業団法は、廃止する。

(日本国有鉄道清算事業団法の廃止に伴う経過措置)
第七条 附則第二条第一項の規定による事業団の解散の際現に旧事業団法第三条の規定により置かれていた事務所については、公団法第三条第二項の規定により運輸大臣の認可を受けたものとなす。

2 附則第二条第一項の規定による事業団の解散の際現に旧事業団法第二十六条第四項の規定により認可を受けて行っている業務は、第十三条

第四項の規定により認可を受けたものとなす。

3 附則第二条第一項の規定による事業団の解散の際現に旧事業団法第二十七条第一項の規定により認可を受けている投資は、第二十一条第一項の規定により認可を受けたものとなす。

4 附則第二条第一項の規定による事業団の解散の際現に旧事業団法第二十八条の規定により認可を受けて定められていた基準は、第二十一条の規定により認可を受けたものとなす。

5 事業団の役員若しくは旧事業団法第十八条の資産処分業務に従事する職員又は旧事業団法第二十条の資産処分審議会の委員であつた者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

6 前条の規定の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる事項に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八条 附則第三条及び第四条、前条並びに附則第十二条、第十五条、第二十一条及び第二十六条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(国債整理基金特別会計法の一部改正)
第九条 国債整理基金特別会計法の一部を次のように改正する。

第十七条 第一項中「ノ処分」を「及出資持分ノ処分」に、「入金金」を「入金金並ニ」に、「二係ル配当金」を「及出資持分ニ係ル配当金」に改め、同条第二項中「ノ管理」を「及出資持分ノ管理」に改め、同条を第十八条とし、第十六条の次に次の一条を加える。

第十七条 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律(平成二年法律第四十五号)第二条第一項ノ規定ニ依り政府ニ譲渡セラレタル帝都高速度交通営団ニ対スル持分(以下出資持分ト称ス)ハ国債ノ

元金償還ニ充ツベキ資金ノ充塞ニ資スル為一般会計ヨリ無償ニテ国債整理基金特別会計ニ所属スルヲ為スモノトス

(北海道開発法の一部改正)
第十条 北海道開発法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項第二号中、「雇用促進事業団又は日本国有鉄道清算事業団」を「又は雇用促進事業団」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十一条 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中、「日本国有鉄道清算事業団」を削る。

第七十三条の二第二項中「日本国有鉄道清算事業団」を削る。

約の下に「日本鉄道建設公団」が注文者である家屋の新築にあつては、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第二十号)第十三条第一項第三号の業務に基づき締結されるものに限る。」を加える。

第七十三条の四第一項第一号の二を削る。

第三百四十八条第二項第三十四号を次のように改める。

三十四 日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第二号及び第三号の業務の用に供するため所有する固定資産並びに同法第二十四条第二項及び第二十五条の規定により貸し付けている固定資産で、政令で定めるもの

第三百四十九条の三第二十三項中「又は日本国有鉄道清算事業団(昭和六十一年法律第九十号)附則第十三条第一項を、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(以下本項において「債務等処理法」という。)附則第六条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十一年法律第九十号)以下「旧日本国有鉄道清算事業団法」という。)附則第十三条第一項に、「日本国有鉄道清算事業団」を、債務

等処理法附則第二条第一項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団(以下「旧日本国有鉄道清算事業団」という。)に、「同項各号」を「旧日本国有鉄道清算事業団法附則第十三条第一項各号」に、「若者」を「若者又は債務等処理法第二十四条第一項の規定により日本鉄道建設公団から無償で同項各号に掲げる鉄道施設の譲渡を受けた者が」に改める。

附則第十条第一項中「日本国有鉄道清算事業団法附則第十三条第一項の規定により日本国有鉄道清算事業団を、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第二十四条第一項の規定により日本鉄道建設公団」に改め、同条第五項中「日本国有鉄道清算事業団法第二十七条第一項を、旧日本国有鉄道清算事業団法第二十七条第一項に、「日本国有鉄道清算事業団から同法第二十六条第一項第二号を、旧日本国有鉄道清算事業団から旧日本国有鉄道清算事業団法第二十六条第一項第二号に、「日本国有鉄道清算事業団」を、日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二条第一項の規定により旧日本国有鉄道清算事業団から承継し、かつ」に改める。

附則第十一条第一項中「日本国有鉄道清算事業団が所有するを、旧日本国有鉄道清算事業団が所有する」に、「日本国有鉄道清算事業団が行う日本国有鉄道清算事業団法第二十六条第一項第三号を、日本鉄道建設公団が行う日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第三号」に改める。

附則第十五条の三第二項中「日本国有鉄道清算事業団が所有する」を「旧日本国有鉄道清算事業団が所有する」に、「日本国有鉄道清算事業団が行う日本国有鉄道清算事業団法第二十六条第一項第三号の業務に基づき、当該北海道旅客会社等又は日本貨物鉄道株式会社昭和六十三年四月一日から平成十一年一月一日までの間に当該旧資産に対応するものとして取得した家屋又は」を「旧日本国有鉄道清算事業団が行った旧日本国有鉄道清算事業団法第二十六条第一項第三

置法(以下この条において「新租税特別措置法」という。)(第八十四条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する法人が取得する同項に規定する土地の所有権の移転の登記又は地上権の設定の登記若しくは所有権の移転請求権の保全のための仮登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に前条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧租税特別措置法」という。)(第八十四条第一項に規定する法人が取得した同項に規定する土地の所有権の移転の登記又は地上権の設定の登記若しくは所有権の移転請求権の保全のための仮登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。)

2 新租税特別措置法第八十四条の三第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する鉄道事業者が取得する同項に規定する鉄道施設に係る土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十四条の三に規定する鉄道事業者が取得した同項に規定する鉄道施設に係る土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第九十四条の規定は、施行日以後に公団が行う同条に規定する株式の譲渡に係る有価証券取引税について適用し、施行日前に事業団が行った旧租税特別措置法第九十四条第一項に規定する株式の譲渡に係る有価証券取引税については、なお従前の例による。

(日本鉄道建設公団法の一部改正)
第十六条 日本鉄道建設公団法の一部を次のように改正する。

第十二条第二号中「日本国有鉄道清算事業団又はを削る。」
第四十一条及び第四十二条中「三万円を」二十万に改める。

第四十三条中「一万円を」十万円に改める。

附則第十二条中「日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十二年法律第九十号)」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第 号)附則第六条の規定による

廃止前の日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十二年法律第九十号)」に改める。

(所得税法の一部改正)
第十七条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表日本国有鉄道清算事業団の項を削る。

(法人税法の一部改正)
第十八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表日本国有鉄道清算事業団の項を削る。

(印紙税法の一部改正)
第十九条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二日本国有鉄道清算事業団の項を削る。

(登録免許税法の一部改正)
第二十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二日本国有鉄道清算事業団の項を削る。

(本州四国連絡橋公団法の一部改正)
第二十一条 本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

(本州四国連絡橋公団法の一部改正に伴う経過措置)
第二十三条 附則第二条第七項に規定する債務の償還が終了するまでの間における前条の規定による改正後の本州四国連絡橋公団法第二十一条の規定の適用については、同条第一号中「又は地方公共団体の職員」とあるのは、「若しくは地方公共団体の職員又は日本鉄道建設公団の役員若しくは職員」とする。

(日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき

特別措置に関する法律の一部改正)
第二十三条 日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第二項中「日本国有鉄道清算事業団」の下に「(日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第 号)の施行後において、日本鉄道建設公団)」を加える。

(日本国有鉄道改革法の一部改正)
第二十四条 日本国有鉄道改革法の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「併いの下に、平成十年九月三十日までの間を加え、同条第三項中昭和六十二年四月一日以降を昭和六十二年四月一日から平成十年九月三十日までの間」に改める。

第十六条中「国はの下に、平成十年九月三十日までの間を加える。」

第二十五条第二項中「事業団はの下に、平成十年九月三十日までの間を加える。」

第二十六条第一項中「ときは」の下に「平成十年九月三十日までの間を加える。」

(日本国有鉄道改革法等施行法の一部改正)
第二十五条 日本国有鉄道改革法等施行法の一部を次のように改正する。

第二十七条中第十三項及び第十四項を削り、第十五項を第十三項とし、同条第十六項中「承継法人」の下に「(第二十一条第一項の承認を受けた計画に従い当該経営の分離に係る一般自動車運送事業に相当する一般旅客自動車運送事業を経営する株式会社を含む)」を加え、同項を同条第十四項とする。

第二十九条第一項中「清算事業団を」日本鉄道建設公団に改め、同条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項から第十五項までを二項ずつ繰り上げる。

第三十一条を次のように改める。

第三十一条 削除

第三十三条を次のように改める。

第三十三条 削除

第三十五条 削除

第三十七条から第四十条までを次のように改める。

第三十七条から第四十条まで 削除

附則第五項第四項中「清算事業団を」日本鉄道建設公団に改める。

附則第二十三條第十五項中「及び地方鉄道業者を」地方鉄道業者に改め、「日本国有鉄道清算事業団及び」を削る。

(日本国有鉄道改革法等施行法の一部改正に伴う経過措置)
第二十六条 改正前施行法第二十七条第十三項に規定する鉄道事業者が施行日前に取得した同項に規定する鉄道施設に係る土地又は建物の所有権、地上権又は賃借権の保存、移転又は設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 承継法人が改正前施行法第二十七条第十四項に規定する交換により施行日前に取得した建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(消費税法の一部改正)
第二十七条 消費税法(昭和六十三年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表日本国有鉄道清算事業団の項を削る。

(新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律の一部改正)
第二十八条 新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第四條中第五項を削り、第六項を第五項とする。

(日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律の一部改正)
第二十九条 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律の一部を次の

ように改正する。

第三條第一項中「適用し、日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十一年法律第九十号)第四十條(第五項及び第六項を除く。の)の規定は、適用しない」を「適用する」に改め、同條第二項を削る。

(運輸施設整備事業団法の一部改正)

第三十條 運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第十三條第二号中、本州四国連絡橋公団又は日本国有鉄道清算事業団を「又は本州四国連絡橋公団」に改める。

附則第七條第五項中「日本国有鉄道清算事業団」の下に「(日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第 号)の施行後においては、日本鉄道建設公団)」を加える。

附則第十條第四項を削る。

(運輸省設置法の一部改正)

第三十一條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第一百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三條の二第一項第六十五号中、「日本国有鉄道清算事業団」を削る。

(労働省設置法の一部改正)

第三十二條 労働省設置法(昭和二十四年法律第十六十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第三号中、「短時間労働援助センター及び日本国有鉄道清算事業団」を「及び短時間労働援助センター」に改める。

(建設省設置法の一部改正)

第三十三條 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第五十八号中、「日本国有鉄道清算事業団」を削る。

理由

日本国有鉄道清算事業団における土地その他の資産の処分等による債務等の処理が困難となっている事態に対処して、当該債務等の抜本的な処理を図ることが緊急の課題となっていることにかん

が、政府による事業団の債務の承継その他事業団の債務等の処理を図るために必要な措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案(内閣提出、第四百四十二回国會議法第四六号)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本法案は、日本国有鉄道清算事業団(以下「事業団」という。)における土地その他の資産の処分等による債務等の処理が困難となっている事態に対処して、当該債務等の抜本的な処理を図ることが緊急の課題となっていることにかんがみ、政府による事業団の債務の承継その他事業団の債務等の処理を図るために必要な措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 事業団の有利子債務の処理

政府は、平成十年十月一日に、事業団の有利子債務を一般会計において承継することとし、このうち政府の貸付金及び引受債については、平成十年度末までに償還を行うこととする。

2 事業団の無利子債務の処理

政府は、事業団の政府に対する無利子債務を免除することとする。

3 年金の給付に要する費用等の処理

国鉄改革により事業団の負担とされた恩給及び年金追加費用は、日本鉄道建設公団(以下「公団」という。)が負担することとし、鉄道共済年金の厚生年金への統合のため事業団の負担とされた移換金負担については、国鉄改革により旅客鉄道株式会社等の社員となった者の分は旅客鉄道株式会社等が、その他の者の分は公団が負担することとする。

4 公団の業務に関する特例等

公団は、特例業務として、公団が負担することとされた年金追加費用等の支払、その支

払のため事業団から承継する資産の処分等の業務を行うこととする。

5 施行期日等

(一) この法律は、一部の規定を除き、平成十年十月一日から施行することとする。

(二) 事業団は、平成十年十月一日に解散することとする。

二 議案の修正議決理由

本法案は、政府による日本国有鉄道清算事業団の債務の承継その他同事業団の債務等の処理を図るための措置としておおむね妥当と認めるが、鉄道共済年金の厚生年金への統合のため日本国有鉄道清算事業団の負担とされた移換金負担については、国鉄改革により旅客鉄道株式会社等の社員となった者に係る部分に相当するものとして算定した額の二分の一に相当する額については旅客鉄道株式会社等が、それ以外の額については日本鉄道建設公団が、それぞれ負担することとする等の必要があるため、別紙のとおり修正議決すべきものと決した次第である。

なお、本法案に対し、民主党及び平和・改革から、日本国有鉄道清算事業団が負担することとされている移換金負担については日本鉄道建設公団が負担することとする等を内容とする修正案が、また、日本共産党から、旅客鉄道株式会社等の負担の見直し及び一般会計における財源確保に関する検討等を内容とする修正案がそれぞれ提出されたが、いずれも賛成少数をもって否決された。

三 本法案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

本法案施行に要する経費として、平成十年度一般会計予算に、日本鉄道建設公団特例業務補助金として六百五十億円が計上されている。

また、国債整理基金特別会計予算に、国債利子等の支払及び借入金利子の支払に必要な経費の内数として約一千九百四十億円が計上されている。

本修正の結果必要とする経費は、平年度約百二十億円の見込みである。

四 国会法第五十七條の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七條の三の規定に基づき、内閣を代表して川崎運輸大臣より、自由民主党、自由党及び社会民主党・市民連合共同提出の修正案に対して「やむを得ない」旨の意見が述べられた。

右報告する。

平成十年十月五日

日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革等に関する特別委員長 大原 一三

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

(小字及び一は修正)

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律

目次

第一章 総則(第一條)

第二章 事業団の債務の処理(第二條―第八條)

第三章 年金の給付に要する費用等の処理(第七條―第十一條)

第四章 公団の業務に関する特例等(第十三條―第二十九條)

第五章 雜則(第三十條・第三十一條)

附則

第一章 總則

(趣旨)

第一條 この法律は、日本国有鉄道清算事業団(以下「事業団」という。)における土地その他の資産の処分等による債務等の処理が困難となっている事態に対処して、当該債務等の抜本的な処理を図ることが緊急の課題となっていることにかんがみ、政府による事業団の債務の承継その他事業団の債務等の処理を図るために必要な措置を定めるものとする。

第二章 事業団の債務の処理

(一般会計による債務の承継)

第二条 政府は、この法律の施行の時に、その時における事業団の第一号から第四号までに掲げる長期借入金に係る債務及び当該債務に係る利子(この法律の施行の日(以下「施行日」という)以前に発生している利子のうち施行日以後に支払われることとされているものに限り)に係る債務並びに第五号及び第六号に掲げる債券に係る債務(施行日前に支払期が到来した利子に係るものを除く)を、一般会計において承継する。

一 附則第六条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十一年法律第九十号。以下「旧事業団法」という)第四十条第一項の規定による長期借入金に係る債務(事業団が土地の譲渡契約と併せて締結した金銭消費貸借契約において当該土地の譲渡の対価の支払を受ける債権と相殺することが約されているものを除く)。

二 日本国有鉄道の長期借入金に係る債務

三 附則第二十四条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第八十七号。以下「改正前改革法」という)第二十四条第二項の規定により日本国有鉄道が承継した日本鉄道建設公団の長期借入金に係る債務

四 旧事業団法附則第九條第二項の規定により承継した日本鉄道建設公団の長期借入金に係る債務

五 日本国有鉄道清算事業団債務に係る債務

六 鉄道債券に係る債務

前項の規定により政府が承継する債務のうち、政府が貸し付けた長期の資金に係るもの及び政府が引き受け、かつ、当該承継の時において保有する債券に係るものの償還期限は、平成十一年三月三十一日までの間において政令で定める日とする。

(国債に関する法律の適用等)

第三条 前条第一項の規定により政府が承継する債務に係る日本国有鉄道清算事業団債券及び鉄道債券については、国債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号。第六條及び第八條を除く)その他の法令中国債に関する規定を適用する。

2 日本国有鉄道清算事業団債券及び鉄道債券については、前条第一項の規定による承継の日(以下「承継日」という)の間の、社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)の規定による登録(相続、遺贈、合併、強制執行その他これらに準ずる事由による移転の登録を除く)を請求することができない。

3 日本国有鉄道清算事業団債券及び鉄道債券であつて前条第一項の規定による承継の際現に社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)の規定による登録を受けているものについては、当該承継の時に、当該登録に係る登録機関は、当該登録の抹消を行うとともに、当該登録を受けている事項を日本銀行に通知するものとする。

4 日本銀行は、前項の通知を受けたときは、当該通知を受けた事項の登録を行うものとする。

5 前条第一項の規定による登録とみなす。前条第一項の規定により政府が承継した日本国有鉄道清算事業団債券及び鉄道債券については、同項の規定による承継の日以後一週間、国債の登録(相続、遺贈、合併、強制執行その他これらに準ずる事由による移転の登録を除く)を請求することができない。国債の登録の除却についても同様とする。

(無利子貸付金に係る債務の免除)

第四条 政府は、平成十一年九月二十八日までに、事業団の次に掲げる政府に対する債務を免除するものとする。

一 日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律(昭和六十一年法律第七十六号)第二条第二項の規定による貸付金に係る債務

二 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律(平成九年度法律第七十三号)第二条第二項の規定による貸付金に係る債務

三 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律(平成九年度法律第七十三号)第二条第二項の規定による貸付金に係る債務

四 前二号に掲げるもののほか、政府が無利子で貸し付けた長期の資金に係る債務

(国債整理基金特別会計法の適用に関する特例)

第五条 次に掲げる債務に係る借入金については、国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第二条第四項の規定は、適用しない。

一 第二条第一項の規定により政府が承継する同項第一号から第四号までに掲げる債務

二 日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律(平成九年度法律第七十三号)第二条第二項の規定により政府が承継した債務

三 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律(平成九年度法律第七十三号)第二条第二項の規定により政府が承継した債務

(一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入れ)

第六条 政府は、前条第二号及び第三号に掲げる債務並びに日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律(平成九年度法律第七十三号)第三条第一項の特定債務に係る債務の償還を確実に履行するため、国債整理基金特別会計法の規定による繰入れを適切に行うものとする。

第三章 年金の給付に要する費用等の処理

(日本国有鉄道の役員又は職員であつた者等に係る恩給に要する費用の負担)

第七条 附則第二十五條の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十一年法律第九十三号。以下「改正前施行法」という)第三十七條の規定により事業団が負担することとされていた費用については、附則第二條第一項の規定により事業団の土地その他の資産を承継する日本鉄道建設公団(以下「公団」という)が負担する。

(日本鉄道共済組合等が支給する年金の給付に要する費用等の負担)

第八条 改正前施行法第三十八條第一項の規定により事業団が負担することとされていた費用については、政令で定めるところにより、公団が負担する。

2 改正前施行法第三十八條第二項の規定により事業団が負担することとされていた費用については、公団が負担する。この場合においては、厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下「平成八年厚生年金等改正法」という)附則第五十四條第四項中「会社等」とあるのは、「会社等(存続組合である日本鉄道共済組合又は附則第四十八條第一項に規定する指定基金で日本鉄道共済組合に係るものが支給する年金たる給付に係るものについて、日本鉄道建設公団)」とする。

第九条 改正前施行法第三十八條の二の規定により事業団が負担することとされていた額のうち、昭和六十一年三月三十一日において改正前施行法第八十九條の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)附則第十四條の三第二項の国鉄共済組合の組合員(同法の長期給付に関する規定の適用を受けるものに限る)であつた者であつて昭和六十一年四月一日において平成八年厚生年金等改正法第二條の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(以下「平成八年改正前の共済法」

第四章 公団の業務に関する特例等

(公団の業務に関する特例)

第十三条 公団は、当分の間、日本鉄道建設公団法(昭和三十九年法律第三号。以下「公団法」という。)第十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

- 一 第七条から第十一条までの規定により負担することとされる費用等の支払を行うこと。
- 二 前号の業務その他の業務の遂行に必要な資金に充てるために附則第二条第一項の規定により承継する土地その他の資産の処分を行うこと。
- 三 前号の業務を効果的に推進するため附則第二条第一項の規定により承継する土地に係る宅地の造成及びこれに関連する施設の整備並びに当該宅地及び施設の管理及び譲渡を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、附則第二条第一項の規定により承継する権利及び義務の行使及び履行のために必要な業務を行うこと。
- 五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 公団は、前項の規定により同項に規定する業務を行う間、公団法第十九条第一項及び第二項並びに前項に規定する業務のほか、同項第二号の業務を効果的に推進するため特に必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、資金の貸付けを行うことができる。

3 公団は、第一項の規定により同項に規定する業務を行う間、公団法第十九条第一項及び第二項並びに前二項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、宅地の造成及びこれに関連する施設の整備並びに当該宅地及び施設の管理及び譲渡に関する業務(第一項第三号の業務に関連して行うものに限る。)を行うことができる。

4 公団は、前二項に規定する業務を行おうとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十四条 公団の役員若しくは前条第一項第二号及び第三号の業務(以下「資産処分業務」という。)に従事する職員又はこれらの職にあつた者は、資産処分業務に係る職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(資産処分業務の設置)

第十五条 公団は、第十三条第一項の規定により資産処分業務が行われる間、資産処分審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の権限)

第十六条 公団の総裁は、次に掲げる場合には、審議会の意見を聴かなければならない。

- 一 資産処分業務に関する基本的な方針を定めようとするとき。
- 二 資産処分業務に係る業務方法書を作成し、又は変更しようとするとき。
- 三 運輸省令で定める重要な資産に係る資産処分業務を行うおととするとき。

2 審議会は、前項に掲げる場合のほか、公団の総裁の諮問に応じ、資産処分業務に関する重要事項を審議する。

(審議会の組織)

第十七条 審議会は、委員七人以上をもって組織する。

2 審議会に会長一人を置き、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理する。

4 審議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかねばならない。

(準用規定)

第二十条 第十四条、第二十八条の規定により読み替えて適用する公団法第十二条及び公団法第十三条の規定は、委員について準用する。

(投資)

第二十一条 公団は、運輸大臣の認可を受けて、公団の委託により第十三条第一項から第三項までに規定する業務(以下「特例業務」という。)の一部を行う事業及び特例業務と密接に関連する事業で特例業務の円滑な遂行に資するものに投資することができる。

2 前項の規定により公団が投資することができる事業の範囲は、政令で定める。

(業務の委託)

第二十二条 公団は、運輸大臣の認可を受けて定める基準に従って特例業務の一部を委託することができる。

(土地の処分の方法等)

第二十三条 公団は、附則第二条第一項の規定により承継する土地の譲渡、貸付けその他の処分に関する契約を締結しようとする場合には、その処分の公正かつ適切な実施を確保するため、一般競争入札の方法に準じた方法その他の運輸省令で定める方法によらなければならない。

(鉄道施設の無償譲渡及び貸付け)

第二十四条 公団は、次に掲げる鉄道施設を地域における輸送の確保のために鉄道事業者に対し譲渡する場合又は、政令で定める日までの間、これを無償で行うことができる。

一 公団が附則第二条第一項の規定により承継する旧事業団法附則第十三条第一項各号に掲げる鉄道施設

二 この法律の施行の際現に公団が所有する旧事業団法附則第九條第一項に規定する鉄道施設であつて当該鉄道施設が鉄道事業の用に供されることとなつたもの

2 公団は、前項の規定による譲渡を行うまでの間は、同項各号に掲げる鉄道施設を鉄道事業者

第十条 改正前施行法第三十九条の規定により事業団が負担することとされていた費用については、大蔵大臣及び運輸大臣が定めるところにより、公団が負担する。

(地方公務員共済組合の組合員となつた者に係る年金の給付に要する費用の負担)

第十一条 改正前施行法第四十条の規定により事業団が負担することとされていた費用については、自治大臣及び運輸大臣が定めるところにより、公団が負担する。

(公団が負担する費用等の支払の確実かつ円滑な実施)

第十二条 国は、第七条から前条までの規定により公団が負担する費用等の支払の確実かつ円滑な実施を図るものとし、このため、第二十六条の規定による公団に対する補助金の交付その他の必要な措置を講ずるものとする。

に対し無償で貸し付けることができる。

3 第一項の規定による鉄道施設の譲渡の時に、公団の資本金のうち当該鉄道施設の建設に係る部分として運輸大臣が定める金額については、公団に対する政府からの出資はなかったものとし、公団は、その額により資本金を減少するものとする。

4 運輸大臣は、前項の規定により金額を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(承継法人に対する公団が承継する土地の無償貸付け)

第二十五条 公団は、附則第二条第一項の規定により承継する土地であつて改正前施行法第三十一条の規定により事業団が承継法人(改正前施行法第二十一条第二項の承認を受けた計画に従い当該経営の分離に係る一般自動車運送事業に相当する道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業を営営する株式会社を含む。附則第二十六条第二項において同じ。)に対し無償で貸し付けていたものを、当該承継法人の事業の用に供する施設の公団の土地からの移転が終了するまでの間、当該承継法人に対し引き続き無償で貸し付けることができる。

(補助金)

第二十六条 政府は、予算の範囲内において、公団に対し、公団による特例業務の確実かつ円滑な実施のために必要な補助金を交付するものとする。

(特別の勘定)

第二十七条 公団は、特例業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

2 公団は、前項に規定する特別の勘定において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、

公団法第二十八条第一項の規定にかかわらず、積立金として整理しなければならない。

3 公団は、第一項に規定する特別の勘定において、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(公団法の特例)

第二十八条 第十三条第一項から第三項までの規定により特例業務が行われる場合には、公団法

第八条中「七人」とあるのは「九人」と、公団法

第九条第三項中「総裁及び副総裁」とあるのは

「公団を代表し、総裁及び副総裁を」と、公団法

第十二条第四号中「販売」とあるのは「販売、土

地の売買」と、公団法第十五条中「又は副総裁」

とあるのは、「副総裁又は理事」と、公団法第十

六条中「及び副総裁は、公団の理事及び」とある

のは、「副総裁及び理事は、公団の」と、「業務」

とあるのは、「業務又は日本国有鉄道清算事業団

の債務等の処理に関する法律(平成十年法律

第一号。以下「債務等処理法」という。)第二十

九条第一項の特例業務」と、公団法第二十九

条の二中「債券」とあるのは「長期借入金及び債

券」と、公団法第三十二条中「場合」とあるのは

「場合、債務等処理法第十三条第一項の規定に

より同項第一号及び第三号の業務を行う場合並

びに債務等処理法第二十四条第一項に規定する

場合」と、公団法第三十四条、第三十五条第二

項及び第三十六条第一項中「この法律」とあるの

は「この法律及び債務等処理法」と、公団法第三

十九条第一号中「又は第三十二条」とあるのは

「若しくは第三十二条又は債務等処理法第十三

条第四項若しくは第二十一条第一項」と、同条

第四号中「又は第三十四条」とあるのは「若しく

は第三十四条又は債務等処理法第十八条第一項

第三号若しくは第二十三条」と、公団法第四十

二条第一号中「この法律」とあるのは「この法律

又は債務等処理法」と、同条第三号中「第十九条

第一項及び第二項」とあるのは「第十九条第一

項及び第二項並びに債務等処理法第十三条第一

項から第三項まで」とする。

(罰則)

第二十九条 第十四条(第二十条において準用す

る場合を含む。)の規定に違反して、その職務に

関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者

は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に

処する。

第五章 雑則

(事業団の職員の再就職の機会の確保等に関する措置)

第三十条 事業団は、附則第二条第一項の規定に

よる解散までの間において、その職員について

再就職の機会の確保及び再就職の援助等を図る

ために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、事業団が講ずる前項の措置に関し、就

職のあつせんその他の援助に努めなければならない。

(国会に対する報告)

第三十一条 政府は、毎年、国会に対し、この法

律に定める施策の実施の状況を報告しなければ

ならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えな

い期間内において政令で定める日

から施行する。ただし、第三条第二項、第四条及び第三

十条の規定は、公布の日から施行する。

(事業団の解散等)

第二条 事業団は、この法律の施行の時ににおいて

解散するものとし、第二条第一項の規定により

政府が承継する債務以外の事業団の一切の権利

及び義務は、事業団の解散の時ににおいて公団が

承継する。

2 事業団の平成十年四月一日に始まる事業年度

は、事業団の解散の日の前日に終わるものとし

る。

3 事業団の平成十年四月一日に始まる事業年度

に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損

益計算書については、なお従前の例による。

4 事業団の解散の時ににおいて、その時における

事業団の資本金に相当する金額については、政

府からの出資は、なかったものとする。

5 第一項の規定により公団が権利及び義務を承

継するときは、事業団の平成十年四月一日に始

まる事業年度終了の日における貸借対照表上の

資産の額から負債の額を控除して得た額に第二

条第一項の規定により政府が承継する同項各号

に掲げる債務の額の合計額を加えて得た金額

は、第二十七条第一項に規定する特別の勘定に

おいて、同条第二項の積立金として整理しなけ

ればならない。

6 公団は、本州四国連絡橋公団に対し、改正前

改革法第二十五条第一項及び旧事業団法附則第

十一条第一項に規定する本州四国連絡橋公団の

債務の償還等に係る業務に要する費用の額に相

当する金額を支払うものとする。

7 改正前改革法第二十五条第一項及び旧事業団

法附則第十一条第一項の規定により事業団が本

州四国連絡橋公団に対して負担した債務のうち

第一項の規定により承継するものの償還及び当

該債務に係る利子の支払並びに前項に規定する

費用の範囲その他の同項の規定による支払に関

し必要な事項は、政令で定める。

8 第一項の規定により事業団が解散した場合に

おける解散の登記については、政令で定める。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第三条 公団が前条第一項の規定により承継する

鉄道建設債券に係る債務について政府がした改

正前施行法第三十四条の規定により従前の条件

により存続するものとされた保証契約は、その

承継後においても、当該鉄道建設債券に係る債

務について従前の条件により存続するものとし

2 改正前施行法第三十八條第二項の規定は、前條第一項の規定による事業団の解散の際現にその職員として在職する者(改正前施行法第三十六條第一項の規定の適用を受けた者に限る。)で引き続き公団の職員となつたものが公団を退職する場合における退職手当の支給について準用する。この場合において、改正前施行法第三十六條第二項中「清算事業団」とあるのは、「日本鉄道建設公団」と読み替へるものとする。

3 前條第一項の規定による事業団の解散の日の前日に事業団の職員として在職する者(改正前施行法第三十八條第一項の規定の適用を受けた者に限る。)が、引き続き公団の職員となり、かつ、引き続き公団の職員として在職した後引き続き公団の職員として在職した後に引き続いて国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第二條第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤務期間の計算については、その者の日本国有鉄道の職員としての在職期間、事業団の職員としての在職期間及び公団の職員としての在職期間を同一項に規定する職員としての引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が事業団又は公団を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

(権利及び義務の承継に伴う租税関係法令の適用に関する経過措置)
第四條 公団が附則第二條第一項の規定により承継する登記に係る登記権利者としての地位に基づき日本国有鉄道又は事業団を登記名義人とするために受ける登記については、登録免許税を課さない。

2 公団が附則第二條第一項の規定により権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車取得税に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

3 公団が附則第二條第一項の規定により承継し、かつ、引き続き保有する土地のうち、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十八号)第五百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において日本国有鉄道又は事業団が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

(公団等に対する厚生年金保険法等の規定の適用)
第五條 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)附則第十九條第二項から第四項までの規定の適用については、公団の事業所又は事務所のうち特例業務を行う事業所又は事務所に次項において「特例業務等」という。平成八年改正前の共済法第二條第一項第七号に掲げる法人の事業所又は事務所とみなす。

2 公団の特例業務等のうち厚生年金保険法第六條第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものに使用される同法による被保険者の同法による保険料率については、特例業務等を平成八年改正前の共済法第二條第一項第八号に規定する法人の事業所又は事務所とみなして、平成八年厚生年金等改正法附則第十八條第二項の規定を適用する。この場合において、同項において準用する同條第一項ただし書中「施行日の前日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者(施行日の前日以前の日から引き続き当該事業所又は事務所を使用される者に限る。)」とあるのは、「施行日の前日以前の日から日本鉄道建設公団(以下この項において「公団」という。)が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第二十号)第二條第一項の特例業務(以下この項において「特例業務」という。)を開始する日の前日まで引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者(施行日の前日以前の日から公団が特例業務を開始する日の前日まで引き続き

き日本国有鉄道清算事業団の事業所又は事務所を使用される者に限る。)であつて、公団が特例業務を開始する日において特例業務を行う事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六條第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものに使用される同法による被保険者であるもの」とする。

3 公団については、平成八年改正前の共済法第二條第八号に規定する旅客鉄道会社等とみなして、平成八年厚生年金等改正法附則第五十四條第一項から第五項までの規定を適用する。

4 平成八年厚生年金等改正法附則第三十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成八年改正前の共済法第八條第二項の規定の適用については、同項中「日本国有鉄道清算事業団の理事長」とあるのは、「日本鉄道建設公団が当該公団を代表する者として大蔵大臣に届け出た者」とする。

(日本国有鉄道清算事業団法の廃止)
第六條 日本国有鉄道清算事業団法は、廃止する。

(日本国有鉄道清算事業団法の廃止に伴う経過措置)
第七條 附則第二條第一項の規定による事業団の解散の際現に旧事業団法第三條の規定により置かれていた事務所については、公団法第三條第三項の規定により運輸大臣の認可を受けたものとみなす。

2 附則第二條第一項の規定による事業団の解散の際現に旧事業団法第二十六條第四項の規定により認可を受けて行っている業務は、第十三條第四項の規定により認可を受けたものとみなす。

3 附則第二條第一項の規定による事業団の解散の際現に旧事業団法第二十七條第一項の規定により認可を受けている投資は、第二十一條第一項の規定により認可を受けたものとみなす。

4 附則第二條第一項の規定による事業団の解散の際現に旧事業団法第二十八條の規定により認可を受けて定められている基準は、第二十二條の規定により認可を受けたものとみなす。

5 事業団の役員若しくは旧事業団法第十八條の資産処分業務に従事する職員又は旧事業団法第二十條の資産処分審議会の委員であつた者に係るその職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、前條の規定の施行後も、なお従前の例による。

6 前條の規定の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる事項に係る同條の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第八條 附則第三條及び第四條、前條並びに附則第十二條、第十五條、第二十二條及び第二十六條に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(國債整理基金特別会計法の一部改正)
第九條 國債整理基金特別会計法の一部を次のように改正する。

第十七條 第一項中「処分金」及び「出資持分」に、「収入金」及び「収入金並」に、「二係ル配当金」を「及出資持分二係ル配当金」に改め、同條第二項中「管理」を「及出資持分ノ管理」に改め、同條を第十八條とし、第十六條の次に次の一條を加へる。

第十七條 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊急に講ずべき特別措置に關する法律(平成二二年法律第四十五号)第二條第一項ノ規定ニ依リ政府ニ譲渡セラレタル帝都高速度交通営団ニ対スル持分(以下出資持分ト稱ス)ハ國債ノ元金償還ニ充ツベキ資金ノ充實ニ資スル為一般會計ヨリ無償ニテ國債整理基金特別會計ニ所屬ヲ爲スモノトス

(北海道開発法の一部改正)
第十條 北海道開発法(昭和二十五年法律第三十一

十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中、「雇用促進事業団又は日本国有鉄道清算事業団」を「又は雇用促進事業団」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十一条 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中、「日本国有鉄道清算事業団」を削る。

第七十三条の二第二項中「日本国有鉄道清算事業団」を「日本鉄道建設公団」に改め、「請負契約の下に(日本鉄道建設公団が注文者である家屋の新築にあつては、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第 号)第十三条第一項第三号の業務に基づき締結されるものに限る。)」を加える。

第七十三条の四第一項第一号の二を削る。

第三百四十八条第二項第三十四号を次のように改める。

三十四 日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第二号及び第三号の業務の用に供するため所有する固定資産並びに同法第二十四条第二項及び第二十五条の規定により貸し付けている固定資産で、政令で定めるもの

第三百四十九条の三第二十三項中「又は日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十一年法律第九十号)附則第十三条第一項」を、「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(以下本項において「債務等処理法」という。)(附則第六条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十一年法律第九十号。以下「旧日本国有鉄道清算事業団法」という。)(附則第十三条第一項に、「日本国有鉄道清算事業団」を「債務等処理法附則第二條第一項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団(以下旧日本国有鉄

道清算事業団」という。)(に、「同項各号」を「旧日本国有鉄道清算事業団法附則第十三条第一項各号」に、「若くは」を「若くは債務等処理法第二十四条第一項の規定により日本鉄道建設公団から無償で同項各号に掲げる鉄道施設の譲渡を受けた者が」に改める。

附則第十条第一項中「日本国有鉄道清算事業団法附則第十三条第一項の規定により日本国有鉄道清算事業団」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第二十四条第一項の規定により日本鉄道建設公団」に改め、同条第五項中「日本国有鉄道清算事業団法第二十七條第一項」を「旧日本国有鉄道清算事業団法第二十七條第一項」に、「日本国有鉄道清算事業団」を「旧日本国有鉄道清算事業団」に改め、同条第七條第一項に、「日本国有鉄道清算事業団」を「旧日本国有鉄道清算事業団」に改め、同条第二十六條第一項第二号を「旧日本国有鉄道清算事業団」に改め、同条第二十六條第一項第二号に、「日本国有鉄道清算事業団」を「日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二條第一項の規定により旧日本国有鉄道清算事業団から承継し、かつ」に改める。

附則第十一条第一項中「日本国有鉄道清算事業団が所有する」を「旧日本国有鉄道清算事業団が所有する」に、「日本国有鉄道清算事業団が行う日本国有鉄道清算事業団法第二十六條第一項第三号」を「日本鉄道建設公団が行う日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第三号」に改める。

附則第十五条の三第二項中「日本国有鉄道清算事業団が所有する」を「旧日本国有鉄道清算事業団が所有する」に、「日本国有鉄道清算事業団が行う日本国有鉄道清算事業団法第二十六條第一項第三号の業務に基づき、当該北海道旅客会社等又は日本貨物鉄道株式会社(昭和六十三年四月一日から平成十一年一月一日までの間に当該旧資産に対応するものとして取得した家屋又はを旧日本国有鉄道清算事業団が行った旧日

本国有鉄道清算事業団法第二十六條第一項第三号の業務に基づき当該北海道旅客会社等若しくは日本貨物鉄道株式会社(昭和六十三年四月一日から平成十一年九月三十日までの間に当該旧資産の所有の日の前日)に譲渡した家屋若しくは債権若しくは不動産で政令で定めるもの又は日本鉄道建設公団が行う日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第三号の業務に基づき当該北海道旅客会社等若しくは日本貨物鉄道株式会社(昭和六十三年四月一日から平成十一年一月一日までの間に当該旧資産に対応するものとして取得した家屋若しくは債権若しくは不動産)に改める。

附則第三十二条の九第二項中「日本国有鉄道清算事業団が所有する」を「旧日本国有鉄道清算事業団が所有する」に、「日本国有鉄道清算事業団が行う日本国有鉄道清算事業団法第二十六條第一項第三号」を「日本鉄道建設公団が行う日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第三号」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置) 第十二条 前条の規定による改正後の地方税法第三百四十八條第二項第三十四号、第三百四十九條の三第二十三項及び附則第十五條の三第二項の規定は、平成十一年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成十年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正) 第十三条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中、「日本国有鉄道清算事業団」を削る。

(租税特別措置法の一部改正)

第十四条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十七条の十第三項第二号中「第五号」を「第四号」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とする。

第三十七条の十一第四項第二号中、新株引受権付社債又は日本国有鉄道清算事業団特別債券を「又は新株引受権付社債」に改める。

第三十七条の十五第一項第一号中、新株引受権付社債及び日本国有鉄道清算事業団特別債券を「及び新株引受権付社債」に改め、同条第三項中「公社債又は証券投資信託の受益証券(以下この項において「公社債等」という。)(で次の表の各号の上欄に掲げるものと当該各号の下欄に掲げるものを「特定株式投資信託の受益証券と特定株式投資信託の信託財産に属する」に改め、「当該表により取得した同表の第一号の下欄に掲げる株式の価額と当該交換により譲渡した同号の上欄に掲げる公社債等の価額との差額を補うための金銭を支払った場合その他の政令で定める場合を含む。」を削り、「当該公社債等」を「当該特定株式投資信託の受益証券」に改め、同項の表を削り、同条第四項中「同項の表の下欄に掲げる」を「同項の特定株式投資信託の信託財産に属する」に改める。

第六十七條の五の見出し中「特定の公社債等」を「特定株式投資信託の受益証券」に改め、同条第一項中「公社債又は証券投資信託の受益証券(以下この項において「公社債等」という。)(で次の表の各号の上欄に掲げるものと当該各号の下欄に掲げるものを「第三号の二に規定する特定株式投資信託の受益証券と当該特定株式投資信託の信託財産に属する」に改め、「当該交換により取得した同表の第一号の下欄に掲げる株式の価額と当該交換により譲渡した同号の上欄に掲げる公社債等の価額との差額を補うための金銭を支払った場合その他の政令で定める場合を含む。」を削り、「当該各号の下欄に掲げる株式

に「を」当該株式に改め、同項の表を削る。

第七十一条の二の見出し中「日本国有鉄道清算事業団」を「日本鉄道建設公団」に改め、同条中「日本国有鉄道清算事業団が日本国有鉄道清算事業団法を」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第

号)附則第二項第一項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団(以下この条において「旧日本国有鉄道清算事業団」という。)が同法附則第六條の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十一年法律第九十号)に改め、「設立した法人」の下に「又は日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第二号の業務として行う土地の処分」の公正かつ適切な実施を確保するために設立した法人を加え、「日本国有鉄道清算事業団」を「旧日本国有鉄道清算事業団又は日本鉄道建設公団から」に、「を日本国有鉄道清算事業団」を「を日本鉄道建設公団」に改める。

第八十四条の見出し中「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理」を「日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団から承継する」に改め、同条第一項中「日本国有鉄道清算事業団が日本国有鉄道清算事業団法を」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二項第一項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団が同法附則第六條の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法に改め、「法人」の下に「又は日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第二号の業務として行う土地の処分」の公正かつ適切な実施を確保するために設立した法人」を加え、「平成三年四月一日を

同法の施行の日」に、「日本国有鉄道清算事業団から当該土地」を「日本鉄道建設公団から同号の土地」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第二十五条の規定により同条に規定する承継法人に対し無償で貸し付けている土地に存する当該承継法人の事業の用に供されている建物と日本鉄道建設公団の所有する建物との交換が同法第十三条第一項第三号の規定により行われた場合には、当該承継法人がその交換により取得した建物の所有権の移転の登記については、大蔵省令で定めるところにより平成十年十月一日から平成十四年三月三十一日までの間に登記を受けるもの限り、登録免許税を課さない。

第八十四条の三の見出し中「日本国有鉄道清算事業団」を「日本鉄道建設公団」に、「税率の軽減を」を「免除等」に改め、同条中「鉄道事業法第七條第一項に規定する」を削り、「平成十年四月一日を」を「平成十年十月一日」に、「日本国有鉄道清算事業団法附則第十三条第一項を」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十四条第一項」に、「日本国有鉄道清算事業団から」を「日本鉄道建設公団から」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

鉄道事業法第七條第一項に規定する鉄道事業者次項において「鉄道事業者」という。が、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第二十四条第一項の規定により日本鉄道建設公団から無償で取得する同項第二号に掲げる鉄道施設(既に当該鉄道事業者の事業の用に供されているものを除く)に係る土地又は建物の所有権、地上権又は賃借権の保存、移転又は設定の登記については、大蔵省令で定めるところにより平成十年十月一日から平成十五年三月三十一日までの間に登記を受けるもの限り、登録免許税を課さない。

記を受けるもの限り、登録免許税を課さない。

第九十四条の見出し中「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理」を「日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団から承継する」に改め、同条第一項中「日本国有鉄道清算事業団が、新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律の施行の日の翌日」を「日本鉄道建設公団が、平成十年十月一日に、日本国有鉄道清算事業団法第二十六条第一項第二号を」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第二号」に改め、同条第二項を削る。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)第十五条 前条の規定による改正後の租税特別措置法以下この条において「新租税特別措置法」という。第八十四条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する法人が取得する同項に規定する土地の所有権の移転の登記又は地上権の設定の登記若しくは所有権の移転請求権の保全のための仮登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に前条の規定による改正前の租税特別措置法以下この条において「旧租税特別措置法」という。第八十四条第一項に規定する法人が取得した同項に規定する土地の所有権の移転の登記又は地上権の設定の登記若しくは所有権の移転請求権の保全のための仮登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第八十四条の三第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する鉄道事業者が取得する同項に規定する鉄道施設に係る土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十四条の三に規定する鉄道事業者が取得した同条に規定する鉄道施設に係る土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第九十四条の規定は、施行日以後に公団が行う同条に規定する株式の譲渡に係る有価証券取引税について適用し、施行日前に事業団が行った旧租税特別措置法第九十四条第一項に規定する株式の譲渡に係る有価証券取引税については、なお従前の例による。

(日本鉄道建設公団法の一部改正)第十二条 日本鉄道建設公団法の一部を次のように改正する。
第十二条第二号中「日本国有鉄道清算事業団又は」を削る。
第四十一条及び第四十二条中「三万円」を「二十万円」に改める。
第四十三条中「一万円」を「十万円」に改める。

附則第十二条中「日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十一年法律第九十号)を」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第 号)附則第六條の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十一年法律第九十号)に改める。
(所得税法の一部改正)第十七条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表日本国有鉄道清算事業団の項を削る。
(法人税法の一部改正)第十八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表日本国有鉄道清算事業団の項を削る。

(印紙税法の一部改正)第十九条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
別表第二日本国有鉄道清算事業団の項を削る。
(登録免許税法の一部改正)第二十條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

国有林野事業の改革のための特別措置法案

目次

第一章 総則(第一条—第四条)	第二章 業務運営の方針(第五条—第九条)
第三章 実施体制の効率化	第四章 財務の健全化
第一節 基本的な方針(第十条—第十一条)	第二節 特別給付金(第十二条—第十四条)
第一節 債務の処理(第十五条—第十七条)	第二節 国有林野事業特別会計法の特例(第十八条—第二十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国有林野事業(国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)第一条第二項に規定する国有林野事業をいう。以下同じ。)の危機的な財務状況に対処するため、その抜本的な改革の趣旨及び全体像を明らかにすることにより、国有林野事業の改革についての国民の理解を深めるとともに、あわせて、特定の債務の一般会計への帰属その他国有林野事業の改革のために必要な特別措置について定めることを目的とする。

(国有林野事業の改革の趣旨)

第二条 国有林野事業の改革は、林業をめぐる諸情勢の著しい変化による収入の減少、債務の累積等による国有林野事業の危機的な財務状況に対処して、その財政の健全性を回復し、及び国民共通の財産である国有林野(国有林野事業の対象とする国有林野をいう。以下同じ。)を将来にわたって適切かつ効率的に管理経営する体制

を確立することにより、国土の保全その他公益的機能の維持増進、林産物の持続的かつ計画的な供給、地域における産業の振興その他の国有林野事業の使命を十全に果たし、もって国民経済の発展及び国民生活の安定に資するために行われるものとする。

(国の責務)

第三条 国は、この法律に定める方針に従い必要な施策を総合的かつ計画的に実施し、国有林野事業の改革を確実かつ円滑に遂行しなければならない。

(集中改革期間)

第四条 国有林野事業の改革は、平成十五年度までの期間を集中改革期間として実施するものとする。

第二章 業務運営の方針

(公益的機能の維持増進を旨とする管理経営への転換)

第五条 政府は、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の重要性にかんがみ、国有林野の管理経営の方針について、林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものへと転換することとする。

2 政府は、前項の方針に従い、複層林施業、長伐期施業その他の森林の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的に推進するものとする。

(国民の意見を反映した管理経営の実施)

第六条 政府は、国有林野事業を適切に実施するため、あらかじめ広く国民の意見を聴いて、国及び地域の段階で、それぞれ国有林野の管理経営に関する計画を策定し、これらを公表するものとする。

のとする。

2 政府は、前項の計画において、前条第一項の方針に従った管理経営の内容を明らかにするものとする。

(民間事業者への業務委託の推進)

第七条 政府は、民間事業者の能力を活用しつつ国有林野事業を効率的に実施するものとし、このため、集中改革期間において、伐採、造林並びに林道の開設及び改良の実施行為を民間事業者に委託して行うことを緊急に推進し、集中改革期間終了後できるだけ早い時期に、当該実施行為のすべてを民間事業者に委託して行うものとする。

(国民による国有林野の利用の推進)

第八条 政府は、国民共通の財産である国有林野について、その有する公益的機能の維持増進との調和を図りつつ、公衆の保健のための利用、自主的な森林整備のための利用その他の国民による利用に積極的に供するものとする。

(国有林野事業の実施状況の公表)

第九条 政府は、国有林野の管理経営が適切に実施されていることを国民に対し明らかにするため、毎年度、国有林野事業の実施状況を公表するものとする。

第三章 実施体制の効率化

第一節 基本的な方針

(職員数の適正化)

第十条 政府は、国有林野事業(国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定(以下「事業勘定」という。))においてその事務を取り扱う治山事業を含む。以下この節において同じ。)の効率的な実施体制を整備するため、集中改革期間におい

て、国有林野事業に係る職員数の適正化を緊急に推進し、集中改革期間終了後できるだけ早い時期に、その職員数を業務に応じた必要かつ最小限のものとする。

2 農林水産大臣は、集中改革期間の開始前に、

国有林野事業に係る職員数の適正化の目標、その達成のために講じようとする施策その他国有林野事業に係る職員数の適正化に関する基本的な事項につき、閣議の決定を求めなければならない。

(組織の再編)

第十一条 政府は、国有林野事業に係る組織を簡素かつ効率的なものに再編するものとする。

第二節 特別給付金

(特別給付金の支給)

第十二条 農林水産大臣は、集中改革期間において国有林野事業に係る職員数の適正化を緊急に推進するため、集中改革期間中の毎年度、退職を希望する国有林野事業職員(国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する一般職の国家公務員をいう。以下同じ。)の募集を行う場合において、国有林野事業職員がこれに応じて退職を申し出たときは、その者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者について退職を希望する国有林野事業職員である旨の認定を行うことができる。

- 一 当該退職を申し出た年度の末日までに六十歳(農林水産省令で定める要件に該当する者にあつては、六十三歳。次条第一項において同じ。)となる者
- 二 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四百十

一 号) 第二条第二項の政令で定める官職にある者又は同法第五条に規定する常勤の職員
三 前二号に掲げるもののほか、常時勤務に服することを要しない者で農林水産省令で定める要件に該当するもの

2 政府は、前項の認定を受けた国有林野事業職員が退職したときは、その者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者に対し、特別の給付金(以下「特別給付金」という。)を支給するものとする。

一 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第三条、第四条第一項及び第五条第一項の規定の適用を受けずに退職した者
二 傷病又は死亡により退職した者

3 特別給付金は、第一項の認定を受けた年度の末日までに退職した者に対し支給するものとする。

(特別給付金の額)

第十三条 特別給付金の額は、退職の日におけるその者の給与のうち一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)に規定する俸給、扶養手当及び調整手当に相当するものの月額の合計額(その者の勤続期間が五年以上の場合にあつては、その額に一・四を乗じて得た額)に、その者が六十歳に達する日の属する年度とその者が前条第一項の認定を受けた日の属する年度との差に相当する年数(十五年を超える場合にあつては、十五年)を乗じて得た金額とする。

2 前項の特別給付金の額の算定の基礎となる勤続期間の計算については、国家公務員退職手当

法第七條第一項から第五項までの規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特別給付金の返還等)

第十四条 特別給付金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、その者は、農林水産省令で定めるところにより、その支給を受けた特別給付金に相当する金額を政府に返還しなければならない。

一 その支給に係る退職をした日から起算して一年以内に農林水産省の職員(常時勤務に服することを要しない者で農林水産省令で定めるものを除く。)として採用されたとき。
二 国家公務員退職手当法第十二条の三第一項の規定により支給を受けた一般の退職手当等の全部又は一部を返納せられることとなつたとき。

2 政府は、特別給付金の支給を受けることができることとなつた者であつてその支給を受けていないものが前項各号のいずれかに該当することとなつた場合には、第十二条第二項の規定にかかわらず、その者に対し、特別給付金を支給しない。

3 政府は、特別給付金の支給を受けることができることとなつた者であつてその支給を受けていないものが国家公務員退職手当法第十二条の二第一項の規定による一般の退職手当等の支給を一時差し止める処分を受けた場合には、第十二条第二項の規定にかかわらず、その者に対し、特別給付金を支給しない。ただし、当該処分が取り消された場合は、この限りでない。

第四章 財務の健全化

第一節 債務の処理

(借入金金の一般会計への帰属等)

第十五条 政府は、この法律の施行の時ににおいて、その時における事業勘定の負担に属する次に掲げる債務を、一般会計に帰属させる。

一 平成七年九月二十九日までに借り入れられた借入金に係る債務
二 前号に掲げる債務に係る利子であつて、この法律の施行の日以前に発生しており、かつ、同日以降に支払われることとされているものに係る債務

2 前項の規定により一般会計に帰属する債務のうち政府が貸し付けた資金に係るものの償還期限は、平成十一年三月三十一日までの間において政令で定める日とする。

(事業勘定における債務の処理)
第十六条 政府は、この法律の施行の時ににおいて事業勘定の負担に属する借入金に係る債務(前条第一項の規定により一般会計に帰属したものを除く。)について、その償還及び当該債務に係る利子の支払の確実かつ円滑な実施により、この法律の施行の日から五十年を経過した日の属する年度の末日までに着実に処理するものとする。

2 政府は、前項の債務の処理を推進するため、第十九条及び第二十一条に規定する措置を講ずるものとする。

(国会への報告)

第十七条 政府は、国会に対し、毎年度、前二条の規定による国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況を報告しなければならない

ない。

第二節 国有林野事業特別会計法の特例
(退職手当等に係る借入金)

第十八条 事業勘定においては、集中改革期間において、国有林野事業特別会計法の規定による借入金金のほか、政令で定めるところにより、国有林野事業職員が退職した場合に国家公務員退職手当法の規定に基づき支給する退職手当及び第十二条第二項の規定により支給する特別給付金の財源に充てるため、この勘定の負担において、借入金をすることができ。

2 前項の規定による借入金については、国有林野事業特別会計法第五条第一項の規定による借入金とみなして、同条第二項並びに同法第七条及び第八条の規定を適用する。

(借入金金の償還金に係る借入金)

第十九条 事業勘定においては、第十六条第一項に規定する年度までの間において、国有林野事業特別会計法の規定による借入金金のほか、この勘定の負担に属する借入金金の償還金の財源に不足を生ずると認められるときは、その財源に充てるため、この勘定の負担において、借入金をすることができ。

2 前項の規定による借入金については、前条第二項の規定を準用する。

(平成十年度における借入金の特例)

第二十条 事業勘定においては、平成十年度において、国有林野事業特別会計法の規定による借入金、附則第二条の規定による廃止前の国有林野事業改善特別措置法(昭和五十三年法律第十八号)第四条第一項及び第二項の規定による借入金並びに第十八条第一項及び前条第一項の

規定による借入金のほか、この勘定における経費の財源に充てると必要があるときは、この勘定の負担において、借入金をすることができ

2 前項の規定による借入金については、第十八条第二項の規定を準用する。

(借入金の利子に係る一般会計からの繰入れ)

第二十一条 政府は、事業勘定の負担に属する借入金(政令で定めるものを除く。)について、第十六条第一項に規定する年度までの期間中の毎年度、予算の範囲内において、当該年度において支払うべき利子に充てるべき金額(平成十年度にあつては、この法律の施行の日から平成十一年三月三十一日までの間において支払うべき利子に充てるべき金額)を、一般会計から事業勘定に繰り入れるものとする。

(損失の処理の特例)

第二十二條 事業勘定においては、第十六条第一項に規定する年度までの間において、国有林野事業特別会計法第十二条第二項の規定により繰り越した損失を、資本剰余金を減額して整理することができるとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年十月一日から施行する。ただし、第十条第二項及び第二十条の規定は、公布の日から施行する。

(国有林野事業改善特別措置法の廃止)

第二条 国有林野事業改善特別措置法は、廃止する。

(国有林野事業改善特別措置法の廃止に伴う経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の国有林野事業

改善特別措置法第八条第二項に規定する特別給付金の支給を受けた者については、同法第十条第一項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

理 由

国有林野事業の危機的な財務状況等にかんがみ、その財政の健全性を回復し、国有林野を適切かつ効率的に管理経営する体制を確立することにより、公益的機能の維持増進その他の国有林野事業の使命を十全に果たすため、国有林野事業の抜本的な改革の趣旨及び全体像を明らかにするとともに、累積債務の一般会計への帰属その他所要の特別措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国有林野事業の改革のための特別措置法案
(内閣提出、第四百四十二回国会閣法第四号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、国有林野事業の危機的な財務状況等にかんがみ、国有林野事業の抜本的な改革の趣旨及び全体像を明らかにすることにより、改革に対する国民の理解を深めるとともに、改革のために必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 国の責務等

国は、この法律に定める方針に従ひ必要な施策を総合的かつ計画的に実施し、国有林野事業の改革を確実かつ円滑に遂行しなければならぬこととし、特に、平成十五年年度までの期間を集中改革期間として改革を実施することとする。

2 国有林野事業の業務運営の方針

政府は、国有林野の管理経営の方針について、林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものへと転換するとともに、国民の意見を反映した管理経営の実施、民間事業者への業務委託の推進、国民による国有林野の利用の推進等を図ることとする。

3 実施体制の効率化

政府は、国有林野事業の効率的な実施体制を整備するため、その職員数を業務に応じた必要かつ最小限のものとするとともに、その組織を簡素かつ効率的なものに再編することとする。

4 国有林野事業に係る債務の処理

政府は、平成十年十月一日において、累積債務約三兆八千億円のうち約二兆八千億円の債務を一般会計に帰属させるとともに、これを除く債務について、確実かつ円滑な元利償還により、平成六十年度末までに着実に処理することとする。

5 国有林野事業特別会計法の特例

国有林野事業勘定においては、平成六十年度末までの間における借入金の借換え及び借入金の利子に係る一般会計繰入れのほか、集中改革期間における退職手当等に係る借入金及び平成十年度における特例的な借入金をすることができるとする。

6 施行期日等

(一) この法律は、平成十年十月一日から施行することとする。ただし、平成十年度における特例的な借入金に係る規定等は公布の日から施行することとする。

(二) 国有林野事業改善特別措置法は、廃止することとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、国有林野事業の抜本的な改革の趣旨及び全体像を明らかにすることにより、改革に対する国民の理解を深めるとともに、改革のために必要な措置を講じるものとしておおむね妥当と認めるが、国有林野事業に係る職員数の適正化の目標等についての閣議決定の期限を、集中改革期間の開始後一月以内に改めること等の必要を認め、別紙のとおり修正議決すべきものと決した次第である。

三 本案施行に要する経費

平成十年度国有林野事業特別会計の当初予算に、特別給付金として約十三億四千四百万円、一般会計より受入のうち借入金の支払利子に充てるための受入金約四百四億二千七百万円、借入金のうち退職手当等の財源に充てるための借入金九十二億円及び国有林野事業勘定における経費の財源に充てるための借入金七百十五億円が計上され、同補正予算に、借入金のうち借入金の償還金の財源に充てるための借入金約六百五十七億五千四百万円が計上されている。

また、国債整理基金特別会計予算に、借入金利子支払に必要な経費の内数として約四百九十六億千四百万円が計上されている。

平成十年十月五日

日本国有鉄道清算事業
団の債務処理及び国有
林野事業の改革等に関
する特別委員長
大原 二三
衆議院議長 伊藤 示一郎殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

目次

国有林野事業の改革のための特別措置法

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 業務運営の方針(第五条—第九条)

第三章 実施体制の効率化

第一節 基本的な方針(第十条—第十二条)

第二節 特別給付金(第十二条—第十四条)

第四章 財務の健全化

第一節 債務の処理(第十五条—第十七条)

第二節 国有林野事業特別会計法の特例(第十八条—第二十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国有林野事業(国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)第一条第二項に規定する国有林野事業をいう。以下同じ。)の危機的な財務状況に対処するため、その抜本的な改革の趣旨及び全体像を明らかにすることにより、国有林野事業の改革について国民の理解を深めるとともに、あわせて、特定の債務の一般会計への帰属その他国有林野事業の改革のために必要な特別措置について定めることを目的とする。

(国有林野事業の改革の趣旨)

第二条 国有林野事業の改革は、林業をめぐる諸情勢の著しい変化による収入の減少、債務の累増等による国有林野事業の危機的な財務状況に対処して、その財政の健全性を回復し、及び国民共通の財産である国有林野(国有林野事業の

対象とする国有林野をいう。以下同じ。)を将来にわたって適切かつ効率的に管理経営する体制を確立することにより、国土の保全その他公益的機能の維持増進、林産物の持続的かつ計画的な供給、地域における産業の振興その他の国有林野事業の使命を十全に果たし、もって国民経済の発展及び国民生活の安定に資するために行われるものとする。

(国の責務)

第三条 国は、この法律に定める方針に従い必要な施策を総合的かつ計画的に実施し、国有林野事業の改革を確実かつ円滑に遂行しなければならない。

(集中改革期間)

第四条 国有林野事業の改革は、平成十五年度までの期間を集中改革期間として実施するものとする。

第一章 業務運営の方針

(公益的機能の維持増進を旨とする管理経営への転換)

第五条 政府は、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の重要性にかんがみ、国有林野の管理経営の方針について、林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものへと転換することとする。

2 政府は、前項の方針に従い、複層林施業、長伐期施業その他の森林の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的に推進するものとする。

(国民の意見を反映した管理経営の実施)

第六条 政府は、国有林野事業を適切に実施するため、あらかじめ広く国民の意見を聴いて、国

及び地域の段階で、それぞれ国有林野の管理経営に関する計画を策定し、これらを公表するものとする。

2 政府は、前項の計画において、前条第一項の方針に従った管理経営の内容を明らかにするものとする。

(民間事業者への業務委託の推進)

第七条 政府は、民間事業者の能力を活用しつつ国有林野事業を効率的に実施するものとし、このため、集中改革期間において、伐採、造林並びに林道の開設及び改良の実施行為を民間事業者に委託して行うことを緊急に推進し、集中改革期間終了後できるだけ早い時期に、当該実施行為のすべてを民間事業者に委託して行うものとする。

(国民による国有林野の利用の推進)

第八条 政府は、国民共通の財産である国有林野について、その有する公益的機能の維持増進との調和を図りつつ、公衆の保健のための利用、自主的な森林整備のための利用その他の国民による利用に積極的に供するものとする。

(国有林野事業の実施状況の公表)

第九条 政府は、国有林野の管理経営が適切に実施されていることを国民に対し明らかにするため、毎年度、国有林野事業の実施状況を公表するものとする。

第三章 実施体制の効率化

第一節 基本的な方針

(職員数の適正化)

第十条 政府は、国有林野事業(国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定(以下「事業勘定」という。))においてその事務を取り扱う治山事業を

含む。以下この節において同じ。)の効率的な実施体制を整備するため、集中改革期間において、国有林野事業に係る職員数の適正化を緊急に推進し、集中改革期間終了後できるだけ早い時期に、その職員数を業務に応じた必要かつ最小限のものとする。

2 農林水産大臣は、集中改革期間の開始前に、国有林野事業に係る職員数の適正化の目標、その達成のために講じようとする施策その他国有林野事業に係る職員数の適正化に関する基本的な事項につき、閣議の決定を求めなければならない。

(組織の再編)

第十一条 政府は、国有林野事業に係る組織を簡素かつ効率的なものに再編するものとする。

第二節 特別給付金

(特別給付金の支給)

第十二条 農林水産大臣は、集中改革期間において国有林野事業に係る職員数の適正化を緊急に推進するため、集中改革期間中の毎年度、退職を希望する国有林野事業職員(国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する一般職の国家公務員をいう。以下同じ。)の募集を行う場合において、国有林野事業職員がこれに応じて退職を申し出たときは、その者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者について退職を希望する国有林野事業職員である旨の認定を行うことができる。

一 当該退職を申し出た年度の末日までに六十歳(農林水産省令で定める要件に該当する者にあつては、六十三歳。次条第一項において同じ。)となる者

二 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四百十一号)第二条第二項の政令で定める官職にある者又は同法第五条に規定する常勤の職員

三 前二号に掲げるもののほか、常時勤務に服することを要しない者で農林水産省令で定める要件に該当するもの

2 政府は、前項の認定を受けた国有林野事業職員が退職したときは、その者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者に対し、特別の給付金(以下「特別給付金」という。)を支給するものとする。

一 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第三条、第四条第一項及び第五条第一項の規定の適用を受けないで退職した者

二 傷病又は死亡により退職した者

3 特別給付金は、第一項の認定を受けた年度の末日までに退職した者に対し支給するものとする。

(特別給付金の額)

第十三条 特別給付金の額は、退職の日におけるその者の給与のうち一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)に規定する俸給、扶養手当及び調整手当に相当するものの月額の合計額(その者の勤続期間が五年以上の場合にあつては、その額に一・四を乗じて得た額)に、その者が六十歳に達する日の属する年度とその者が前条第一項の認定を受けた日の属する年度との差に相当する年数(十五年を超える場合にあつては、十五年)を乗じて得た金額とする。

2 前項の特別給付金の額の算定の基礎となる勤続期間の計算については、国家公務員退職手当法第七条第一項から第五項までの規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特別給付金の返還等)

第十四条 特別給付金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、その者は、農林水産省令で定めるところにより、その支給を受けた特別給付金に相当する金額を政府に返還しなければならない。

一 その支給に係る退職をした日から起算して一年以内に農林水産省の職員(常時勤務に服することを要しない者で農林水産省令で定めるものを除く。)として採用されたとき

二 国家公務員退職手当法第十二条の三第一項の規定により支給を受けた一般の退職手当等の全部又は一部を返納せられることとなつたとき

2 政府は、特別給付金の支給を受けることができることとなつた者であつてその支給を受けていないものが前項各号のいずれかに該当することとなつた場合には、第十二条第二項の規定にかかわらず、その者に対し、特別給付金を支給しない。

3 政府は、特別給付金の支給を受けることができることとなつた者であつてその支給を受けていないものが国家公務員退職手当法第十二条の二第一項の規定による一般の退職手当等の支給を一時差し止める処分を受けた場合には、第十二条第二項の規定にかかわらず、その者に対し、特別給付金を支給しない。ただし、当該処分が取り消された場合は、この限りでない。

第四章 財務の健全化

第一節 債務の処理

(借入金金の一般会計への帰属等)

第十五条 政府は、この法律の施行の時ににおいて、その時における事業勘定の負担に属する次に掲げる債務を、一般会計に帰属させる。

一 平成七年九月二十九日までに借り入れられた借入金に係る債務

二 前号に掲げる債務に係る利子であつて、この法律の施行の日以前に発生しており、かつ、同日以降に支払われることとされているものに係る債務

2 前項の規定により一般会計に帰属する債務のうち政府が貸し付けた資金に係るものの償還期限は、平成十一年三月三十一日までの間に於いて政令で定める日とする。

(事業勘定における債務の処理)

第十六条 政府は、この法律の施行の時に於いて事業勘定の負担に属する借入金に係る債務(前条第一項の規定により一般会計に帰属したものを除く。)について、その償還及び当該債務に係る利子の支払の確実かつ円滑な実施により、この法律の施行の日から五十年を経過した日の属する年度の末日までに着実に処理するものとする。

2 政府は、前項の債務の処理を推進するため、第十九条及び第二十一条に規定する措置を講ずるものとする。

(国会への報告)

第十七条 政府は、国会に対し、毎年度、前二条の規定による国有林野事業に係る債務の処理に

関する施策の実施の状況を報告しなければならない。

第二節 国有林野事業特別会計法の特例

(退職手当等に係る借入金)

第十八条 事業勘定においては、集中改革期間において、国有林野事業特別会計法の規定による借入金のほか、政令で定めるところにより、国有林野事業職員が退職した場合に国家公務員退職手当法の規定に基づき支給する退職手当及び第十二条第二項の規定により支給する特別給付金の財源に充てるため、この勘定の負担において、借入金をすることができ。

2 前項の規定による借入金については、国有林野事業特別会計法第五条第一項の規定による借入金とみなして、同条第二項並びに同法第七条及び第八条の規定を適用する。

(借入金の償還金に係る借入金)

第十九条 事業勘定においては、第十六条第一項に規定する年度までの間において、国有林野事業特別会計法の規定による借入金のほか、この勘定の負担に属する借入金の償還金の財源に不足を生ずると認められるときは、その財源に充てるため、この勘定の負担において、借入金をすることができ。

2 前項の規定による借入金については、前条第二項の規定を準用する。

(平成十年度における借入金の特例)

第二十条 事業勘定においては、平成十年度において、国有林野事業特別会計法の規定による借入金、附則第二条の規定による廃止前の国有林野事業改善特別措置法(昭和五十三年法律第八十八号)第四条第一項及び第二項の規定による

借入金並びに第十八条第一項及び前条第一項の規定による借入金のほか、この勘定における経費の財源に充てるため必要があるときは、この勘定の負担において、借入金をすることができ

る。

2 前項の規定による借入金については、第十八条第二項の規定を準用する。

(借入金の利子に係る一般会計からの繰入れ)

第二十一条 政府は、事業勘定の負担に属する借入金(政令で定めるものを除く。)について、第十六条第一項に規定する年度までの期間中の毎年度、予算の範囲内において、当該年度において支払うべき利子に充てるべき金額(平成十一年三月三十一日までの間において支払うべき利子に充てるべき金額)を、一般会計から事業勘定に繰り入れるものとする。

(損失の処理の特例)

第二十二條 事業勘定においては、第十六条第一項に規定する年度までの間において、国有林野事業特別会計法第十二条第二項の規定により繰り越した損失を、資本剰余金を減額して整理することが出来るものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日平成十年十月一日から施行する。ただし、第十条第二項及び第二十条の規定は、公布の日から施行する。

(国有林野事業改善特別措置法の廃止)

第二条 国有林野事業改善特別措置法は、廃止する。

(国有林野事業改善特別措置法の廃止に伴う経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の国有林野事業改善特別措置法第八条第二項に規定する特別給付金の支給を受けた者については、同法第十条第一項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案

右

平成十年二月二十日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律

(国有林野法の一部改正)

第一条 国有林野法(昭和二十六年法律第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国有林野の管理経営に関する法律

目次中「第一章 総則(第一条―第六条)」を

「第一章 総則(第一条―第三条)」を

第一章の二 管理経営に関する計画(第四条―

第一章の三 調査業務の委託(第六条の五) 第

六条の四) に、第五章 共用林野(第十八

条―第二十四条)を「第五章 共用林野(第十

八条―第二十四条)に改める。

第一条を同条第二項とし、同条に第一項とし

て次の一項を加える。

この法律は、国有林野について、管理経営に関する計画を明らかにするとともに、貸付け、売払い等に関する事項を定めることにより、その適切かつ効率的な管理経営の実施を確保することを目的とする。

第二条中「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「(国有財産の分類及び種類)」を削り、同条第二号中「基き」を「基つき」に改め、「(定義)」を削る。

第三条から第六条までを次のように改める。

(国有林野の管理経営の目標)

第三条 国有林野の管理経営の目標は、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、林産物を持続的かつ計画的に供給し、及び国有林野の活用によりその所在する地域における産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することにあるものとする。

(管理経営基本計画)

第四条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、五年ごとに、十年を一期とする国有林野の管理経営に関する基本計画(以下「管理経営基本計画」という。)を定めなければならない。

2 管理経営基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 国有林野の管理経営に関する基本方針
- 二 国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項
- 三 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項
- 四 国有林野の活用に関する基本的な事項

五 国有林野の管理経営の事業の実施体制、長期的な収支の見通しその他事業の運営に関する事項

六 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

3 管理経営基本計画は、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四条第一項の規定によりたてられた全国森林計画その他法律の規定による森林の整備に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

(管理経営基本計画の案の縦覧等)

第五条 農林水産大臣は、管理経営基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理経営基本計画の案を、当該公告の日から三十日間公衆の縦覧に供ししなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、当該縦覧に供された管理経営基本計画の案に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、農林水産大臣に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

3 農林水産大臣は、第一項の縦覧期間満了後、当該管理経営基本計画の案について、前項の規定により申立てがあつた意見の要旨を付して、林政審議会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、管理経営基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。この場合において、第二項の規定により申立てがあつた意見の要旨及び当該意見の処理の結果を併

せて公表しなければならない。

(地域管理経営計画)

第六條 営林局長又は営林支局長は、管理経営基本計画に即して、森林法第七條の二第二項の森林計画區別に、その管理経営する国有林野で当該森林計画區に係るものにつき、五年ごとに、当該森林計画區に係る森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期とし、五年を一期とする国有林野の管理経営に関する計画(以下「地域管理経営計画」という。)を定めなければならない。

2 地域管理経営計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 その対象とする国有林野の管理経営に関する基本的な事項

二 巡視、森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止その他国有林野の維持及び保存に関する事項

三 木材の安定的な取引関係の確立その他林産物の供給に関する事項

四 地域における産業の振興又は住民の福祉の向上その他国有林野の活用に関する事項

五 公衆の保健の用に供する区域並びに当該区域内における森林及び公衆の保健の用に供する施設の整備に関する基本的な方針

六 その他国有林野の管理経営に關し必要な事項

3 地域管理経営計画は、森林法第七條の二第二項の規定によりたてられた森林計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 前條の規定は、地域管理経営計画の策定及び変更について準用する。この場合において

て、同条中「農林水産大臣」とあるのは「営林局長又は営林支局長」と、同条第三項中「林政審議會」とあるのは「関係都道府県知事、関係市町村長及び次条第二項各号に掲げる事項に關し學識経験を有する者」と読み替へるものとする。

第四條の前に次の章名を付する。

第一章の二 管理経営に関する計画

第六條の次に次の三條及び一章を加える。

(公衆の保健の用に供するための計画)

第六條の二 営林局長又は営林支局長は、前條第二項第五号に掲げる基本的な方針に即して森林及び公衆の保健の用に供する施設を整備しようとするときは、政令で定めるところにより、その整備しようとする区域に係る国有林野につき、公衆の保健の用に供するための計画を定めなければならない。

2 前項の計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 その対象とする国有林野の地区

二 前号の地区内において整備しようとする公衆の保健の用に供する施設の位置、種類その他当該施設の設置に関する事項

三 第一号の地区内における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

四 国有林野の有する公衆の保健以外の公益的機能との調和その他第二号の施設の整備に際し配慮すべき事項

3 営林局長又は営林支局長は、第一項の計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項及び前項の規定は、第一項の計画の

変更について準用する。

(管理経営基本計画の実施状況の公表)

第六條の三 農林水産大臣は、毎年九月三十日まで、前年度における管理経営基本計画の実施状況を公表しなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の公表をしようとするときは、林政審議會の意見を聴き、その意見の概要を同項の実施状況とともに公表しなければならない。

(林政審議會の権限)

第六條の四 林政審議會は、林業基本法(昭和三十一年法律第六十一号)第二十三條第一項に規定するもののほか、第五條第三項及び前條第二項の規定によりその権限に属せられた事項を調査審議する。

2 林政審議會は、林業基本法第二十三條第二項に規定するもののほか、前項に規定する事項に關し農林水産大臣に意見を述べることが出来る。

第一章の三 調査業務の委託

(指定調査機関の指定)

第六條の五 農林水産大臣は、その指定する者(以下「指定調査機関」という。)に、国有林野の管理に關する業務のうち、次に掲げる業務(以下「調査業務」という。)を行わせることができる。

一 樹種、材積、材質その他の樹木の伐採又は売却に必要な事項を調査すること。

二 前号の調査により農林水産大臣が定める伐採又は売却の基準に適合すると認められる樹木に、省令で定める記号を表示すること。

2 前項の規定による指定は、調査業務を行うとする者の申請により行う。

(指定の基準)

第六條の六 農林水産大臣は、前條第二項の申請が次に掲げる要件に適合していると認めるときでなければ、指定調査機関の指定をしてはならない。

一 調査業務を適正かつ確実に実施するに足る技術的能力及び経理的基礎を有するものであること。

二 調査業務以外の業務を行つているときは、その業務を行うことによつて調査業務が不公正になるおそれがないこと。

三 その指定をすることによつて調査業務の適正かつ確実な実施を阻害することとならないこと。

2 農林水産大臣は、前條第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定調査機関の指定をしてはならない。

一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定により設立された法人以外の者であること。

二 第六條の十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

三 その役員のうち、この法律に規定する罪により刑に処せられ、その執行を終わし、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者がいること。

(調査業務の実施義務)

第六條の七 指定調査機関は、農林水産大臣から調査業務を行うべきことを求められたとき

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

は、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その調査業務を行わなければならない。
(役員及び職員は公務員たる地位)

第六條の八 調査業務に従事する指定調査機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
(業務規程)

第六條の九 指定調査機関は、調査業務の実施に関する事項について業務規程を定め、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
2 業務規程で定めるべき事項は、省令で定める。
3 農林水産大臣は、第一項の認可をした業務規程が調査業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定調査機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。
(事業計画等)

第六條の十 指定調査機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第六條の五第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
2 指定調査機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、農林水産大臣に提出しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第六條の十一 指定調査機関は、帳簿を備え、調査業務に関し省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。
2 前項に規定するもののほか、帳簿の備付け及び保存に関し必要な事項は、省令で定める。

(監督命令)

第六條の十二 農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定調査機関に対し、調査業務に関し監督上必要な命令をすることができ、
(報告及び立入検査)

第六條の十三 農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定調査機関に対し、調査業務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、指定調査機関の事務所に立ち入り、調査業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
3 第一項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(業務の休廃止)

第六條の十四 指定調査機関は、農林水産大臣の許可を受けなければ、調査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第六條の十五 農林水産大臣は、指定調査機関が第六條の六第二項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。
2 農林水産大臣は、指定調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて調査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一 この章の規定に違反したとき。
二 第六條の六第一項第一号又は第二号に違反したとき。
三 第六條の九第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで調査業務を行つたとき。
四 第六條の九第三項又は第六條の十二の規定による命令に違反したとき。
五 不正な手段により指定を受けたとき。
(省令への委任)

第六條の十六 この章に規定するもののほか、指定調査機関及び調査業務に関し必要な事項は、省令で定める。
第七條 第一項各号列記以外の部分中「左の各号の一を」次の各号のいずれかに改め、「において」の下に「契約により」を加え、同項第四号中「こえないを」超えないに改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
三 第六條の二第二項の計画に従つて整備される公衆の保健の用に供する施設の用に供するとき。
第十一條第四項中「明治二十九年法律第八十

九号」及び「共有物の分割請求」を削る。
第十七條第五項中「契約解除の場合の損失補償」を削り、「とあるのは」を「とあるのは」に改める。
第五章の次に次の一章を加える。

第六章 罰則

第二十五條 第六條の十五第二項の規定による調査業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定調査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第二十六條 次の各号の一に該当するときは、その行為をした指定調査機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第六條の十一第一項の規定に違反し、又は同項の帳簿に虚偽の記載をしたとき。
二 第六條の十三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に對して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
三 第六條の十四の許可を受けずに調査業務の全部を廃止したとき。

(国有林野の管理経営に関する法律の一部改正)
第二條 国有林野の管理経営に関する法律の一部を次のように改正する。
第六條 第一項及び第四項並びに第六條の二第二項及び第三項中「営林局長又は営林支局長」を「森林管理局長」に改める。
第十一條 第三項及び第十四條第三号中「営林署長」を「森林管理署長」に改める。

する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

一 次条第一項の規定 公布の日

二 第二条及び第五条並びに附則第四条から第六条まで、第九条、第十四条及び第十八条の規定 平成十一年一月一日

(第一条の規定による国有林野法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 農林水産大臣は、この法律の施行前に、第一条の規定による改正後の国有林野の管理経営に関する法律(以下「管理経営法」という。)第四条及び第五条の規定の例により、平成十一年一月一日をその計画期間の始期とする管理経営基本計画を定めなければならない。ただし、当該管理経営基本計画の計画期間の終期は、平成二十一年三月三十一日とする。

2 前項の規定により定められた管理経営基本計画については、管理経営法第四条第一項の規定により定められた管理経営基本計画とみなす。

3 前項の管理経営基本計画に引き続き次の管理経営基本計画は、管理経営法第四条第一項の規定にかかわらず、平成十六年四月一日をその計画期間の始期として定めなければならない。

第三条 この法律の施行後管理経営法第六条第一項の規定により最初に定める地域管理経営計画は、同項の規定にかかわらず、平成十一年四月一日をその計画期間の始期とし、同日以降一年から五年までの間において農林水産大臣の定める期間をその計画期間としなければならない。

2 前項の規定により定められる地域管理経営計画に引き続き次の地域管理経営計画は、管理経営法第六条第一項の規定にかかわらず、前項の農林水産大臣の定める期間が満了する日の翌日

をその計画期間の始期として定めなければならない。

(農林水産省設置法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第五条の規定の施行前に営林局長、営林支局長又は営林署長が法律又はこれに基づく命令の規定によりした許可その他の処分又は契約その他の行為(以下この条において「処分等」という。)は、政令(営林署長がした処分等にあつては、農林水産省令)で定めるところにより、相当の森林管理局長又は森林管理署長がした処分等とみなす。

第五条 第五条の規定の施行前に営林局長、営林支局長又は営林署長に対してした申請、届出その他の行為(以下この条において「申請等」という。)は、政令(営林署長に対してした申請等にあつては、農林水産省令)で定めるところにより、相当の森林管理局長又は森林管理署長に対してした申請等とみなす。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第百五十六條第七項中「営林署」を「森林管理署」に改める。

(物品の無償貸付及び譲与等に関する法律の一部改正)

第七條 物品の無償貸付及び譲与等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第四條第三号中「国有林野法」を「国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)」に改める。

(森林法の一部改正)

第八条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項及び第二十一条第三項中「国有林野法」を「国有林野の管理経営に関する法律」に改める。

第九条 森林法の一部を次のように改正する。

第五条第五項中「関係営林局長又は営林支局長」を「関係森林管理局長」に改める。

第七条の二第二項及び第四項から第六項までの規定並びに第八条第二項中「営林局長又は営林支局長」を「森林管理局長」に改める。

第十条の二第二項中「関係営林局長又は営林支局長」を「関係森林管理局長」に改める。

第二十一条第三項中「営林署長」を「森林管理署長」に改める。

(農地法の一部改正)

第十条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第五項中「国有林野法」を「国有林野の管理経営に関する法律」に改める。

(保安林整備臨時措置法の一部改正)

第十一条 保安林整備臨時措置法(昭和二十九年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「買入を」を「買入れに」、「国有林野法」を「国有林野の管理経営に関する法律」に、「第二十七條第一項但書を」を「第二十七條第一項ただし書に」、「こえないを」を「超えない」に改める。

(国有資産等所在市町村交付金法の一部改正)

第十二條 国有資産等所在市町村交付金法(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「国有林野法」を「国有林野の管理経営に関する法律」に改め、同条第二項第五号中「国有林野法第十條第一号」を「国有林野の管理経営に関する法律第十條第一号」に、「国有林野法第十七條の二」を「国有林野の管理経営に関する法律第十七條の二」に改める。

(分収林特別措置法の一部改正)

第十三條 分収林特別措置法(昭和三十三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項から第三項までの規定中「国有林野法」を「国有林野の管理経営に関する法律」に改める。

(地方行政連絡会議法の一部改正)

第十四條 地方行政連絡会議法(昭和四十年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第五号を次のように改める。

五 森林管理局

(小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律の一部改正)

第十五條 小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭和四十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三十三條第一項中「国有林野法」を「国有林野の管理経営に関する法律」に、「行なうを」を「行う」に改める。

(小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正)

第十六條 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第十三條中「国有林野法」を「国有林野の管理経営に関する法律」に改める。

(自転車道の整備等に関する法律の一部改正)

第十七条 自転車道の整備等に関する法律(昭和四十五年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「国有林野法」を「国有林野の管理経営に関する法律」に改める。

(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正)

第十八条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「関係管林局長又は管林支局長を、関係森林管理局長」に改める。

理 由

国有林野事業の抜本的改革の一環として、国有林野について、その管理経営に関する計画の策定、農林水産大臣が指定する者への調査業務の委託等に関する事項を定めるほか、公益的機能が高い森林における森林保全経費等について一般会計から国有林野事業特別会計への繰入れ、管林局から森林管理局への組織の変更その他所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、第四百四十二回国会閣法第四五号)に関する報告書

議案の目的及び要旨

にかんがみ、国有林野事業の抜本的な改革の一環として、国有林野法、国有林野の活用に関する法律、国有林野事業特別会計法、農林水産省設置法等の関係法律について、所要の規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 国有林野法の一部改正

(一) 題名を「国有林野の管理経営に関する法律」に改めることとする。

(二) 国有林野の管理経営の目標は、公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、林産物を持続的かつ計画的に供給し、及び国有林野の活用によりその所在する地域における産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することにあることとする。

(三) 農林水産大臣は管理経営基本計画を、森林管理局長は森林計画別に地域管理経営計画を、それぞれ国民の意見を聴いて定めるほか、毎年度、管理経営基本計画の実施状況を公表することとする。

(四) 森林管理局長は、国有林野を公衆の保健の用に供するための計画を定めることとする。とともに、この計画に従い、契約により貸し付けること等ができることとする。

(五) 農林水産大臣は、国有林野の管理に関する業務のうち、樹木の伐採又は売払いに関する調査業務を一定の技術的能力等を有する指定調査機関に行わせることができることとする。

2 国有林野の活用に関する法律の一部改正

国有林野の活用を積極的に推進する対象事業として、公衆の保健の用に供するための計画に従って施設を設置する事業を追加することとする。

3 国有林野事業特別会計法の一部改正

国有林野事業特別会計の設置の目的を、国有林野事業を公益的機能の維持増進を基本としつつ企業的に運営し、その健全な発達に資することとする。とともに、公益林の管理に関する事務に要する一定の経費等に相当する金額を、予算の範囲内において、一般会計から国有林野事業勘定に繰り入れることとする。

4 農林水産省設置法の一部改正

林野庁の地方支分部局として、管林局及び管林支局を森林管理局に、管林署を森林管理局に再編することとする。

5 施行期日

この法律は、平成十年十月一日から施行することとする。ただし、初めて定める管理経営基本計画に関する経過措置規定は、公布の日から、農林水産省設置法の改正規定等は、平成十一年一月一日から施行することとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、国有林野事業の改革のための関係法律を整備することにより、その抜本的な改革を図るものとしておむね妥当と認めるが、この法律の施行後最初に定める管理経営基本計画の計画期間を、平成十一年一月一日から平成二十一年三月三十一日までとすること等の必要を認め、別紙のとおり修正議決すべきものと決した次第である。

三 本案施行に要する経費

平成十年度国有林野事業特別会計予算に、一

般会計より受入のうち公益林等保全管理費に充てるための受入金約百十四億三千二百万円及び事業施設費に充てるための受入金六十億三千七百万円が計上されている。

右報告する。

平成十年十月五日

日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革等に関する特別委員長 大原 一三

衆議院議長 伊藤 一郎殿

(別紙)

(小字及び一は修正)

国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律

(国有林野法の一部改正)

第一条 国有林野法(昭和二十六年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国有林野の管理経営に関する法律

目次中「第一章 総則(第一条―第六条)」を

「第一章 総則(第一条―第三条) 第二章の二 管理経営に関する計画(第四条―第六章の三) 調査業務の委託(第六章の五) 第六章の四」に、「第五章 共用林野(第十八条―第二十四条)」を「第五章 共用林野(第十八条―第二十四条)」に改める。

「第二章の二 管理経営に関する計画(第四条―第六章の三) 調査業務の委託(第六章の五) 第六章の四」に改める。

「第一章 総則(第一条―第三条) 第二章の二 管理経営に関する計画(第四条―第六章の三) 調査業務の委託(第六章の五) 第六章の四」に改める。

「第一章 総則(第一条―第三条) 第二章の二 管理経営に関する計画(第四条―第六章の三) 調査業務の委託(第六章の五) 第六章の四」に改める。

この法律は、国有林野について、管理経営に関する計画を明らかにするとともに、貸付け、売払い等に関する事項を定めることによ

り、その適切かつ効率的な管理経営の実施を確保することを目的とする。

第二条中「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「(国有財産の分類及び種類)」を削り、同条第二号中「基き」を「基つき」に改め、「(定義)」を削る。

第三条から第六条までを次のように改める。

(国有林野の管理経営の目標)

第三条 国有林野の管理経営の目標は、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、林産物を持続的かつ計画的に供給し、及び国有林野の活用によりその所在する地域における産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することにあるものとする。

(管理経営基本計画)

第四条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、五年ごとに、十年を一期とする国有林野の管理経営に関する基本計画(以下「管理経営基本計画」という。)を定めなければならない。

2 管理経営基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 国有林野の管理経営に関する基本方針
- 二 国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項
- 三 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項
- 四 国有林野の活用に関する基本的な事項
- 五 国有林野の管理経営の事業の実施体制、長期的な収支の見通しその他事業の運営に関する事項

六 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

3 管理経営基本計画は、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四条第一項の規定によりたてられた全国森林計画その他法律の規定による森林の整備に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

(管理経営基本計画の案の縦覧等)

第五条 農林水産大臣は、管理経営基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理経営基本計画の案を、当該公告の日から三十日間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、当該縦覧に供された管理経営基本計画の案に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、農林水産大臣に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

3 農林水産大臣は、第一項の縦覧期間満了後、当該管理経営基本計画の案について、前項の規定により申立てがあつた意見の要旨を付して、林政審議会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、管理経営基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。この場合において、第二項の規定により申立てがあつた意見の要旨及び当該意見の処理の結果を併せて公表しなければならない。

(地域管理経営計画)

第六条 営林局長又は営林支局長は、管理経営

基本計画に即して、森林法第七条の二第一項の森林計画區別に、その管理経営する国有林野で当該森林計画區別に係るものにつき、五年ごとに、当該森林計画區別に係る森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期とし、五年を一期とする国有林野の管理経営に関する計画(以下「地域管理経営計画」という。)を定めなければならない。

2 地域管理経営計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 その対象とする国有林野の管理経営に関する基本的な事項
- 二 巡視、森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止その他国有林野の維持及び保存に関する事項
- 三 木材の安定的な取引関係の確立その他林産物の供給に関する事項
- 四 地域における産業の振興又は住民の福祉の向上その他国有林野の活用に関する事項
- 五 公衆の保健の用に供する区域並びに当該区域内における森林及び公衆の保健の用に供する施設の整備に関する基本的な方針
- 六 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

3 地域管理経営計画は、森林法第七条の二第一項の規定によりたてられた森林計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 前条の規定は、地域管理経営計画の策定及び変更について準用する。この場合において、同条中「農林水産大臣」とあるのは「営林局長又は営林支局長」と、同条第三項中「林政審議会」とあるのは「関係都道府県知事、関係

市町村長及び次条第二項各号に掲げる事項に關し学識経験を有する者」と読み替へるものとする。

第四条の前に次の章名を付する。

第一章の二 管理経営に関する計画

第六条の次に次の三条及び一章を加える。

(公衆の保健の用に供するための計画)

第六条の二 営林局長又は営林支局長は、前条第二項第五号に掲げる基本的な方針に即して森林及び公衆の保健の用に供する施設を整備しようとするときは、政令で定めるところにより、その整備しようとする区域に係る国有林野につき、公衆の保健の用に供するための計画を定めなければならない。

2 前項の計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 その対象とする国有林野の地区
- 二 前号の地区内において整備しようとする公衆の保健の用に供する施設の種類、種類その他当該施設の設置に関する事項
- 三 第一号の地区内における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
- 四 国有林野の有する公衆の保健以外の公益的機能との調和その他第二号の施設の整備に際し配慮すべき事項

3 営林局長又は営林支局長は、第一項の計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項及び前項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

(管理経営基本計画の実施状況の公表)

第六条の三 農林水産大臣は、毎年九月三十日

までに、前年度における管理経営基本計画の実施状況を公表しなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の公表をしようとするときは、林政審議会の意見を聴き、その意見の概要を同項の実施状況とともに公表しなければならない。

(林政審議会の権限)

第六條の四 林政審議会は、林業基本法(昭和三十一年法律第六十一号)第二十三條第一項に規定するもののほか、第五條第三項及び前條第二項の規定によりその権限に属せられた事項を調査審議する。

2 林政審議会は、林業基本法第二十三條第二項に規定するもののほか、前項に規定する事項に關し農林水産大臣に意見を述べることが出来る。

第一章の三 調査業務の委託

(指定調査機関の指定)

第六條の五 農林水産大臣は、その指定する者(以下「指定調査機関」という。)に、国有林野の管理に關する業務のうち、次に掲げる業務(以下「調査業務」という。)を行わせることができる。

- 一 樹種、材種、材質その他の樹木の伐採又は売却に必要な事項を調査すること。
- 二 前号の調査により農林水産大臣が定める伐採又は売却の基準に適合すると認められる樹木に、省令で定める記号を表示すること。
- 2 前項の規定による指定は、調査業務を行おうとする者の申請により行ふ。

(指定の基準)

第六條の六 農林水産大臣は、前條第二項の申請が次に掲げる要件に適合していると認めるときでなければ、指定調査機関の指定をしてはならない。

- 一 調査業務を適正かつ確実に実施するに足る技術的能力及び経理的基礎を有するものであること。
- 二 調査業務以外の業務を行つてゐるときは、その業務を行ふことによつて調査業務が不公正になるおそれがないこと。
- 三 その指定をすることによつて調査業務の適正かつ確実な実施を阻害することとならないこと。

2 農林水産大臣は、前條第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するとき、指定調査機関の指定をしてはならない。

- 一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定により設立された法人以外の者であること。
 - 二 第六條の十五第二項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。
 - 三 その役員のうち、この法律に規定する罪により刑に処せられ、その執行を終わら、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者があること。
- (調査業務の実施義務)
- 第六條の七 指定調査機関は、農林水産大臣から調査業務を行ふべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その調査業務を行わなければならない。

(役員及び職員は公務員たる地位)

第六條の八 調査業務に従事する指定調査機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務規程)

第六條の九 指定調査機関は、調査業務の実施に關する事項について業務規程を定め、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、省令で定める。

3 農林水産大臣は、第一項の認可をした業務規程が調査業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定調査機関に對し、これを變更すべきことを命ずることが出来る。

(事業計画等)

第六條の十 指定調査機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第六條の五第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 指定調査機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、農林水産大臣に提出しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第六條の十一 指定調査機関は、帳簿を備え、調査業務に關し省令で定める事項を記載し、

これを保存しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、帳簿の備付け及び保存に關し必要な事項は、省令で定める。

(監督命令)

第六條の十二 農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定調査機関に對し、調査業務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。

(報告及び立入検査)

第六條の十三 農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定調査機関に對し、調査業務の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、指定調査機関の事務所に立ち入り、調査業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることが出来る。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(業務の休廃止)

第六條の十四 指定調査機関は、農林水産大臣の許可を受けなければ、調査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第六條の十五 農林水産大臣は、指定調査機関が第六條の六第二項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さな

ければならない。

2 農林水産大臣は、指定調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて調査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この章の規定に違反したとき。

二 第六条の六第一項第一号又は第二号に適合しなくなったと認められるとき。

三 第六条の九第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで調査業務を行ったとき。

四 第六条の九第三項又は第六条の十二の規定による命令に違反したとき。

五 不正な手段により指定を受けたとき。

(省令への委任)

第六条の十六 この章に規定するもののほか、指定調査機関及び調査業務に関し必要な事項は、省令で定める。

第七条第一項各号列記以外の部分中「左の各号の二」を「次の各号のいずれかに」に改め、「において」の下に「契約により」を加え、同項第四号中「こえない」を「超えない」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第六条の二第一項の計画に従つて整備される公衆の保健の用に供する施設の用に供するとき。

第十一条第四項中「明治二十九年法律第八十九号」及び「共有物の分割請求」を削る。

第十七条第五項中「契約解除の場合の損失補償」を削り、「とあるのは」を「とあるのは」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。

第六章 罰則

第二十五条 第六条の十五第二項の規定による調査業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定調査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 次の各号の一に該当するときは、その行為をした指定調査機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条の十一第一項の規定に違反し、又は同項の帳簿に虚偽の記載をしたとき。

二 第六条の十三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に對して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

三 第六条の十四の許可を受けずに調査業務の全部を廃止したとき。

(国有林野の管理経営に関する法律の一部改正)
第二条 国有林野の管理経営に関する法律の一部を次のように改正する。

第六条第一項及び第四項並びに第六条の二第一項及び第三項中「営林局長又は営林支局長」を「森林管理局長」に改める。

第十一条第三項及び第十四条第三号中「営林署長」を「森林管理署長」に改める。

第十五条ただし書中「但し」を「ただし」に、

「営林局長」を「森林管理局長」に改める。

第十六条ただし書中「営林局長」を「森林管理局長」に改める。

第二十二條第二項中「且つ」を「かつ」に、「営林署長」を「森林管理署長」に改める。

(国有林野の活用に関する法律の一部改正)

第三条 国有林野の活用に関する法律(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「国有林野法」を「国有林野の管理経営に関する法律」に改める。

第三条第一項各号列記以外の部分中「行なう」を「行う」に改め、同項第四号及び第五号中「行なう」を「行う」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 国有林野の所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上のために必要な事業で国有林野の管理経営に関する法律第六条の二第一項の計画に基づく公衆の保健の用に供する施設に関するものの用に供することを目的とする国有林野の活用

当該事業を行う者

第八条を削る。

(国有林野事業特別会計法の一部改正)
第四条 国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「国有林野事業」の下に「国有林野の有する公益的機能の維持増進を基本としつつ」を加え、同条第二項中「国有林野法」を「国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)」に改め、同条第三項第一号中「国有林野事業に該当するものを除く。以下次号において「治山事業」という。」を削り、同項第二号中「治山事業」を「法第二条の治山事業」に改める。

山事業」に改める。

第八条の三を第八条の四とし、第八条の二を第八条の三とし、第八条の次に次の一条を加える。

第八条の二 次に掲げる経費の額に相当する金額は、予算の範囲内において、一般会計から国有林野事業勘定に繰り入れるものとする。

一 国有林野(国有林野の管理経営に関する法律第二条に規定する国有林野をいう。以下この条において同じ。)のうち森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項又は第二項の規定により保安林として指定された森林その他の公益的機能が高い森林(次号において「公益林」という。)における松くい虫の駆除又はそのまん延の防止、標識の設置その他の森林保全に要する経費で政令で定めるもの

二 前号に掲げるもののほか、国有林野における森林法第二十五条第一項又は第二項の規定による保安林の指定のための調査に要する経費その他の公益林の管理に関する事務に要する経費で政令で定めるもの

三 森林法第七条の二第一項の規定に基づく森林計画の作成に要する経費

四 国有林野を利用して行う森林及び林業に関する知識の普及並びに林業技術の指導に要する経費で政令で定めるもの

五 国有林野の管理経営上重要な林道の開設に要する経費その他の国有林野事業に係る事業施設費で政令で定めるもの

附則第十三条第一項中「(昭和二十六年法律第二百四十九号)」を削る。

第八条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九

号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項及び第二十一条第三項中「国有林野法」を「国有林野の管理経営に関する法律」に改める。

第九条 森林法の一部を次のように改正する。

第五条第五項中「関係官林局長又は官林支局長」を「関係森林管理局長」に改める。

第七条の二第二項及び第四項から第六項までの規定並びに第八条第二項中「官林局長又は官林支局長」を「森林管理局長」に改める。

第十条の二第二項中「関係官林局長又は官林支局長」を「関係森林管理局長」に改める。

第二十一条第三項中「官林支局長」を「森林管理局長」に改める。

(農地法の一部改正)

第十条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第五項中「国有林野法」を「国有林野の管理経営に関する法律」に改める。

(保安林整備臨時措置法の一部改正)

第十一条 保安林整備臨時措置法(昭和二十九年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「買入」を「買入れ」に、「国有林野法」を「国有林野の管理経営に関する法律」に、「第二十七條第一項但書」を「第二十七條第一項ただし書」に、「こえない」を「超えない」に改める。

(国有資産等所在市町村交付金法の一部改正)

第十二条 国有資産等所在市町村交付金法(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「国有林野法」を「国有

林野の管理経営に関する法律」に改め、同条第二項第五号中「国有林野法第十條第一号」を「国有林野の管理経営に関する法律第十條第一号」に、「国有林野法第十七條の二」を「国有林野の管理経営に関する法律第十七條の二」に改める。

(分収林特別措置法の一部改正)

第十三条 分収林特別措置法(昭和三十三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項から第三項までの規定中「国有林野法」を「国有林野の管理経営に関する法律」に改める。

(地方行政連絡会議法の一部改正)

第十四条 地方行政連絡会議法(昭和四十年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第五号を次のように改める。

五 森林管理局

(小笠原諸島の復興に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律の一部改正)

第十五条 小笠原諸島の復興に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭和四十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三十三條第一項中「国有林野法」を「国有林野の管理経営に関する法律」に、「行なう」を「行う」に改める。

(小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正)

第十六条 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第十三條中「国有林野法」を「国有林野の管理経営に関する法律」に改める。

(自転車道の整備等に関する法律の一部改正)

第十七条 自転車道の整備等に関する法律(昭和

四十五年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「国有林野法」を「国有林野の管理経営に関する法律」に改める。

(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正)

第十八条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「関係官林局長又は官林支局長」を「関係森林管理局長」に改める。

森林法等の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

平成十年三月十日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

森林法等の一部を改正する法律

(森林法の一部改正)

第一条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

目次中 第二節 市町村等による森林の整備の推進(第十條の七・第十條の十四)を「第一節 市町村等による森林の整備の推進(第十條の七・第十條の十四)」と改める。

第十條の六 市町村等による森林の整備の推進(第十條の七・第十條の十四)を「第一節 市町村等による森林の整備の推進(第十條の七・第十條の十四)」と改める。

第十條の七 市町村等による森林の整備の推進(第十條の七・第十條の十四)を「第一節 市町村等による森林の整備の推進(第十條の七・第十條の十四)」と改める。

第十條の十四 市町村等による森林の整備の推進(第十條の七・第十條の十四)を「第一節 市町村等による森林の整備の推進(第十條の七・第十條の十四)」と改める。

第五條第二項第三号中、「立木の標準伐期

齢、立木の伐採の標準的な方法を削り、同項第四号中、「造林樹種、造林の標準的な方法を削り、同項第四号の二中、「間伐及び保育の標準的な方法を削り、同項第四号の三中、「及び当該区域内における施業の方法」を「の基準」に改め、同条第三項中「前条第三項」を「第四條第三項」に改め、同条第五項及び第六項を削る。

第七条を削る。

第六条第一項中「前条第一項」を「第五條第一項」に、「聞き」を「聴き」に改め、同条を第七條とし、第五條の次に次の一條を加える。

(地域森林計画の案の縦覧等)

第六条 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該地域森林計画の案を当該公告の日から三十日間公衆の縦覧に供しななければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、当該地域森林計画の案に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該都道府県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

3 都道府県知事は、第一項の縦覧期間満了後、当該地域森林計画の案について、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。この場合において、当該地域森林計画の案に係る森林計画の区域内に第七條の二第二項の森林計画の対象となる国有林があるときは、都道府県知事は、併せて関係森林管理局長の意見を聴かなければならない。

平成十年十月六日 衆議院会議録第二十六号 国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案及び同報告書 森林法等の一部を改正する法律案及び同報告書 四九

4 都道府県知事は、前項の規定により地域森林計画の案について都道府県森林審議会の意見を聴く場合には、第二項の規定により申立てがあつた意見の要旨を都道府県森林審議会に提出しなければならない。

5 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村長に通知し、かつ、農林水産大臣に報告しなければならない。この場合においては、第二項の規定により申立てがあつた意見の要旨及び当該意見の処理の結果を併せて公表しなければならない。

第七條の二第二項を次のように改める。
2 前項の森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 第五條第二項第一号から第四号の二まで、第五号及び第六号から第八号までに掲げる事項

二 特定施業森林区域及び当該特定施業森林区域内における施業の方法その他特定施業森林の整備に関する事項

三 森林施業の合理化に関する事項

第七條の二第六項を削り、同條第五項に後段として次のように加える。

この場合においては、第四項において準用する第六條第二項の規定により申立てがあつた意見の要旨及び当該意見の処理の結果を併せて公表しなければならない。

第七條の二第五項を同條第六項とし、同條第四項中「第一項の森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは」を「前項において準用

する第六條第一項の縦覧期間満了後、当該森林計画の案について」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項の次に次の一項を加える。
4 第六條第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により森林管理局長が森林計画をたてる場合に準用する。

第九條及び第十條を次のように改める。

第二章の二第一節を削る。

第二章の二第一節を削る。

第十條の八第一項を次のように改める。

市町村は、その区域内にある地域森林計画の対象となつてゐる民有林につき、五年ごとに、当該民有林の属する森林計画区に係る地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期とし、十年を一期とする市町村森林整備計画をたてなければならない。ただし、地域森林計画の変更により新たにその区域内にある民有林が当該地域森林計画の対象となつた市町村にあつては、その最初にたてる市町村森林整備計画については当該地域森林計画の計画期間の終期をその計画期間の終期とし、当該市町村森林整備計画に引き続き次の市町村森林整備計画に引き続きたてられる次の地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期として、たてなければならない。

第十條の八第二項第一号中「間伐」を「伐採、造林」に改め、同項中第九号を第十二号とし、第七号及び第八号を削り、第六号を第十一号とし、第二号から第五号までを五号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の五号を加える。

二 立木の標準伐期齡、立木の伐採の標準的な方法その他森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)

三 造林樹種、造林の標準的な方法その他造林に関する事項

四 間伐を実施すべき標準的な林齡、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

五 間伐又は保育が適正に実施されていない森林であつてこれを早急に実施する必要があるもの(以下「要間伐森林」という。)の所在並びに要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期に関する事項

六 特定施業森林区域及び当該特定施業森林区域内における施業の方法その他特定施業森林の整備に関する事項
第十條の八第三項を削り、第四項を第三項とし、第七項を削り、同條第六項中「森林整備市町村」を「市町村」に改め、「都道府県知事」の下に「(当該市町村の区域内に第十九條第四項の規定による通知に係る農林水産大臣の認定を受けた森林施業計画の対象とする森林が存するときは、都道府県知事及び農林水産大臣)及び関係森林管理局長を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第五項の規定により読み替へて準用する第六條第二項の規定により申立てがあつた意見の要旨及び当該意見の処理の結果を併せて公表しなければならない。

第十條の八第六項を同條第八項とし、同條第五項中「森林整備市町村」を「市町村」に、「都道

府県知事の承認を受けなければ」と第五項の規定により読み替へて準用する第六條第一項の縦覧期間満了後、都道府県知事に協議しなければならない」に改め、同項を同條第七項とし、同項の前に次の三項を加える。

4 第四條第三項の規定は、市町村森林整備計画について準用する。

5 第六條第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により市町村が市町村森林整備計画をたてる場合に準用する。この場合において、同條第一項及び第二項中「都道府県知事」とあるのは、「市町村の長」と読み替へるものとする。

6 市町村の長は、当該市町村の区域内に第七條の二第一項の森林計画の対象となる国有林があるときは、前項の規定により読み替へて準用する第六條第一項の縦覧期間満了後、当該市町村森林整備計画の案について、関係森林管理局長の意見を聴かなければならない。第二章の二第二節中第十條の八を第十條の五とする。

第十條の九第一項から第三項までの規定中「森林整備市町村」を「市町村」に改め、同條第四項中「第七條並びに前條第五項及び第六項」を「前條第五項から第八項まで」に改め、後段を削り、同條を第十條の六とし、同條の次に次の三條を加える。

(市町村森林整備計画の遵守)

第十條の七 森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者(以下「森林所有者等」という。)は、市町村森林整備計画に従つて施業することを旨としなければならない。

らない。

(伐採の届出)

第十條の八 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつてゐる民有林(第二十五條の規定により指定された保安林及び第四十一條の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く)の立木を伐採するには、省令で定める手続に従ひ、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採期その他省令で定める事項を記載した伐採の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合

二 第十條の二第一項の許可を受けた者が当該許可に係る同項の開発行為をするために伐採する場合

三 第十一條第五項(第十八條の三第三項及び第十八條の四第五項の規定により適用される場合を含む)又は第十八條の二第三項の規定に係る森林施業計画(その変更につき第十二條第三項において準用する第十一條第五項の規定その他省令で定める規定による認定があつたときは、その変更後のもの)において定められてゐる伐採をする場合

四 森林所有者等が第四十九條第一項の許可を受けて伐採する場合

五 第八十八條第二項の規定に基づいて伐採する場合

六 法令によりその立木の伐採につき制限がある森林で省令で定めるもの以外の森林(次号において「普通林」という。)であつて、立木の果実の採取その他省令で定める用途に主として供されるものとして市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき指定したものにつき伐採する場合

七 普通林であつて、自家の生活の用に充てゐるため必要な木材その他の林産物の採取の目的に供すべきもののうち、市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき省令で定める基準に従ひ指定したものにつき伐採する場合

八 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合

九 除伐する場合

十 その他省令で定める場合

2 前項第八号に掲げる場合に該当して森林の立木を伐採した森林所有者等は、省令で定める手続に従ひ、市町村の長に伐採の届出書を提出しなければならない。

(伐採の計画の変更命令等)

第十條の九 市町村の長は、前条第一項の規定により提出された届出書に記載された伐採面積、伐採方法又は伐採期に関する計画が市町村森林整備計画に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その伐採の計画を変更すべき旨を命ずることができ

る。

2 前項の命令があつたときは、その命令があつた後に行われる立木の伐採については、同項の届出書の提出はなかつたものとみなす。

3 市町村の長は、前条第一項の規定により届出書を提出した者の行つてゐる伐採が当該届出書に記載された伐採面積、伐採方法又は伐採期に関する計画に従つていないと認めるときは、その者に対し、その伐採の計画に従つて伐採すべき旨を命ずることができる。

第十條の十の見出しを「(施業の勧告等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

市町村の長は、森林所有者等がその森林の施業につき市町村森林整備計画を遵守してゐないと認める場合において、市町村森林整備計画の達成上必要があるときは、当該森林所有者等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従つて施業すべき旨を勧告することができる。

第十條の十第二項中「森林整備市町村の長は、前項の規定による勧告をしたを」市町村の長は、前項の規定により、要間伐森林について市町村森林整備計画において定められてゐる当該要間伐森林に係る間伐又は保育の方法及び時期に関する事項に従つて間伐又は保育を実施すべき旨を期限を定めて勧告したに、」森林整備市町村の長の指定を、当該市町村の長の指定に改める。

第十條の十一第一項及び第三項、第十條の十一の八第一項、第十條の十一の十、第十條の十一の十一、第十條の十一の十二第一項、第十條の十一の十四並びに第十條の十一の十五中「森林整備市町村を」市町村に改める。

第十條の十二の見出しを「(協力の要請)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「森林整備市町村を」市町村に改め、同項を同条とする。

る。

第二章の二第一節を同章第一節とする。

第十條の十三第二項中「設立し」の下に「、森林の整備を促進する事業に係る基金に対して拠出しを加える。

第二章の二第二節の二を同章第二節とする。

第十一條第一項中「を管轄する都道府県知事」を「の属する市町村の長に改め、同条第三項中「左に」を「次に」に改め、同条第二号中「伐採方法」の下に「(間伐に関する事項を除く。)」を加え、同条第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 間伐を実施する森林についての所在場所別の間伐時期、間伐面積、間伐立木材積及び間伐方法

第十一條第五項中「都道府県知事を」市町村の長に改め、同条第一号中「植栽の下に、」間伐を加え、同条第二号中「地域森林計画を」市町村森林整備計画に改め、同条第三号を削る。

第十二條第一項中「左の各号に」を「次に、」都道府県知事を「市町村の長に改め、同条第二項中「都道府県知事を」市町村の長に改める。

第十三條及び第十五條中「都道府県知事を」市町村の長に改める。

第十六條中「都道府県知事を」市町村の長に改め、同条第二項中「都道府県知事を」市町村の長に改める。

第十七條第二項中「都道府県知事を」市町村の長に改める。

第十八條第一項中「都道府県知事を」市町村の長に改める。

の長に改め、同条第二項中「前七条を」第十一
条から前条までに、左の各号に「次に」に
改める。

第十八条の二第一項中「人工植栽に係るもの
に限る。」を削り、「を管轄する都道府県知事」
を「の属する市町村の長」に改め、同条第二項第
二号中「面積の下に、人工植栽に係る森林と
その他の森林との区別を加え、同項第三号中
「伐採方法」の下に「間伐に関する事項を除
く。」を加え、同項第六号を第七号とし、第
五号を第八号とし、第四号の次に次の一号を加
える。

五 間伐を実施する森林についての所在場所
別及び施業の方法別の間伐時期、間伐面
積、間伐立木材積及び間伐方法

第十八条の二第三項中「都道府県知事」を「市
町村の長」に改め、同項第三号中「第五号まで」
を「第六号まで」に改め、同項第四号中「地域森
林計画」を「市町村森林整備計画」に改め、同項
第五号を削り、同条第四項中「場合には」の下
に「当該認定に係る特定森林施業計画の対象と
する森林の全部又は一部を対象とする森林施業
計画に係る」を加える。

第十八条の三を次のように改める。

第十八条の三 前条第三項の認定を受けた森林
所有者は、当該森林所有者が森林所有者であ
る森林（特定森林施業計画の対象とする森林
を除く。次項並びに次条第三項及び第四項に
おいて同じ。）につき、省令で定めるところに
より、五年を一期とする森林施業計画（以下
「一般森林施業計画」という。）を作成し、これ
を当該一般森林施業計画の対象とする森林の

所在地の属する市町村の長に提出して、当該
一般森林施業計画が適当であるかどうかにつ
き認定を求めなければならない。

2 一般森林施業計画は、当該森林所有者が森
林所有者である森林の全部につき、当該森林
所有者が定める森林施業に関する長期の方針
に基づいて、作成しなければならない。

3 第一項の森林所有者については、第十一条
第三項から第五項まで及び第十二条から第十
七条までの規定を適用する。この場合におい
て、これらの規定の適用に関し必要な技術的
読替えは、政令で定める。

4 市町村の長は、第一項の森林所有者が一般
森林施業計画について省令で定める期間内に
前項の規定により適用される第十一条第五項
の認定を受けられなかった場合には、前条第
三項の認定を取り消すものとする。

第十八条の三の次に次の一条を加える。

（数人共同の特定森林施業計画）

第十八条の四 特定森林施業計画区域内に存する森
林の森林所有者は、数人共同して、当該森林
のうち次に掲げるものにつき、一の特定森林
施業計画を作成し、これを第十八条の二第一
項の市町村の長に提出して、当該特定森林施
業計画が適当であるかどうかにつき認定を求
めることができる。

一 当該森林所有者が森林所有者である森林
の全部又は一部

二 当該森林所有者が森林所有者である森林
で、森林の有する公益的機能の維持増進を
特に図るためには森林所有者が共同して施
業することを相当とするものとして政令で

定める基準に適合するもの

2 前項の特定森林施業計画に関しては、第十
八条の二の規定の適用があるものとする。

3 第一項第一号の森林につき第十八条の二第
三項の認定を受けた森林所有者は、当該森林
所有者が森林所有者である森林につき、省令
で定めるところにより、一の一般森林施業計
画を作成し、これを当該一般森林施業計画の
対象とする森林の所在地の属する市町村の長
に提出して、当該一般森林施業計画が適当で
あるかどうかにつき認定を求めなければなら
ない。

4 前項の一般森林施業計画は、当該森林所有
者が森林所有者である森林の全部につき、当
該森林所有者が共同して定める森林施業に関
する長期の方針に基づいて、作成しなければ
ならない。

5 第三項の森林所有者については、第十一条
第三項から第五項まで、第十二条から第十七
条まで及び前条第四項の規定を適用する。こ
の場合において、これらの規定の適用に関し
必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 第一項第二号の森林につき第十八条の二第
三項の認定を受けた森林所有者については、
第十二条から第十七条までの規定を適用す
る。この場合において、これらの規定の適用
に関し必要な技術的読替えは、政令で定め
る。

第十九条の見出し中「数都道府県を」数市町
村に改め、同条第一項を次のように改める。
森林施業計画（一般森林施業計画及び特定
森林施業計画を含む。以下この条、第三十四

条第十項、第三十四条の二第四項及び第九
十一条において同じ。）の対象とする森林の所
在地が二以上の市町村にわたる場合には、第
十一条（第十八条の三第三項及び前条第五項
の規定により適用される場合を含む。第三項
及び第四項において同じ。）、第十二条及び第
十三条（第十八条の三第三項並びに前条第五
項及び第六項の規定により適用される場合を
含む。第三項において同じ。）、第十五条から
第十七条まで（第十八条の三第三項並びに前
条第五項及び第六項の規定により適用される
場合を含む。第四項において同じ。）、第十八
条、第十八条の二、第十八条の三（前条第五
項の規定により適用される場合を含む。第四
項において同じ。）並びに前条において市町村
の長の権限に属させた事項は、次の各号に掲
げる場合の区分に応じて、当該各号に定める
者が処理する。

一 当該森林施業計画の対象とする森林の全
部が一の都道府県の区域内にある場合 当
該都道府県知事

二 前号に掲げる場合以外の場合 農林水産
大臣

第十九条第二項中「場合において、同項に規
定する森林の全部又は一部が森林整備市町村の
区域内にあるときは、当該区域を」場合には、
当該森林施業計画の対象とする森林の所在地
に、「当該森林整備市町村」を「当該森林の所在
地の属する市町村」に改め、同条第三項中「農林
水産大臣」の下に「及び都道府県知事」を加え、
（第十二条第三項において準用する場合を含む。
次項において同じ。）若しくは第十八条の二

第三項(第十八条の三第二項の規定により読み替へられた第十二条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定を、若しくは第十八条の二第三項の規定による認定(第十二条第三項において準用する第十一条第五項の規定その他政令で定める規定による変更の認定を含む。次項において同じ。)に、「関係都道府県知事」を「省令で定めるところにより、関係市町村の長に改め、同条第四項中「農林水産大臣」の下に「及び都道府県知事」を加え、「第十八条の二第三項の認定」を「第十八条の二第三項の規定による認定」に改め、「第十六条」の下に若しくは第十八条の三第四項を加え、「関係都道府県知事」を「省令で定めるところにより、関係市町村の長に改める。」

第三十四条第一項ただし書中「但し、左の各号の二」を「ただし、次の各号のいずれかに改め、同項第一号の次に次の一号を加える。」

一 二次条第一項に規定する間伐のための立木の伐採をする場合

第三十四条に次の一項を加える。

10 都道府県知事は、第八項又は前項の規定により立木を伐採した旨の届出があつた場合(同項の規定による届出にあつては、第一項第四号に係るものに限る。)には、省令で定めるところにより、当該立木の所在地の属する市町村の長にその旨を通知しなければならない。ただし、当該伐採が、第十一条第五項(第十八条の三第三項及び第十八条の四第五項の規定により適用される場合を含む。)又は第十八条の二第三項の認定に係る森林施業計画(その変更につき第十二条第三項において

準用する第十一条第五項の規定その他政令で定める規定による認定があつたときは、その変更後のもの)の対象とする森林に係るものである場合は、この限りでない。

第三十四条の二ただし書中「但し」を「ただし」「行なう」を「行ふ」に改め、同条を第三十四条の三とし、第三十四条の次に次の一条を加える。

(保安林における間伐の届出等)

第三十四条の二 保安林においては、当該保安林に係る指定施業要件に定める立木の伐採の方法に適合し、かつ、当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えない範囲内において間伐のため立木を伐採しようとする者は、前条第一項第一号、第二号から第四号まで及び第六号に掲げる場合を除き、省令で定める手続に従い、あらかじめ、都道府県知事に森林の所在場所、間伐立木材積、間伐方法その他省令で定める事項を記載した間伐の届出書を提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により提出された届出書に記載された間伐立木材積又は間伐方法に関する計画が当該保安林に係る指定施業要件に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その間伐の計画を変更すべき旨を命じなければならない。

3 前項の命令があつたときは、その命令があつた後に行われる間伐のための立木の伐採については、同項の届出書の提出はなかつたものとみなす。

4 都道府県知事は、第一項の規定により間伐の届出書が提出された場合(前項の規定によ

り届出書の提出がなかつたものとみなされる場合を除く。)には、省令で定めるところにより、当該間伐に係る立木の所在地の属する市町村の長にその旨を通知しなければならない。ただし、当該間伐が、第十一条第五項(第十八条の三第三項及び第十八条の四第五項の規定により適用される場合を含む。)又は第十八条の二第三項の認定に係る森林施業計画(その変更につき第十二条第三項において準用する第十一条第五項の規定その他政令で定める規定による認定があつたときは、その変更後のもの)の対象とする森林に係るものである場合は、この限りでない。

第三十八条第三項中「第三十四条の二」を「第三十四条の三」に改める。

第四十四条中、「第三十四条の下に」及び第三十四条の二を加え、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「及び第三十四条を、第三十四条及び第三十四条の二に改める。

第四十八条中「第三十四条の下に」及び第三十四条の二を加える。

第八十八条第一項及び第二項中「又は都道府県知事」を「都道府県知事又は市町村の長」に改め、同条第五項中「又は都道府県」を「都道府県又は市町村」に改める。

第八十九条中「又は都道府県知事」を「都道府県知事又は市町村の長」に、「基く」を「基づく」に、「の公報」を「若しくは市町村の公報」に改める。

第九十条を削り、第九十一条を第九十条とする。

第九十一条の二の見出しを「(農林水産大臣

等の援助)に改め、同条に次の一項を加える。

2 市町村は、市町村森林整備計画の達成並びに森林施業計画の作成及びその達成のために必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

第九十一条の二を第九十一条とする。

第九十二条中「左の各号」を「次に」に改め、同条第一号中「及び実施」を削り、同条第二号を削り、同条第三号中「行なう」を「行ふ」に改め、同条を同条第二号とする。

第二百七条第一号中「第十条第一項」を「第十条の八第一項」に改め、同条第二号中「第十条の六第三項」を「第十条の九第三項」に改め、同条に次の一号を加える。

四 第三十四条の二第一項(第四十四条において準用する場合を含む。)の規定に違反し、届出書の提出をしないで間伐のため立木を伐採した者

第二百九条第一号中「第十条第二項」を「第十条の八第二項」に改める。

第二百三十三条ただし書を削る。

(保安林整備臨時措置法の一部改正)

第二条 保安林整備臨時措置法(昭和二十九年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第十条の見出しを「(施業等の助言)」に改め、同条中「前条の規定により地域森林計画に定められている施業の方法に関する事項に従つて施業すべき旨の森林法第十条の五を「前項」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

都道府県知事は、森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者

(以下この項において「森林所有者等」という。)が要整備森林について前条の規定により地域森林計画に定められている施業の方法に關する事項を遵守してない認められる場合には、当該森林所有者等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従つて施業すべき旨を勧告することができる。

第十一条の見出しを「伐採の許可等の特例」に改め、同条中「第三十四条第一項の下に」及び第三十四条の第二項を加え、同条を第十三条とし、第十条の次に次の二条を加える。

(市町村の長による施業の勧告の特例)

第十一条 要整備森林については、森林法第十条の十一項の規定は、適用しない。

(森林施業計画の特例)

第十二条 森林法第十条の五第一項の規定により市町村森林整備計画をたてた市町村の長は、同法第十一条第五項(同法第十八条の第三項及び第十八条の四第五項の規定により適用される場合を含む。)又は第十八条の第二項の規定による森林施業計画の認定(同法第十二条第三項において準用する同法第十一条第五項の規定その他政令で定める規定による変更の認定を含む。)をしようとする場合において、当該森林施業計画の対象とする森林の全部又は一部が要整備森林であるときは、当該森林施業計画の内容が同法第十一条第五項各号に掲げる要件(当該森林施業計画が同法第十八条の第二項に規定する特定森林施業計画である場合には、同法第三項各号に掲げる要件)のすべてを満たすほか、第九条の

規定により地域森林計画に定められている事項に照らして適当であると認められるときでなければ、当該認定をしてはならない。

2 前項の認定を受けた者についての森林法第十三条(同法第十八条の第三項並びに第十八条の四第五項及び第六項の規定により適用される場合を含む。)の規定の適用については、同法第十三条中「同項各号に掲げる要件」とあるのは、「同項各号に掲げる要件及び保安林整備臨時措置法第九条の規定により地域森林計画に定められている事項」とする。

(林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に關する暫定措置法の一部改正)

第三条 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に關する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第十八条の第二項」を「第十八条の第二第三項」に改め、「特定森林施業計画」の下に「(政令で定めるものを除く。)」を加える。

(森林の保健機能の増進に關する特別措置法の一部改正)

第四条 森林の保健機能の増進に關する特別措置法(平成元年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第五条中「次に掲げる事項」を「保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に關する事項」に改め、各号を削り、同条の次に次の一条を加える。

(市町村森林整備計画の変更等)
第五条の二 市町村は、その区域内にある地域森林計画の対象とする森林につき、前条の規

定により追加して定められた地域森林計画に即して森林の保健機能の増進を図ることが適当と認める場合には、森林法第十条の五第一項の規定によりたてられた市町村森林整備計画を変更し、次に掲げる事項を追加して定めることができる。同項の規定により市町村森林整備計画をたてる場合においても、同様とする。

一 保健機能森林の区域
二 前号の区域内にある森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に關する事項
三 第一号の区域内における森林保健施設の整備に關する事項
四 その他必要な事項

第六条第一項中「第十一条第五項の下に」(同法第十八条の第三項の規定により適用される場合を含む。)又は第十八条の第二第三項を、「第十八条の下に」又は第十八条の四を加え、「同項の認定を受けた森林所有者を、同法第十一条第五項又は第十八条の第二第三項の認定を受けたものに改め、「認定に係る森林施業計画」の下に「(同法第十八条の第二項に規定する特定森林施業計画(政令で定めるものを除く。以下同じ。))及び同法第十八条の第三項に規定する一般森林施業計画を含む。以下同じ。)」を、「第十二条第二項」の下に「(同法第十八条の第三項並びに第十八条の四第五項及び第六項の規定により適用される場合を含む。)」を加え、後段を次のように改める。

森林所有者が同法第十一条第五項(同法第十八条の第三項及び第十八条の四第五項の

規定により適用される場合を含む。第四項において同じ。)又は第十八条の第二第三項の規定による森林施業計画の認定を求める場合においても、同様とする。

第六条第二項中掲げる事項の下に「(当該森林保健機能増進計画が特定森林施業計画の全部又は一部として定められる場合には、同法第十八条の第二項各号に掲げる事項)を加え、同条第三項中「都道府県知事」を「市町村の長」に改め、「掲げるもの」の下に「(当該請求に係る森林施業計画が特定森林施業計画である場合には、同法第十八条の第二第三項各号に掲げるもの)」を加え、「同項の認定」を「その認定」に改め、同条第四項中「森林保健機能増進計画をその全部又は一部とする森林施業計画について森林法第十一条第五項(同法第十二条第三項において準用する場合を含む。)の認定(以下「特定認定」という。))を、特定認定に、「同法第十三条及び第十四条の規定を、森林法第十三条及び第十四条の規定(これらの規定が同法第十八条の第三項並びに第十八条の四第五項及び第六項の規定により適用される場合を含む。))に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 市町村の長は、森林保健機能増進計画をその全部又は一部とする森林施業計画について森林法第十一条第五項又は第十八条の第二第三項の規定による認定(同法第十二条第三項において準用する同法第十一条第五項の規定その他政令で定める規定による変更の認定を含む。以下「特定認定」という。)をしようとするときは、都道府県知事の同意を得なければな

らない。

第八條第一項中「及び第三十四條の二本文を」
「第三十四條の二第一項及び第三十四條の三
本文」に改める。

（木材の安定供給の確保に関する特別措置法の
一部改正）

第五條 木材の安定供給の確保に関する特別措置
法（平成八年法律第四十七号）の一部を次のよう
に改正する。

第二條第一項中「第六條第一項を」第七條第
一項に改める。

第四條第一項中「事業計画」を「この章にお
いて「事業計画」に改め、同条第三項第四号中
「同項に規定する民有林をいい、保安林並びに
同法第四十一條の規定により指定された保安施
設地区の区域内及び海岸法（昭和三十一年法律
第一百号）第三條の規定により指定された海岸
保全区域内の森林を除く。以下同じ。」を「同
項に規定する民有林をいう。以下同じ。」であつ
て保安林並びに保安施設地区（同法第四十一條
の規定により指定された保安施設地区をいう。
以下同じ。）の区域内及び海岸保全区域（海岸法
（昭和三十一年法律第一百号）第三條の規定によ
り指定された海岸保全区域をいう。以下同じ。）
内の森林以外の森林」に改め、同条第四項第四
号中「民有林」の下に「であつて保安林並びに保
安施設地区の区域内及び海岸保全区域内の森林
以外の森林」を加え、同条第六項中「通知に係
る」の下に「農林水産大臣の」を加え、同項を同
条第八項とし、同条中第五項を第六項とし、同
項の次に次の一項を加える。

7 都道府県知事は、第一項の認定をしたとき

は、当該認定に係る事業計画において伐採す
ることとされている民有林の所在地の属する
市町村の長に同項の認定をした旨を通知しな
ければならない。

第四條第四項の次に次の一項を加える。

5 都道府県知事は、地域森林計画の対象と
なっている民有林（保安林及び保安施設地区
の区域内の森林を除く。以下この項において
同じ。）の立木の伐採を含む事業計画について
第一項の認定をしようとするときは、第三項
第二号に掲げる事項について、当該伐採を
することとされている民有林の所在地の属す
る市町村の長の意見を聴かなければならな
い。

第五條第三項中「第六項まで」を「第八項まで」
に改める。

第六條第二項中「第四條第五項」の下に「から
第七項まで」を加える。

第七條中「第十條第一項本文を」第十條の八
第一項本文」に改める。

第九條の次に次の一項を加える。
（保安林における間伐の届出の特例）

第九條の二 認定事業者が保安林の区域内にお
いて認定事業計画に従つて間伐のため立木を
伐採する場合には、森林法第三十四條の二第
一項の規定は、適用しない。

第十條第一項中「第十八條の三第一項の規定
により読み替へて適用される場合を含む。第三
項において同じを」第十八條の三第三項の規定
により適用される場合を含む」に改め、「第十八
條の下に」又は第十八條の四を加え、「第十一
條第五項の認定を」第十一條第五項又は第十八

條第五項の認定を」第十一條第五項又は第十八

條の二第三項の認定」に、「（同法第十八條の三
第一項の規定により読み替へて適用される場合
を含む。）において準用する同法第十一條第五項
又は同法第十八條の三第一項の規定により読み
替へて適用される同法第十二條第三項において
準用する同法第十八條の二第三項の」を「にお
いて準用する同法第十一條第五項の規定その他政
令で定める」に、「都道府県知事は」市町村の
長」に改め、「農林水産大臣」の下に「又は都道府
県知事を加え、同条第二項中「第十八條の三第
一項を」第十八條の三第三項並びに第十八條の
四第五項及び第六項」に、「読み替へて適用」を
「適用」に改め、同条第三項中「都道府県知事を
市町村の長」に改め、「第十一條第五項」の下に
「（同法第十八條の三第三項及び第十八條の四第
五項の規定により適用される場合を含む。）を
加える。

附 則
（施行期日）
第一條 この法律は、平成十一年四月一日から施
行する。ただし、次条から附則第五條までの規
定は、公布の日から施行する。

（地域森林計画に関する経過措置）

第二條 都道府県知事は、平成十一年三月三十一
日までに、第一條の規定による改正後の森林法
（以下「新森林法」という。）第五條及び第六條の
規定の例により、前条ただし書に規定する規定
の施行の際現に第一條の規定による改正前の森
林法（以下「旧森林法」という。）第五條の規定に
よりたてられている地域森林計画（平成六年四
月一日をその計画期間の始期とするものを除
く。）を変更しなければならない。この場合にお

いて、当該地域森林計画の変更は、平成十一年
四月一日にその効力を生ずるものとする。

2 都道府県知事は、平成十一年四月一日をその
計画期間の始期とする地域森林計画をたてる場
合には、旧森林法第五條の規定にかかわらず、
新森林法第五條及び第六條の規定の例によるも
のとする。

3 都道府県知事は、前二項の規定により地域森
林計画を変更し、又はたてる場合であつて、全
国森林計画に即して森林の保健機能の増進を図
ることが適当と認めるときは、第四條の規定に
よる改正前の森林の保健機能の増進に関する特
別措置法（以下「旧森林保健機能増進法」とい
う。）第五條の規定にかかわらず、第四條の規定
による改正後の森林の保健機能の増進に関する
特別措置法（以下「新森林保健機能増進法」とい
う。）第五條の規定の例により、同条に規定する
事項を追加して定めることができる。

4 前三項の規定により変更され、又はたてられ
た地域森林計画（以下「新地域森林計画」とい
う。）は、新森林法第五條の規定により変更さ
れ、又はたてられた地域森林計画とみなす。
（国有林の森林計画に関する経過措置）

第三條 営林局長又は営林支局長は、平成十
二年三月三十一日までに、新森林法第七條の二の規
定の例により、附則第一條ただし書に規定する
規定の施行の際現に旧森林法第七條の二の規定
によりたてられている森林計画（平成六年四月
一日をその計画期間の始期とするものを除く。）
を変更しなければならない。この場合において、
当該森林計画の変更は、平成十一年四月一日
にその効力を生ずるものとする。

五五

平成十一年十月六日 衆議院会議録第二十六号 森林法等の一部を改正する法律案及び同報告書

2 営林局長又は営林支局長は、平成十一年四月一日をその計画期間の始期とする森林計画をたてる場合には、旧森林法第七條の二の規定にかかわらず、新森林法第七條の二の規定の例によるものとする。

3 前二項の規定により変更され、又はたてられた森林計画は、新森林法第七條の二の規定により変更され、又はたてられた森林計画とみなす。

(市町村森林整備計画に関する経過措置)

第四條 市町村は、新地域森林計画につき附則第二條第一項又は第二項の規定によりその例によることとされた新森林法第六條第五項の規定による公表があったときは、その公表があった日からこの法律の施行の日の前日までの間に、新森林法第十條の五の規定の例により、その区域内にある新地域森林計画の対象となつてゐる民有林につき、平成十一年四月一日をその計画期間の始期とする市町村森林整備計画をたてなければならぬ。ただし、当該市町村森林整備計画の計画期間は、当該市町村森林整備計画の対象となる民有林の属する森林計画に係る新地域森林計画の計画期間の終期までとする。

2 市町村は、前項の規定により市町村森林整備計画をたてる場合であつて、新地域森林計画に即して森林の保健機能の増進を図ることが適当と認めるときは、新森林法保健機能増進法第五條の二の規定の例により、同条各号に掲げる事項を追加して定めることができる。

3 前二項の規定によりたてられた市町村森林整備計画は、新森林法第十條の五第一項の規定によりたてられた市町村森林整備計画とみなす。

4 前項の市町村森林整備計画に引き続き次の市町村森林整備計画であつて、附則第二條第一項の規定により変更された地域森林計画の対象となる民有林の属する森林計画に係るものは、新森林法第十條の五第一項の規定にかかわらず、当該変更された地域森林計画に引き続きたてられる次の地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期としてたてなければならぬ。

(旧市町村森林整備計画の失効)

第五條 附則第一條ただし書に規定する規定の施行の際にたてられてゐる旧森林法第十條の八第一項の市町村森林整備計画は、平成十一年三月三十一日限り、その効力を失う。

(伐採の届出に関する経過措置)

第六條 この法律の施行前に旧森林法第十條第一項の規定により都道府県知事に対して提出された伐採の届出書は、新森林法第十條の八第一項の規定により市町村の長に対して提出されたものとみなす。

2 この法律の施行前に旧森林法第十條第一項第四号又は第五号の規定により都道府県知事に対してされた申請は、それぞれ新森林法第十條の八第一項第六号又は第七号の規定により市町村の長の長に対してされた申請とみなす。

3 この法律の施行前に旧森林法第十條第一項第四号又は第五号の規定により都道府県知事とした指定は、それぞれ新森林法第十條の八第一項第六号又は第七号の規定により市町村の長がした指定とみなす。

(伐採の計画の遵守命令に関する経過措置)
第七條 この法律の施行前に旧森林法第十條の六

第三項の規定により都道府県知事がした命令は、新森林法第十條の九第三項の規定により市町村の長がした命令とみなす。

(間伐及び保育についての勧告に関する経過措置)

第八條 この法律の施行前に旧森林法第十條の十一第一項の規定により森林整備市町村の長がした勧告は、新森林法第十條の十一第一項の規定により市町村の長がした勧告とみなす。

2 この法律の施行前に旧森林法第十條の十二第一項の規定により森林整備市町村の長がした指定又は勧告は、新森林法第十條の十二第二項の規定により市町村の長がした指定又は勧告とみなす。

(施業実施協定に関する経過措置)

第九條 この法律の施行前に森林整備市町村の長に対してされた旧森林法第十條の十一の八第一項、第十條の十一の十二第二項又は第十條の十一の十四第一項の認可の申請は、それぞれ市町村の長に対してされた新森林法第十條の十一の八第一項、第十條の十一の十二第二項又は第十條の十一の十四第一項の認可の申請とみなす。

2 この法律の施行前に旧森林法第十條の十一の十第一項又は第十條の十一の十二第二項（これらの規定を旧森林法第十條の十一の十二第二項において準用する場合を含む。）の規定により森林整備市町村の長がした公告は、それぞれ新森林法第十條の十一の十第一項又は第十條の十一の十二第二項（これらの規定を新森林法第十條の十一の十二第二項において準用する場合を含む。）の規定により市町村の長がした公告とみなす。

3 この法律の施行前に森林整備市町村の長がした旧森林法第十條の十一の十一第二項（旧森林法第十條の十一の十二第二項において準用する場合を含む。）又は第十條の十一の十四第一項の認可は、それぞれ市町村の長がした新森林法第十條の十一の十一第二項（新森林法第十條の十一の十二第二項において準用する場合を含む。）又は第十條の十一の十四第一項の認可とみなす。

4 この法律の施行前に旧森林法第十條の十一の十五第一項の規定により森林整備市町村の長がした認可の取消しは、新森林法第十條の十一の十五第一項の規定により市町村の長がした認可の取消しとみなす。

(森林施業計画に関する経過措置)

第十條 この法律の施行前に旧森林法第十一條第一項、第十二條第一項若しくは第二項（これらの規定が旧森林法第十八條の三第一項の規定により読み替へて適用される場合を含む。）又は第十八條の二第一項の規定により都道府県知事に対してされた認定の請求であつて、当該請求に係る森林施業計画の対象とする森林の全部が一の市町村の区域内にあるものは、それぞれ新森林法第十一條第一項、第十二條第一項若しくは第二項（これらの規定が新森林法第十八條の三第三項の規定により適用される場合を含む。）又は第十八條の二第一項の規定により当該市町村の長に対してされた認定の請求とみなす。

2 この法律の施行前に旧森林法第十八條の三第一項の規定により読み替へて適用される旧森林法第十一條第一項の規定により都道府県知事に対してされた認定の請求であつて、当該請求に

係る一般森林施業計画の対象とする森林の全部が一の市町村の区域内にあるものは、新森林法第十八条の第三項の規定により当該市町村の長に対してされた認定の請求とみなす。

3 この法律の施行前に旧森林法第十一条第五項(旧森林法第十八条の第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)又は第十八条の第二項の規定により都道府県知事がした認定であつて、当該認定に係る森林施業計画の対象とする森林の全部が一の市町村の区域内にあるものは、それぞれ新森林法第十一条第五項(新森林法第十八条の第三項の規定により適用される場合を含む。)又は第十八条の第二項の規定により当該市町村の長がした認定とみなす。

4 この法律の施行前に旧森林法第十二条第三項(旧森林法第十八条の第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)において準用する旧森林法第十一条第五項の規定により都道府県知事がした認定であつて、当該認定に係る森林施業計画の対象とする森林の全部が一の市町村の区域内にあるものは、新森林法第十二条第三項(新森林法第十八条の第三項の規定により適用される場合を含む。)において準用する新森林法第十一条第五項の規定により当該市町村の長がした認定とみなす。

5 この法律の施行前に旧森林法第十三条(旧森林法第十八条の第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により都道府県知事がした通知であつて、当該通知に係る森林施業計画の対象とする森林の全部が一の市町村の区域内にあるものは、新森林法第十三条

(新森林法第十八条の第三項の規定により適用される場合を含む。)の規定により当該市町村の長がした通知とみなす。

(火入れの許可に関する経過措置)

第十一條 この法律の施行の際現に旧森林法第九十条の規定により地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)の区に長に対してされている旧森林法第二十一条第一項の許可の申請は、当該指定都市の市長に対してされた新森林法第二十一条第一項の許可の申請とみなす。

2 この法律の施行前に旧森林法第九十条の規定により指定都市の区に長がした旧森林法第二十一条第一項の許可は、当該指定都市の市長がした新森林法第二十一条第一項の許可とみなす。

(保安林における間伐に関する経過措置)

第十二條 この法律の施行の際現にされている旧森林法第三十四条第一項(旧森林法第四十四条において準用する場合を含む。)次項において同じ。)の許可の申請であつて保安林における間伐のための立木の伐採に係るものは、新森林法第三十四条の第二項(新森林法第四十四条において準用する場合を含む。)次項において同じ。)の規定によりした間伐の届出書の提出とみなす。

2 この法律の施行前にされた旧森林法第三十四条第一項の許可に従つて行われる保安林における間伐のための立木の伐採は、新森林法第三十四条の第二項の間伐の届出書を提出して行われるものとみなす。

(都道府県の費用負担に関する経過措置)

第十三條 旧森林法第九十一条の規定により都道府県が負担する費用に対する旧森林法第九十六条の規定による国の補助金で平成十年度以前の年度の歳出予算に係るものについては、なお従前の例による。

(保安林整備臨時措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十四條 この法律の施行前に旧森林法第十条の五の規定により都道府県知事がした第二條の規定による改正前の保安林整備臨時措置法第九条第一号に規定する要整備森林についての勧告は、第二條の規定による改正後の同法第十条第一項の規定により都道府県知事がした勧告とみなす。

(森林の保健機能の増進に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十五條 この法律の施行前に旧森林保健機能増進法第六條第一項の規定により都道府県知事に對してされた旧森林法第十一条第一項又は第十二條第一項若しくは第二項の認定の請求であつて、当該請求に係る森林施業計画の対象とする森林の全部が一の市町村の区域内にあるものは、それぞれ新森林保健機能増進法第六條第一項の規定により当該市町村の長に對してされた新森林法第十一条第一項又は第十二條第一項若しくは第二項の認定の請求とみなす。

2 この法律の施行前に旧森林保健機能増進法第六條第三項の規定により都道府県知事がした旧森林法第十一条第五項(旧森林法第十二條第三項において準用する場合を含む。)の規定による認定であつて、当該認定に係る森林施業計画の

対象とする森林の全部が一の市町村の区域内にあるものは、新森林保健機能増進法第六條第三項の規定により当該市町村の長がした新森林法第十一条第五項(新森林法第十二條第三項において準用する場合を含む。)の規定による認定とみなす。

(木材の安定供給の確保に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十六條 この法律の施行前に第五條の規定による改正前の木材の安定供給の確保に関する特別措置法(以下「旧木材安定供給法」という。)第十条第一項の規定により都道府県知事に對してされた森林施業計画の変更の認定の請求であつて、当該請求に係る森林施業計画の対象とする森林の全部が一の市町村の区域内にあるものは、第五條の規定による改正後の木材の安定供給の確保に関する特別措置法(以下「新木材安定供給法」という。)第十条第一項の規定により当該市町村の長に對してされた森林施業計画の変更の認定の請求とみなす。

2 この法律の施行前に旧木材安定供給法第十条第二項の規定により読み替えて適用される旧森林法第十二條第三項の規定により都道府県知事がした森林施業計画の変更の認定であつて、当該認定に係る森林施業計画の対象とする森林の全部が一の市町村の区域内にあるものは、新木材安定供給法第十条第二項の規定により読み替えて適用される新森林法第十二條第三項の規定により当該市町村の長がした森林施業計画の変更の認定とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十七條 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成十年十月六日 衆議院會議録第十六号

森林法等の一部を改正する法律案及び同報告書 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に關し承認を求めるとの件及び同報告書

五八

(その他の経過措置の政令への委任)
第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(森林組合合併助成法の一部改正)

第十九条 森林組合合併助成法(昭和三十八年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第三号ロ中「第十条の八第一項」を「第十条の五第一項」に改める。

理 由

最近における森林及び林業をめぐる諸情勢の変化に対応して、公益的機能を重視したきめ細かな森林の整備を促進するため、森林所有者が共同して作成する特定森林施業計画の導入及び保安林における間伐手続の簡素化を図るとともに、市町村森林整備計画を拡充し、森林施業計画の認定、伐採の届出の受理等の権限を都道府県知事から市町村の長に委譲する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

森林法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第四百四十二回国会法第七八号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における森林・林業をめぐる諸情勢の変化に対応して、森林の有する公益的機能を重視し、かつ、地域の実情に即したきめ細

かな森林整備を推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 間伐の適切な推進

(一) 森林所有者が作成する森林施業計画の記載事項に間伐の実施時期等を追加するとともに、その認定要件に間伐の実施に關する基準を追加することとする。
(二) 保安林における立木の伐採については、すべて許可制としているが、指定施業要件に適合した間伐については、事前届出制に改めることとする。

2 公益的機能を重視した森林施業の推進

公益的機能を重視した複層林施業等の特定森林施業の一層の普及に資するため、森林所有者が数人共同して特定森林施業計画を作成し市町村の長の認定を受けることができることとする。同時に、計画の対象となる森林を天然林にまで拡大することとする。

3 地域の実情に即した森林整備の推進

(一) 市町村森林整備計画について、民有林にあるすべての市町村において計画を策定することとする。同時に、造林から伐採に至る森林施業の規範となるべき事項について総合的に定めることとする。

(二) 都道府県知事の事務とされている森林施業計画の認定、伐採の変更命令、施業の勧告等の権限を市町村の長に委譲することとする。

4 その他

(一) 地域住民等の多様な意見の反映、上下流の連携による森林整備の促進等の観点から、森林計画に対する意見反映手続の改善や森林整備協定制の充実を図ることとする。

(二) 森林法の改正と併せて、森林の保健機能の増進に關する特別措置法等を改正し、所要の措置を講ずることとする。

5 施行期日

この法律は、平成十一年四月一日から施行することとする。ただし、経過措置の規定は、公布の日から施行することとする。

二 議案の可決理由

本案は、森林の有する公益的機能を重視し、かつ、地域の実情に即したきめ細かな森林整備を推進するための措置として妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成十年十月五日

日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革等に関する特別委員長 大原 一二三
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に關し承認を求めるとの件
右
国会に提出する。

平成十年四月七日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に關し承認を求めるとの件
国有林野事業の改革のための関係法律の整備に關する法律第五條の規定による改正後の農林水産省設置法第三十一条及び第三十二条第二項の規定により、東北森林管理局及び関東森林管理局を設置する必要があるため、別紙のとおりその設置について、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

別紙

名 称	位 置	管 轄	区 域
東北森林管理局	秋田市	青森県 岩手県 宮城県	秋田県 山形県
関東森林管理局	前橋市	福島県 茨城県 栃木県 山梨県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県	

理由
国有林野事業の抜本的改革を図るため、青森官林局と秋田官林局とを統合し東北森林管理局を設置するとともに、前橋官林局と東京官林局とを統合し関東森林管理局を設置する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に關し承認を求めるの件(内閣提出、第四百四十二回国会承認第二号)に關する報告書

一 本件の目的及び要旨

本件は、青森官林局と秋田官林局とを統合し東北森林管理局を設置するとともに、前橋官林局と東京官林局とを統合し関東森林管理局を設置することについて、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求めようとするものである。

二 本件の議決理由

国有林野事業の抜本的な改革を図るため、森林管理局を再編することは、妥当な措置であるとの認め、本件はこれを承認すべきものと議決した次第である。

平成十年十月五日

日本国有鉄道清算事業
団の債務処理及び国有
林野事業の改革等に關
する特別委員長
大原 一三

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に關する法律案
右
国会に提出する。
平成十年二月二十日
内閣総理大臣 橋本龍太郎

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 郵便貯金特別会計一般勘定からの一般会計への特別繰入金の繰入れ(第二条)

第三章 たばこ特別税

第一節 総則(第三条—第六条)

第二節 課税標準及び税率(第七条—第八条)

第三節 免税及び税額控除等(第九条—第十条)

第四節 申告及び納付等(第十二条—第十八条)

第五節 雑則(第十九条—第二十条)

第六節 罰則(第二十一条—第二十三条)

第四章 たばこ特別税の収入の帰属等(第二十四条—第二十六条)

附則

第一章 総則

(總旨)

第一条 この法律は、最近における一般会計の収

支が著しく不均衡となつてゐる状況において、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に關する法律(平成十年法律第 号)の規定により日本国有鉄道清算事業団の長期借入金に係る債務等を一般会計において承継すること及び政府の同事業団に対する無利子貸付金に係る同事業団の債務を免除すること並びに国有林野事業の改革のための特別措置法(平成十年法律第 号)の規定により国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定の負担に属する平成七年九月二十九日までに借り入れられた借入金に係る債務等を一般会計に帰属させることに伴い一般会計の負担が増加することにかんがみ、平成十年度から平成十四年度までの間における郵便貯金特別会計一般勘定からの一般会計への繰入れの特別措置を講ずるとともに、たばこ特別税を創設しその収入を国債整理基金特別会計の歳入とすること等の措置を定めるものとする。

第二章 郵便貯金特別会計一般勘定からの一般会計への特別繰入金の繰入れ

第一条 政府は、一般会計の歳出の財源に充てるため、平成十年度から平成十四年度までの各年度において、郵便貯金特別会計一般勘定から、一兆円の五分の一に相当する金額を限り、予算で定めるところにより、一般会計に繰り入れるものとする。

2 前項の規定による繰入金(以下「特別繰入金」という。)に相当する金額は、郵便貯金特別会計

法(昭和二十八年法律第百三十三号)第九条の規定による郵便貯金特別会計一般勘定の積立金の額から減額して整理するものとし、特別繰入金は、当該勘定の歳出とする。

第三章 たばこ特別税

第一節 総則

(定義)

第三条 この章並びに附則第三条及び第四条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 製造たばこ たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)第三条に規定する製造たばこをいう。

二 保税地域 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二十九条に規定する保税地域をいう。

(課税物件)

第四条 製造たばこには、この法律により、当分の間、たばこ特別税を課する。

(納税義務者)

第五条 製造たばこの製造者(たばこ税法第六條第一項ただし書若しくは第七條の規定により製造たばこの製造者とみなされる者又は同法第十二條第六項若しくは第十三條第五項の規定により製造たばこの製造者とみなされる者を含む。)は、その製造場(同法第六條第五項、第十二條第六項又は第十三條第五項の規定により製造たばこの製造場とみなされる場所を含むものと

し、同法第五条の規定により製造たばこの製造場でない保税地域とみなされる製造たばこの製造場を除く。から移出した製造たばこ(同法第六条第一項の規定の適用がある場合には、その喫煙用等(同項に規定する喫煙用等をいう。次項において同じ。)に供された製造たばことし、同条第三項の規定の適用がある場合には、その換価された製造たばことし、同条第四項又は第五項の規定の適用がある場合には、その現存する製造たばことする。)につき、たばこ特別税を納める義務がある。 2 製造たばこを保税地域(たばこ税法第五条の規定により保税地域に該当しない製造たばこの製造場とみなされるものを除く。)から引き取る者(同法第六条第二項の規定の適用がある場合には、その喫煙用等に供した者。第十九条第一項第二号において同じ。)は、その引き取る製造たばこ(同法第六条第二項の規定の適用がある場合には、その喫煙用等に供された製造たばこ)につき、たばこ特別税を納める義務がある。 (納税地) 第六条 たばこ特別税の納税地は、たばこ税の納税地となる場所とする。 第二節 課税標準及び税率 (課税標準) 第七条 たばこ特別税の課税標準は、たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数とする。	(税率) 第八条 たばこ特別税の税率は、千本につき八百二十円とする。 2 たばこ税法附則第二条の規定の適用を受ける製造たばこに係るたばこ特別税の税率は、前項の規定にかかわらず、千本につき三百八十九円とする。 3 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこに係るたばこ特別税の税率は、第一項の規定にかかわらず、千本につき五百円とする。 第三節 免税及び税額控除等 (未納税移出等) 第九条 たばこ税法第十二条第一項、第十三条第一項及び第十四条第一項その他の法律の規定によりたばこ税を免除するときは、当該免除に係る製造たばこに係るたばこ特別税を免除する。ただし、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十一年法律第二十七号)の規定によりたばこ税を免除するときは、この項の規定は、適用しない。 2 前項の規定の適用を受けた製造たばこについてたばこ税法第十三条第七項その他の法律の規定によりたばこ税を徴収することとなるときは、当該たばこ税を徴収すべき者から当該製造たばこに係るたばこ特別税を徴収する。	(課税済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の場合のたばこ特別税の還付) 第十条 たばこ特別税及びたばこ税課税済みの製造たばこにつき、たばこ税法第十五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定によりたばこ税額として計算した金額の還付が行われるときは、当該還付に係る金額の計算に準じて計算したたばこ特別税額に相当する金額を、当該還付に係る金額にあわせて還付する。 2 前項の規定によりたばこ税額として計算した金額の還付にあわせてたばこ特別税額に相当する金額の還付が行われたときは、当該還付に係る金額の合算額の千分の二百八に相当するたばこ特別税額に相当する金額及び千分の七百九十二に相当するたばこ税額に相当する金額の還付があったものとする。 3 たばこ税法第十五条第二項及び第四項の規定は、第一項の規定による還付について準用する。この場合において、同条第二項中「輸出をした」とあるのは「輸出又は廃棄をした」と、「輸出先」とあるのは「輸出又は廃棄をした場合に限る。」と、「輸出された」とあるのは「輸出され、又は廃棄された」と、「これを」とあるのは「これを、輸出をした場合にあつては」と、「税関長」とあるのは「税関長に、廃棄をした場合にあつては廃棄の承認を受けた税関の税関長」と読み替えるものとする。	(戻入れの場合のたばこ特別税の控除等) 第十一条 たばこ特別税及びたばこ税課税済みの製造たばこにつき、たばこ税法第十八条第一項から第五項までの規定によりたばこ税額に相当する金額の控除又は当該控除すべき金額若しくはその不足額の還付が行われるときは、当該控除又は還付に係る金額の計算に準じて計算したたばこ特別税額に相当する金額を、当該控除又は還付に係る金額にあわせて控除し、又は還付する。 2 前項の規定によりたばこ税額に相当する金額の控除又は還付にあわせてたばこ特別税額に相当する金額の控除又は還付が行われたときは、これらの控除又は還付に係る金額の合算額の千分の二百八に相当するたばこ特別税額に相当する金額及び千分の七百九十二に相当するたばこ税額に相当する金額の控除又は還付があったものとする。 3 たばこ税法第十六条第六項及び第七項の規定は、第一項の規定による控除又は還付について準用する。 第四節 申告及び納付等 (申告及び納付等) 第十二条 たばこ特別税は、たばこ税の申告にあわせて申告して納付し、又はたばこ税にあわせて徴収しなければならない。 2 たばこ特別税及びたばこ税の納付があったときは、その納付に係る金額については、次の各
---	--	---	--

号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定めるたばこ特別税及びたばこ税の納付があつたものとする。

一 製造たばこ(次号及び第三号に掲げる製造たばこを除く) 千分の二百八に相当する税額のたばこ特別税及び千分の七百九十二に相当する税額のたばこ税

二 たばこ税法第二十一条第二項の規定の適用を受ける製造たばこ 千分の百十六に相当する税額のたばこ特別税及び千分の八百八十四に相当する税額のたばこ税

三 租税特別措置法第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこ 千分の九十一に相当する税額のたばこ特別税及び千分の九百九に相当する税額のたばこ税

(担保の提供)

第十三条 たばこ税法第二十一条の規定による担保を提供する者は、政令で定めるところにより、たばこ特別税に相当する担保をあわせて提供しなければならない。

2 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、たばこ税法第二十三条第一項の規定により担保の提供を命ずるときは、政令で定めるところにより、たばこ特別税額に相当する担保をあわせて提供すべきことを命じなければならない。

3 たばこ税法第二十三条第二項の規定は、前項の規定により提供される担保について準用する。

る。

(延滞税)

第十四条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の規定によりたばこ特別税及びたばこ税に係る延滞税を納付すべき場合においては、未納に係るたばこ特別税額及びたばこ税額の合算額について同法の規定による延滞税の額の計算に準じて計算した金額の千分の二百八に相当する金額及び千分の七百九十二に相当する金額を、それぞれ同法の規定により納付すべきたばこ特別税に係る延滞税の額及びたばこ税に係る延滞税の額とする。

2 たばこ税法第二十一条第二項の規定の適用を受ける製造たばこに係る前項の規定の適用については、同項中「千分の二百八」とあるのは「千分の百十六」と、「千分の七百九十二」とあるのは「千分の八百八十四」とする。

3 租税特別措置法第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこに係る第一項の規定の適用については、同項中「千分の二百八」とあるのは「千分の九十一」と、「千分の七百九十二」とあるのは「千分の九百九」とする。

4 第十二条第一項の規定は、第一項(第二項及び前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する延滞税を納付する場合について準用する。

(過少申告加算税又は無申告加算税)

第十五条 前条第一項(同条第二項の規定により

読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、国税通則法の規定によりたばこ特別税及びたばこ税に係る過少申告加算税又は無申告加算税を納付すべき場合について準用する。

2 第十二条第一項の規定は、前項に規定する過少申告加算税又は無申告加算税を納付する場合について準用する。

(還付及び充当)

第十六条 たばこ特別税に係る過誤納金は、たばこ税に係る過誤納金にあわせて還付しなければならぬ。

2 国税通則法第五十六条第一項に規定する還付金等及び同法の規定による還付加算金を未納のたばこ特別税及びたばこ税に充当するときは、これらの税にあわせて充当しなければならない。

3 第一項の規定による還付があつたときは、その還付に係る金額の千分の二百八に相当するたばこ特別税の過誤納金及び千分の七百九十二に相当するたばこ税の過誤納金の還付があつたものとし、前項の規定による充当があつたときは、その充当に係る金額の千分の二百八に相当する未納のたばこ特別税及び千分の七百九十二に相当する未納のたばこ税に対する充当があつたものとする。

4 第十四条第二項又は第三項の規定は、たばこ税法第二十一条第二項又は租税特別措置法第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこに係る前項の規定の適用について準用する。

(端数計算)

ここに係る前項の規定の適用について準用する。

(還付加算金)

第十七条 国税通則法の規定により還付加算金を、第二十一条第一項及びたばこ税法第十六条の規定によるたばこ特別税及びたばこ税の還付に係る金額又はたばこ特別税額及びたばこ税額の過誤納額に加算すべき場合においては、これらの還付に係る金額の合算額又は過誤納額の合算額に準じて計算した金額の千分の二百八に相当する金額及び千分の七百九十二に相当する金額を、それぞれ国税通則法の規定により加算すべきたばこ特別税に係る還付加算金及びたばこ税に係る還付加算金とする。

2 第十四条第二項又は第三項の規定は、たばこ税法第二十一条第二項又は租税特別措置法第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこに係る前項の規定の適用について準用する。

3 たばこ特別税及びたばこ税に係る還付加算金は、あわせて支払又は充当をしなければならない。

(端数計算)

第十八条 たばこ特別税及びたばこ税の額又はこれらの税に係る国税通則法第五十六条第一項に規定する還付金等の金額を計算する場合における端数計算については、これらの税の額の合算額又は当該還付金等の金額の合算額につき、同法の規定を適用する。

第五節 雜則

(当該職員の特権)

第十九条 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員(以下この章において「当該職員」という。)は、たばこ特別税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることが出来る。

一 たばこ税法第二十五条に規定する者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関する製造たばこ、帳簿書類その他の物件を検査すること。

二 製造たばこを保稅地域から引き取る者に対して質問し、その引き取る製造たばこを検査すること。

三 第一号に規定する者の業務に関する製造たばこ又は前号に規定する製造たばこについて必要最少限度の分量の見本を採取すること。

四 運搬中の製造たばこを検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

2 当該職員は、たばこ特別税に関する調査について必要がある場合には、特定販売業者(たばこ税法第十一条第二項に規定する特定販売業者をいう。附則第三条において同じ。)、卸売販売業者(同法第二十七条第二項に規定する卸売販売業者をいう。又は小売販売業者(同項に規定する小売販売業者をいう。附則第三条において同じ。))の組織する団体(当該団体をもって組織する団体を含む。)に対して、その団体の製造たばこの取引に関し参考となるべき事項を諮問することが出来る。

3 第一項第三号の規定により採取した見本に関しては、第五条及び第十二条の規定は、適用しない。

4 当該職員は、第一項又は第二項の規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を持参し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(たばこ特別税に係るたばこ税法の適用の特例等)

第二十条 たばこ特別税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
たばこ税法	第十二条第五項及び第十三条第四項	たばこ税	たばこ税及びたばこ特別税

租税特別措置法		たばこ税法		たばこ税及びたばこ特別税	
第八十八条第一項	たばこ税法	たばこ税法	たばこ税及びたばこ特別税	たばこ税及びたばこ特別税	たばこ税及びたばこ特別税
第八十八条第二項	たばこ税法	たばこ税法	たばこ税及びたばこ特別税	たばこ税及びたばこ特別税	たばこ税及びたばこ特別税
第二十一条第一号	たばこ税	たばこ税	たばこ税及びたばこ特別税	たばこ税及びたばこ特別税	たばこ税及びたばこ特別税
第二条第三号	たばこ税	たばこ税	たばこ税及びたばこ特別税	たばこ税及びたばこ特別税	たばこ税及びたばこ特別税
第二条第三号	たばこ税	たばこ税	たばこ税及びたばこ特別税	たばこ税及びたばこ特別税	たばこ税及びたばこ特別税
第七条第一項	たばこ税	たばこ税	たばこ税及びたばこ特別税	たばこ税及びたばこ特別税	たばこ税及びたばこ特別税
第七条第二項	たばこ税	たばこ税	たばこ税及びたばこ特別税	たばこ税及びたばこ特別税	たばこ税及びたばこ特別税
第七条第三項	たばこ税	たばこ税	たばこ税及びたばこ特別税	たばこ税及びたばこ特別税	たばこ税及びたばこ特別税
第七条第四項	たばこ税	たばこ税	たばこ税及びたばこ特別税	たばこ税及びたばこ特別税	たばこ税及びたばこ特別税
第十四条第二項	たばこ税	たばこ税	たばこ税及びたばこ特別税	たばこ税及びたばこ特別税	たばこ税及びたばこ特別税
第九十九条	たばこ税	たばこ税	たばこ税及びたばこ特別税	たばこ税及びたばこ特別税	たばこ税及びたばこ特別税
第九十九条第一項	たばこ税	たばこ税	たばこ税及びたばこ特別税	たばこ税及びたばこ特別税	たばこ税及びたばこ特別税

2 前項に定めるもののほか、たばこ特別税に係るたばこ税法その他の法令の規定の技術的読替えその他この章の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

第六節 罰則

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の行為によりたばこ特別税を免れ、又は免れようとした者

二 偽りその他不正の行為により第十条第一項又は第十一条第一項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

2 前項の犯罪に係る製造たばこに対するたばこ特別税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該たばこ特別税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第二十二條 第十九条第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の問題に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

第二十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前二条の違反行為

をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により第二十一条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第四章 たばこ特別税の収入の帰属等

(たばこ特別税の収入の帰属)

第二十四條 各年度におけるたばこ特別税の収入は、当該各年度の国債整理基金特別会計の歳入に組み入れるものとする。

(国債収納金整理資金に関する法律の適用に関する特例)

第二十五條 前条の規定によりたばこ特別税の収入を国債整理基金特別会計の歳入に組み入れる場合における国債収納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)第六条第一項の規定の適用については、同項中「石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」とあるのは、「国債整理基金特別会計、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」とする。

(一般会計からの国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例)

第二十六條 第二十四條の規定によりたばこ特別税の収入を国債整理基金特別会計の歳入に組み入れる場合においては、当該組み入れられた金額に相当する金額が国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第二条第一項の規定により一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れられたものとみなす。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年十月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、平成十四年度において、郵便貯金事業の経営の健全性の確保の観点から必要と認められる場合には、繰り入れた特別繰入金金の総額、同事業を取り巻く経済社会情勢等を踏まえ、同事業の経営の健全性の確保のための適切な措置を検討する。

額に相当する金額が国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第二条第一項の規定により一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れられたものとみなす。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年十月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、平成十四年度において、郵便貯金事業の経営の健全性の確保の観点から必要と認められる場合には、繰り入れた特別繰入金金の総額、同事業を取り巻く経済社会情勢等を踏まえ、同事業の経営の健全性の確保のための適切な措置を検討する。

(手持品課税等)

第三条 平成十年十月一日(以下「指定日」という。)に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で作製たばこを販売するため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する製造たばこの本数(たばこ税法第十条の規定により、たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数とし、二以上の場所で作製たばこを所持する場合には、その合計本数とする。)が三万本以上あるときは、当該製造たばこについては、その者が製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、

次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率によりたばこ特別税を課する。

一 製造たばこ(次号に掲げる製造たばこを除く。) 千本につき八百二十円

二 たばこ税法附則第二条の規定の適用を受ける製造たばこ 千本につき三百八十九円

2 前項に規定する者は、その所持する製造たばこで同項の規定に該当するものの貯蔵場所(小売販売業者にあつては、たばこ事業法第二十一条第一項に規定する営業所。以下この項において同じ。)ごとに、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、指定日から起算して一月以内に、その貯蔵場所の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分(たばこ税法第二条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。)及び区分ごとの数量

二 前号の数量により算定した前項の規定によるたばこ特別税額及び当該たばこ特別税額の合計額

三 その他参考となるべき事項

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成十一年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げるたばこ特別税額の合計額に相当するたばこ特別税を、国に納付しな

ければならない。

4 前項の規定は、同項に規定する第二項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係るたばこ特別税につき、国税通則法に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したものの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたもののうち同法第三十五条第二項第二号の規定による納付の期限が前項の納期限前に到来するものについて準用する。

5 第一項の規定によりたばこ特別税を課された、又は課されるべき製造たばこのうち、特定販売業者が、自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを輸出した場合又は自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを保税地域に入れ、あらかじめ政令で定めるところにより税関長の承認を受けて廃棄した場合において、当該特定販売業者が、政令で定めるところにより、当該製造たばこが同項の規定によりたばこ特別税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの輸出の申告をした、又は廃棄の承認を受けた税関長の確認を受けたときは、当該たばこ特別税額に相当する金額は、第十条の規定に準じて、その者の還付に係るたばこ税額に相当する金額にあわせて還付する。

6 次の各号に掲げる場合において、当該各号に

規定する製造たばこ製造者(たばこ税法第六条第四項に規定する製造たばこ製造者をいう。以下この項において同じ。)が政令で定めるところにより、当該製造たばこが第一項の規定によるたばこ特別税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの戻入れ又は移入に係る製造たばこの製造場の所在地を所轄する税務署長の確認を受けたときは、当該たばこ特別税額に相当する金額は、第十一条の規定に準じて、その者の控除又は還付に係るたばこ税額に相当する金額にあわせて控除し、又は還付する。

一 製造たばこ製造者がその製造場から移出した製造たばこで、第一項の規定によるたばこ特別税を課された、又は課されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合(当該製造たばこで製造たばこの販売業者から返品されたものその他政令で定めるところにより当該製造たばこ製造者の他の製造たばこの製造場に移入された場合を含む。)

二 前号に該当する場合を除き、製造たばこ製造者が、他の製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこで第一項の規定によるたばこ特別税を課された、又は課されるべきものを製造たばこの製造場に移入し、当該製造たばこをその移入した製造場から更に移出した場合

7 たばこ税法第二十六条(第二号を除く。)の規

定は、第二項の規定による申告書を提出しなればならない者について準用する。

2 指定日前に製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこ(前条第一項の規定の適用を受けるものを除く。)に係る災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七条の規定の適用については、前項の規定に準じ、政令で定める。

8 第二項の規定による申告書の提出を怠った者は、二十万円以下の罰金に処する。

理由
最近における一般会計の収支が著しく不均衡となつていく状況において、日本国有鉄道清算事業団の長期借入金に係る債務等を一般会計において承継すること等及び国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定の負担に属する平成七年九月二十九日までに借り入れられた借入金に係る債務等を一般会計に帰属させることに伴い一般会計の負担が増加することにかんがみ、平成十年度から平成十四年度までの間における郵便貯金特別会計一般勘定からの一般会計への繰入れの特例措置を講ずるとともに、たばこ特別税を創設しその収入を国債整理基金特別会計の歳入とすること等の措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

9 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

一 議案の目的及び要旨
本案は、日本国有鉄道清算事業団の長期借入

第四条 指定日前に製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこ(前条第一項の規定の適用を受けるものを除く。)につき、たばこ税法第十八条第一項、第三項又は第五項の規定の適用がある場合において、これらの規定による控除を受けようとする月分が平成十年十月分以後の月分であるときは、当該控除を受けようとする月分について同法第十七条第一項の規定による申告書の提出を要しないときとみなして、同法第十八条及び第十七条第二項の規定を適用する。この場合において、同条第一項の規定の適用については、同項第五号中「たばこ税額」とあるのは、「たばこ税額(一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律附則第四条第一項の規定による還付を受けようとするたばこ税額を除くものとし」とする。

一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案(内閣提出、第四百二十二回国会法第四三三号)に関する報告書

金に係る債務等を一般会計において承継すること等及び国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定の負担に属する平成七年九月二十九日まで借入れられた借入金に係る債務等を一般会計に帰属させることに伴い一般会計の負担が増加することにかんがみ、郵便貯金特別会計一般勘定からの一般会計への繰入れの特例措置を講ずるとともに、たばこ特別税を創設しその収入を国債整理基金特別会計の歳入とすること等の措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 郵便貯金特別会計一般勘定からの一般会計への特別繰入金の繰入れ

一般会計の歳入の財源に充てるため、平成十年度から平成十四年度までの各年度において、郵便貯金特別会計一般勘定から、一兆円の五分の一に相当する金額を限り、予算で定めるところにより、一般会計へ繰り入れることとする。

2 たばこ特別税の創設

(一) 課税物件
製造たばこを課税物件として、当分の間、たばこ特別税を課することとする。

(二) 納税義務者

製造たばこをその製造場から移出した製造たばこの製造者及び製造たばこを保稅地域から引き取る者を納税義務者とする。とする。

(三) 課税標準

たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数を課税標準とすることとする。

(四) 税率

税率は、八百二十円/千本とすることとする。

ただし、専売納付金制度下において三級品とされていた紙巻たばこの税率は三百八十九円/千本とし、入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例措置の適用を受ける紙巻たばこの税率は五百円/千本とすることとする。

(五) 申告及び納付

たばこ特別税は、たばこ税にあわせて申告して納付することとする。

3 施行期日

この法律は、平成十年十月一日から施行することとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、日本国有鉄道清算事業団の長期債務及び国有林野事業の累積債務の一般会計への承継に伴い一般会計の負担が増加することにかんがみ、一般会計の財源の補充を図るための措置を講ずるものとして、妥当と認めるが、施行期日について修正を行う必要があるため、別紙のとおり修正議決すべきものと決した次第である。

三 本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする

する経費

平成十年度一般会計歳入予算に、郵便貯金特別会計からの受入金二千億円、国債整理基金特別会計歳入予算に、たばこ特別税千二百億円が計上されている。

なお、本修正に伴うたばこ特別税の平成十年度における減収見込額は、約四百三十四億円である。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して宮澤大蔵大臣より、修正案に対して「異議はない。」旨の意見が述べられた。右報告する。

平成十年十月五日

日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革等に関する特別委員長 大原 一三

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

(小字及び一は修正)

一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 郵便貯金特別会計一般勘定からの一般会計への特別繰入金の繰入れ(第二条)

条)

第三章 たばこ特別税

第一節 総則(第三条・第六条)

第二節 課税標準及び税率(第七条・第八条)

第三節 免税及び税額控除等(第九条・第十四条)

第四節 申告及び納付等(第十二条・第十八条)

第五節 雑則(第十九条・第二十条)

第六節 罰則(第二十一条・第二十三条)

第四章 たばこ特別税の収入の帰属等(第二十四条・第二十六条)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、最近における一般会計の収支が著しく不均衡となつてゐる状況において、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第 号)の規定により日本国有鉄道清算事業団の長期借入金に係る債務等を一般会計において承継すること及び政府の同事業団に対する無利子貸付金に係る同事業団の債務を免除すること並びに国有林野事業の改革のための特別措置法(平成十年法律第 号)の規定により国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定の負担に属する平成七年九月二十九日までに借入れられた借入金に係る債務等を一般会計に帰属させることに伴い一般会計の負担が増加することにかんがみ、平成十年度から平成十四年度までの間における郵

2 前項の規定によりたばこ税額として計算した金額の還付にあわせてたばこ特別税額に相当する金額の還付が行われたときは、当該還付に係る

る金額の合算額の千分の二百八に相当するたばこ特別税額に相当する金額及び千分の七百九十二に相当するたばこ特別税額に相当する金額の還付があったものとする。

3 たばこ税法第十五条第二項及び第四項の規定は、第一項の規定による還付について準用する。この場合において、同条第二項中「輸出をした」とあるのは「輸出又は廃棄をした」と、「輸出先」とあるのは「輸出先(輸出をした場合に限る。)」と、「輸出されたこと」とあるのは「輸出され、又は廃棄されたこと」と、「これを」とあるのは「これを、輸出をした場合にあつては」と、「税関長」とあるのは「税関長に、廃棄をした場合にあつては廃棄の承認を受けた税関の税関長」と読み替へるものとする。

(戻入の場合のたばこ特別税の控除等)

第十一条 たばこ特別税及びたばこ税課税済みの製造たばこにつき、たばこ税法第十六条第一項から第五項までの規定によりたばこ税額に相当する金額の控除又は当該控除すべき金額若しくはその不足額の還付が行われるときは、当該控除又は還付に係る金額の計算に準じて計算したたばこ特別税額に相当する金額を、当該控除又は還付に係る金額にあわせて控除し、又は還付する。

2 前項の規定によりたばこ税額に相当する金額の控除又は還付にあわせてたばこ特別税額に相当する金額の控除又は還付が行われたときは、

これらの控除又は還付に係る金額の合算額の千分の二百八に相当するたばこ特別税額に相当する金額及び千分の七百九十二に相当するたばこ税額に相当する金額の控除又は還付があったものとする。

3 たばこ税法第十六条第六項及び第七項の規定は、第一項の規定による控除又は還付について準用する。

第四節 申告及び納付等

(申告及び納付等)

第十二条 たばこ特別税は、たばこ税の申告にあわせて申告して納付し、又はたばこ税にあわせて徴収しなければならない。

2 たばこ特別税及びたばこ税の納付があつたときは、その納付に係る金額については、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定めるたばこ特別税及びたばこ税の納付があつたものとする。

一 製造たばこ(次号及び第三号に掲げる製造たばこを除く。) 千分の二百八に相当する税額(たばこ特別税及び千分の七百九十二に相当する税額)のたばこ税

二 たばこ税法第十一条第二項の規定の適用を受ける製造たばこ 千分の百十六に相当する税額(たばこ特別税及び千分の八百八十四に相当する税額)のたばこ税

三 租税特別措置法第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこ 千分の九十一

に相当する税額(たばこ特別税及び千分の九百九に相当する税額)のたばこ税

(担保の提供)

第十三条 たばこ税法第二十二條の規定による担保を提供する者は、政令で定めるところにより、たばこ特別税に相当する担保をあわせて提供しなければならない。

2 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、たばこ税法第二十三條第一項の規定により担保の提供を命ずるときは、政令で定めるところにより、たばこ特別税額に相当する担保をあわせて提供すべきことを命じなければならない。

3 たばこ税法第二十三條第二項の規定は、前項の規定により提供される担保について準用する。

(延滞税)

第十四条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の規定によりたばこ特別税及びたばこ税に係る延滞税を納付すべき場合においては、未納に係るたばこ特別税額及びたばこ税額の合算額について同法の規定による延滞税の額の計算に準じて計算した金額の千分の二百八に相当する金額及び千分の七百九十二に相当する金額を、それぞれ同法の規定により納付すべきたばこ特別税に係る延滞税の額及びたばこ税に係る延滞税の額とする。

2 たばこ税法第二十一條第二項の規定の適用を受ける製造たばこ(次号及び第三号に掲げる製造たばこを除く。) 千分の二百八に相当する税額(たばこ特別税及び千分の七百九十二に相当する税額)のたばこ税

ける製造たばこに係る前項の規定の適用については、同項中「千分の二百八」とあるのは「千分の百十六」と、「千分の七百九十二」とあるのは「千分の八百八十四」とする。

3 租税特別措置法第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこに係る第一項の規定の適用については、同項中「千分の二百八」とあるのは「千分の九十一」と、「千分の七百九十二」とあるのは「千分の九百九」とする。

4 第十二條第一項の規定は、第二項(第二項及び前項の規定により読み替へて適用する場合を含む。)に規定する延滞税を納付する場合について準用する。

(過少申告加算税又は無申告加算税)

第十五条 前条第一項(同条第二項の規定により読み替へて適用する場合を含む。)の規定は、国税通則法の規定によりたばこ特別税及びたばこ税に係る過少申告加算税又は無申告加算税を納付すべき場合について準用する。

2 第十二條第一項の規定は、前項に規定する過少申告加算税又は無申告加算税を納付する場合について準用する。

(還付及び充當)

第十六条 たばこ特別税に係る過誤納金は、たばこ税に係る過誤納金にあわせて還付しなければならない。

2 国税通則法第五十六條第一項に規定する還付金等及び同法の規定による還付加算金を未納の

たばこ特別税及びたばこ税に充当するときは、これらの税にあわせて充当しなければならない。

3 第一項の規定による還付があったときは、その還付に係る金額の千分の二百八に相当するたばこ特別税の過誤納金及び千分の七百九十二に相当するたばこ税の過誤納金の還付があったものとし、前項の規定による充当があったときは、その充当に係る金額の千分の二百八に相当する未納のたばこ特別税及び千分の七百九十二に相当する未納のたばこ税に対する充当があったものとする。

4 第十四条第二項又は第三項の規定は、たばこ税法第十二条第二項又は租税特別措置法第八十八條の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこに係る前項の規定の適用について準用する。

(還付加算金)

第十七条 国税通則法の規定により還付加算金を、第十一条第一項及びたばこ税法第十六條の規定によるたばこ特別税及びたばこ税の還付に係る金額又はたばこ特別税及びたばこ税の過誤納額に加算すべき場合においては、これらの還付に係る金額の合算額又は過誤納額の合算額についてこれらの規定による還付加算金の計算に準じて計算した金額の千分の二百八に相当する金額及び千分の七百九十二に相当する金額を、それぞれ国税通則法の規定により加算すべきた

ばこ特別税に係る還付加算金及びたばこ税に係る還付加算金とする。

2 第十四条第二項又は第三項の規定は、たばこ税法第十二条第二項又は租税特別措置法第八十八條の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこに係る前項の規定の適用について準用する。

3 たばこ特別税及びたばこ税に係る還付加算金は、あわせて支払又は充当をしなければならない。

(端数計算)

第十八条 たばこ特別税及びたばこ税の額又はこれらの税に係る国税通則法第五十六條第一項に規定する還付金等の金額を計算する場合における端数計算については、これらの税の額の合算額又は当該還付金等の金額の合算額につき、同法の規定を適用する。

第五節 雑則

(当該職員の権限)

第十九条 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員(以下この章において「当該職員」という。)は、たばこ特別税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることができ

一 たばこ税法第二十五条に規定する者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関する製造たばこ、帳簿書類その他の物件を検査すること。

二 製造たばこを保税地域から引き取る者に対

して質問し、その引き取る製造たばこを検査すること。

三 第一号に規定する者の業務に関する製造たばこ又は前号に規定する製造たばこについて必要最少限度の分量の見本を採取すること。
四 運搬中の製造たばこを検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

2 当該職員は、たばこ特別税に関する調査について必要がある場合には、特定販売業者(たばこ税法第十二条第二項に規定する特定販売業者をいう。附則第三条において同じ。)、卸売販売業者(同法第二十七條第二項に規定する卸売販売業者をいう。又は小売販売業者(同項に規定する小売販売業者をいう。附則第三条において同じ。))の組織する団体(当該団体をもって組織する団体を含む。)に対して、その団体の製造たばこの取引に関し参考となるべき事項を諮問

することができる。

3 第一項第三号の規定により採取した見本に関しては、第五条及び第十二條の規定は、適用しない。

4 当該職員は、第一項又は第二項の規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(たばこ特別税に係るたばこ税法の適用の特例)
第二十条 たばこ特別税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
たばこ税法	第十二條第五項及び第十三條第四項	たばこ税	たばこ税及びたばこ特別税
租税特別措置法	第八十八條第一項	たばこ税法	たばこ税法、一般會計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成十年法律第 号。次項において「特別措置法」という。)
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律	第八十八條第二項	たばこ税法	たばこ税法及び特別措置法
	第二條第一号	たばこ税	たばこ税、たばこ特別税

国税通則法	第二条第三号	たばこ税	たばこ税、たばこ特別税
国税徴収法(昭和三十三年法律第百四十七号)	第二条第三号	たばこ税	たばこ税、たばこ特別税
災害被害者に対する租税の減免徴収等に関する法律(昭和二十二年法律第百七十五号)	第七条第二項	たばこ税	たばこ税、たばこ特別税
	第七条第二項	第十六条第一項若しくは第五項	第十六条第一項若しくは第五項、一般会計における債務の承継等に必要となる財源の確保に保つる特別措置に関する法律(第四項において特別措置法という)第四十一条第一項(たばこ税法第十六条第一項又は第五項の規定に係る部分に限る。)
	第七条第三項	地方道路税	地方道路税又はたばこ税及びたばこ特別税
	第七条第四項	これらの税目	揮発油税及び地方道路税又はたばこ税及びたばこ特別税
相統税法(昭和二十五年法律第七十三号)	第十四条第二項	たばこ税	たばこ税、たばこ特別税
会社更生法(昭和二十七年法律第百七十一号)	第一百九条	たばこ税	たばこ税、たばこ特別税
たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)	第九条第一項	たばこ税及び	たばこ税及び一般会計における債務の承継等に必要となる財源の確保に保つる特別措置に関する法律(平成十年法律第 号)に規定するたばこ特別税並びに

2 前項に定めるもののほか、たばこ特別税に係るたばこ税法その他の法令の規定の技術的調整その他のこの章の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六節 罰則
第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の行為によりたばこ特別税を免れ、又は免れようとした者
二 偽りその他不正の行為により第十条第一項又は第十一条第一項の規定による還付を受け、又は受けようとした者
2 前項の犯罪に係る製造たばこに対するたばこ特別税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該たばこ特別税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。
第二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金を科する。
2 前項の規定により第二十一条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第四章 たばこ特別税の収入の帰属等
(たばこ特別税の収入の帰属)
第二十四条 各年度におけるたばこ特別税の収入は、当該各年度の国債整理基金特別会計の歳入に組み入れるものとする。
(国債整理基金特別会計に関する法律の適用に関する特例)
第二十五条 前条の規定によりたばこ特別税の収入を国債整理基金特別会計の歳入に組み入れる場合における国債整理基金特別会計に関する法律(昭和二十九年法律第三十八号)第六条第二項の規定の適用については、同項中「石炭並びに石油及びエネルギー供給構造高度化対策特別会計」とあるのは、「国債整理基金特別会計、石炭並びに石油及びエネルギー供給構造高度化対策特別会計」とする。
(一般会計からの国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例)
第二十六条 第二十四条の規定によりたばこ特別税の収入を国債整理基金特別会計の歳入に組み入れる場合においては、当該組み入れられた金額に相当する金額が国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第八号)第二条第一項の規定により一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れられたものとみなす。
附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日平成十年十月一日から施行

する。ただし、第三章の規定並びに附則第三条及び第四条の規定は、平成十年十一月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、平成十四年度において、郵便貯金事業の経営の健全性の確保の観点から必要と認められる場合には、繰り入れた特別繰入金金の総額、同事業を取り巻く経済社会情勢等を踏まえ、同事業の経営の健全性の確保のための適切な措置を検討する。

(手持品課税等)

第三条 平成十年^{十一}月一日(以下「指定日」という。)に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所^一で製造たばこを販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する製造たばこの本数(たばこ税法第十条の規定により、たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数とし、二以上の場所で製造たばこを所持する場合には、その合計本数とする。)が三万本以上であるときは、当該製造たばこについては、その者が製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率によりたばこ特別税を課する。

一 製造たばこ(次号に掲げる製造たばこを除く。) 千本につき八百二十円

二 たばこ税法附則第二条の規定の適用を受け

る製造たばこ 千本につき三百八十九円

2 前項に規定する者は、その所持する製造たばこで同項の規定に該当するものの貯蔵場所(小売販売業者にあつては、たばこ事業法第二十二

条第一項に規定する営業所。以下この項において同じ。)ごとに、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、指定日から起算して一月以内に、その貯蔵場所の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分(たばこ税法第二条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。)及び区分ごとの数量

二 前号の数量により算定した前項の規定によるたばこ特別税額及び当該たばこ特別税額の合計額

三 その他参考となるべき事項

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成十一年^五三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げるたばこ特別税額の合計額に相当するたばこ特別税を、国に納付しなければならない。

4 前項の規定は、同項に規定する第二項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係るたばこ特別税につき、国税通則法に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出した

もの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたもののうち同法第三十五条第二項第一号の規定による納付の期限が前項の納期限前に到来するものについて準用する。

5 第一項の規定によりたばこ特別税を課された、又は課されるべき製造たばこのうち、特定販売業者が、自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを輸出した場合又は自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを保税地域に入れ、あらかじめ政令で定めるところにより税関長の承認を受けて廃棄した場合において、当該特定販売業者が、政令で定めるところにより、当該製造たばこが同項の規定によりたばこ特別税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの輸出の申告をした、又は廃棄の承認を受けた税関の税関長の確認を受けたときは、当該たばこ特別税額に相当する金額は、第十条の規定に準じて、その者の還付に係るたばこ税額に相当する金額にあわせて還付する。

又は移入に係る製造たばこの製造場の所在地を所轄する税務署長の確認を受けたときは、当該たばこ特別税額に相当する金額は、第十一条の規定に準じて、その者の控除又は還付に係るたばこ税額に相当する金額にあわせて控除し、又は還付する。

一 製造たばこ製造者がその製造場から移出した製造たばこで、第一項の規定によるたばこ特別税を課された、又は課されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合(当該製造たばこで製造たばこの販売業者から返品されたものその他政令で定めるものが当該製造たばこ製造者の他の製造たばこの製造場に移入された場合を含む。)

二 前号に該当する場合を除き、製造たばこ製造者が、他の製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこで第一項の規定によるたばこ特別税を課された、又は課されるべきものを製造たばこの製造場に移入し、当該製造たばこをその移入した製造場から更に移出した場合

7 たばこ税法第二十六条第二号を除く。)の規定は、第二項の規定による申告書を提出しなければならない者について準用する。

8 第二項の規定による申告書の提出を怠つた者は、二十万円以下の罰金に処する。

9 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業

務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

(戻入の場合のたばこ税の控除等に関する経過措置)

第四条 指定日前に製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこ(前条第一項の規定の適用を受けるものを除く。)につき、たばこ税法第十六条第一項、第三項又は第五項の規定の適用がある場合において、これらの規定による控除を受けようとする月分が平成十年^{十二}十月分以後の月分であるときは、当該控除を受けようとする月分については、同法第十七条第一項の規定による申告書の提出を要しないときとみなして、同法第十六条及び第十七条第二項の規定を適用する。この場合において、同条第一項の規定の適用については、同項第五号中「たばこ税額」とあるのは、「たばこ税額(一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律附則第四条第一項の規定による還付を受けようとするたばこ税額を除くものとし、)とする。

2 指定日前に製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこ(前条第一項の規定の適用を受けるものを除く。)に係る災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七条の規定の適用につ

いては、前項の規定に準じ、政令で定める。

平成十年十月六日 衆議院會議録第十六号

七二

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 三〇五円 送料別